

まず一つは、福岡県荊田町に起きております、住民税の一部を町会計に計上しないで裏口座に入っていたという不正操作事件が報じられておるわけでございます。当時の町長は、現衆議院議員の尾形議員だと言われているわけでありまして。新聞の報ずるところによりますと、大体こういう不正は昭和四十年代から行われておりまして、ピンはね総額は約二億円に及んでいると言われているわけでありまして。

本件について東京地検の特捜部が捜査をされているという話ですが、当時、前収入役である花房氏は、検察庁の取り調べを受けてまして、尾形氏が出馬した六十年七月の町長選前後に、千五百万円を二回、二十万円を一回、裏口座から引き出して尾形氏に渡した、尾形氏は選挙で金が必要と言っていた、という供述をなした旨のような報道がなされておるわけでございますが、現在捜査中でありまして、できるだけ、答えられる範囲においてひとつ捜査の状況についてお話をいたしたいと思います。

○岡村政府委員 ただいま御指摘のありました件でございますが、東京地検におきまして告発を受けてまして、現在捜査中でございます。

告発事実の要旨でございますが、これは、荊田町の前収入役であります花房という者が公金数千万円を横領したということでございます。こういう事実で告発を受けましたので、現在東京地検におきまして捜査中でございます。捜査中でございますので、具体的な状況につきましては申し上げかねるところでございます。

○坂上委員 大変私たちの想像を絶するようなこととでございますが、県民税あるいは町民税を裏口座に入れておいてこれを横領または流用するということのようなことは、まさに前代未聞の犯罪じゃないかと思うか、こう思っておりますので、私は、本当に社会正義の実現のために、検察の適正な、かつ厳格な捜査を一刻も早く遂げられまして国民の前に明白にさせていただきますことを期待いたします。これ以上質問をすることは避けたい。

いま一つでございますが、これは私の出身地新潟県の名譽にもかかわることでございますが、大変たくさんの方議員さんの犯罪が、新潟県黒埼町と、それから鳥取県国府町に起きている事実でございます。

黒埼町の事件は、定員二十六名のところ十四名が県議員の選挙で買収罪で逮捕されているという事件でございます。鳥取県の国府町の事件も、町議会議員十六名中十二名が逮捕されまして、臨時会も開けず、出直しも候補者難というように記事が報じられておるわけでありまして。この二つとも、議会制民主主義、選挙に対する国民の信頼を失うこと極めて大きいのでありまして、厳格な規制が望まれるところでございますが、今後さらにこのような間違いが起つて、さらにこれをもとにいたしまして間違いが起つてはいかぬと思っておりますので、自治省に御質問を申し上げたいのであります。

黒埼町は、定員二十六名中十四名逮捕されました。そして、きょう現在ではもう十四名いづれも釈放されたという状況でございますが、まだ議会は開かれておりません。そして十四名中七名から辞職願が提出をされておるわけでございますが、しかしこれには議会在開会されておられません。それから議長、副議長が選任をされておられません。また、仮議長も選任をされておられません。したがって、自治法によりまして、辞職願を閉会中に出す場合、議長がこれを受理して許可権があると言われているわけでございまして、議長、副議長がおられない、かつまた仮議長がおられないというような場合、年長議員が受理してこれについて許可権があるとも言われているのであります。しかし地方自治法を讀みますと、これに對する規定はないようでございます。しかも年長者については、御存じのとおり議会在開会前に年長者をもって臨時議長とすることが規定の中であるわけであります。そうだといたしますと、一応自治省の見解では、年長議員が議員の辞職の許可権を持つたとき説明もなされておるようでございます。

いいます、いかがなものかと思っておるわけでありまして、黒埼町の今申し上げました実態を踏まえながら、自治省の御見解を賜りたいと思っております。

○濱田説明員 正副議長がともにいない場合に、議員の辞職につきまして年長議員が許可できるという行政実例があることは御指摘のとおりでございます。

この考え方ににつきまして条文上直接の規定があるかという御趣旨でございますが、確かにこれにつきましてはないわけでございます。しかしながら、議員の辞職というのは一身上の問題でございますので、これが辞職できないということは制度的にいかかかということでございますが、ただ、その職が公の職であるがために議長の許可を要する、こういう慎重な手続になっているということから申しまして、やはり辞職をするためには許可が必要であるという理解でございます。そうしますと、自治法の中でそういう解釈をしていく上で参考になる条文がないかということでございますが、自治法の百七条の中で、議会在開会を選舉する場合に、「議長の職務を行つた者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行ふ」ということになっておまして、年長の議員に議長の役割を与えるようにしてあるわけでございます。

こういったことから考えますと、議長が不在の場合に、許可は必要である、そしてその許可を与えるにふさわしい議長の職務を行える者は、ということになりますと、この百七条を類推して、臨時議長に当たるべき年長の議員が辞職を許可することとができる、このように解釈するのが最も条理に適している、このような理解をいたしていただいております。

○坂上委員 時間がありますから要望だけをしておきますが、なぜこういう問題を取り上げるかと申しますと、御存じのとおり二十六名中七名が辞職願を出した。年長者がこれを許可した。そして二人、何か三カ月以内であれば繰り上げ当選ができるそうです。しかし六分の一の定員が欠けます

と、補欠選挙ということになるそうです。やはり五名以上がどうも欠員になるのじゃないか。そうだとするならば補欠選挙がある。しかし、年長者のこの辞職の許可権が違法であったとしたら、これは選挙無効になるわけでは。あるいは当選無効になるわけでは。これまた騒ぎになるわけでありまして、黒埼町では慎重な取り扱いをなさっておるようでございますが、今言ったように臨時議長にそれだけの権限を果たして地方自治法は与えておるのかどうか。確かに行政実例がある、こうおっしゃっておいりますが、この行政実例は果たして本当に正しいのだろうかという、私は、一応臨時議長に大変な権限を与える、しかも臨時議長というのは、まあきょう招集になった、その日の程度の臨時議長でありまして、当選から開会まで臨時議長の権限を持つのだろうかという、これまた疑問なのじゃないか。自治省、こう思っておるわけでございまして、自治省、本当に心配ない、こういうふうに見えるかどうか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○濱田説明員 具体的な議員の辞職の許可をどのように進めるかということにつきましては、これはその町の状況によりまして、例えばこういった逮捕者が釈放された後に臨時議會を招集されて、そのもとで辞職の許可を与えるということもあり得るわけでございますが、そういった事態になるかどうかということはおきまして、一応議員が辞職をしたいという場合の許可につきましては、議長、副議長が不在であるという場合に年長者が臨時議長として許可を与えるということとは正しいと理解をいたしております。

○坂上委員 ひとつ間違いないような御指導を期待いたしております。さて、コンピューター犯罪に関連をいたします刑法改正問題についてまず御質問申し上げます。最初、大臣に御質問申し上げたいと思うのであります。本改正によりまして、今後いよいよ増加すると思われるコンピューター犯罪には

の条文でも十分対処することができると、いかでございましょうか。

○遠藤国務大臣 御指摘の問題については、コンピュータの発達によって現行法では的確な対応が困難になったということで、各種の不正行為にこの法令によって十分対処することができると、このように考えております。

○坂上委員 きよう特許庁から来ていただいたておるわけですが、特に役所の中では特許庁が最もコンピュータと深い関係をお持ちなのだろうと思うのですが、今回のコンピュータ犯罪の刑法改正について特許庁としてはいかなる御所見をお持ちであるか、お答えいただきたいと思ひます。

○山本説明員 まず、私どもの事務処理の一端でコンピュータをいかに活用しているかということとございしますが、私どもは年間の特許等いわゆる工業所有権四法を合わせると約七十五万件の出願を受理しているわけでございします。このような膨大な事務を処理するために、私どもとしては昭和三十九年から電子計算機を導入してまいりまして、現在では大型コンピュータを二台活用しております。しかしながら、こういった出願がますます伸びると、私どもの審査資料もますます膨大なものとなっていくということでございまして、私どもとしてはこういうことに対処するため、昭和五十九年度から十年計画で実はパーパスシステムというものを推進しております。これは要するに出願から審査、審判、登録までの一連の事務処理をすべてコンピュータで処理しようというものでございまして、これができた場合には、私どもとしては相当高度な事務処理ができるものと自負しております。

そのような状況のもとで、私どもとしては電子計算機システムのセキュリティ対策というものをともと非常に重要なものだと思ひしております。そういう観点から、今回の電磁的記録に関する刑法改正案につきましては非常に意義の深いものであると認識しております。

○坂上委員 ありがとうございます。

それでは次に、本改正案の準備作業についてまずお聞きをいたしたいと思ひます。

その一つは、本改正案を準備するに当たりまして、法務省とされましてはコンピュータ関係業界や学界から意見を徴したと聞いておりますが、いかなる団体や大学やあるいは関係者に意見を照会をされたのか。二番目に、照会に当たりましては具体的な意見を求める方法をとられたのかどうか。そして三番目に、意見照会の結果の概要は大体どのようなアンケート結果が出てきたのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○岡村政府委員 まず第一点でございますが、法務省刑事局におきましては昭和六十一年五月十四日付で、コンピュータのメーカー、ユーザー、また法学部等を有しております全国の大学等約百カ所に対しまして、コンピュータ関連犯罪立法に関します意見の照会を行ったところでございします。また、五月二十六日から七月三十日までの五回にわたりまして、刑事局の中にコンピュータ関連犯罪立法研究会というものをつくりまして、関係省庁、関係団体との間で意見の交換を行ったところでございします。また六月以降、例えば日本電子工業振興協会、情報サービス産業協会、経済団体連合会、金融情報システムセンターなどの間で個別に意見交換を行うなどの措置をとったところでございまして、今回の立法に当たりましては各界の意見を十分に聴取し、これらの意見を参考にいたしまして立案作業を進めたところでございします。

次に、第二点の、その照会に当たってどのような方法をとったかということでございますが、文書によりまして意見照会を行うに当たりましては、本改正案と同様の三つの柱、すなわち電磁的記録の不正作偽、業務妨害、財産利得及びその他の項目につきまして、立法の必要性あるいはそのあり方に関します具体的な意見や希望を記載いただくようお願いしたところでございします。また、コンピュータ立法研究会におきまして

は、いろいろの問題点に關しまして刑事局の当時の検討結果を御説明いたしまして、個別の項目ごとに立法の必要性があるかどうか、またそのあり方はどうかということにつきまして幅広く御意見をいただいたところでございします。また、個別の意見交換の過程におきましては、本改正案を作成いたしました基本となっておりまして物の考え方、こういったものを説明いたしまして、それに對しまして具体的な御意見なり御要望を承ったところでございします。

その結果でございますが、こういった意見交換の過程で寄せられました意見を集約いたしますと、コンピュータ関連の不正行為に対処するための刑事立法が必要であるということ、また本改正案に盛り込まれておりますように、電磁的記録の不正作偽あるいはその毀棄の關係、また業務妨害の關係、さらに財産利得の關係、こういったものにつきましては立法の必要性があるということでは異論がなかったものであります。さらに、情報の不入手という問題につきましても検討の必要があり、これについてはさらに時間をかけて検討されたいという御意見もございました。また、立法のあり方につきましては、メーカーやユーザーの側にセキュリティ費用の増加等過重な負担を余儀なくさせるようなことには今後コンピュータの利用なり普及を阻害することにもなりかねないもので、そのようなことのないよう配慮してもらいたいという意見がございました。また、日常の企業活動に伴います過誤と犯罪行為とを構成要件において明確に区別してもらいたいという御意見があったところでございします。

以上のような次第でございまして、本改正案は、これらのいろいろな御意見なり御要望、御指摘、こういったものを十分考慮いたしましたし、また、必要な協議を十分に行って取りまとめたものでございします。

○坂上委員 次に、コンピュータの国外犯關係について御質問を申し上げたいと思ひます。まず、刑法第二条に關する問題でございします。

刑法第二条第五号には、改正部分は「第百五十八條及び公務員ニ依リ作ラル可キ電磁的記録ニ係ル第百六十一條ノ罪」、こういう改正が行われます。それと同じく第三条でございしますが、「本法ハ日本國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル日本國民ニ之ヲ適用ス」とありまして、三号に「前條第五号ニ記載シタル以外ノ電磁的記録ニ係ル第百六十一條ノ罪」、こういう改正になっておるわけでございしますが、この改正の趣旨はどのようなところにあるか、お聞きをいたします。

○岡村政府委員 電磁的記録の不正作偽用罪につきまして、国外犯の処罰規定を整理したところでございます。

すなわち、百五十八條は、公正証書の原本として電磁記録もこれに当たるとを明らかにする規定であります。次に、「公務員又ハ公務員ニ依リ作ラル可キ電磁的記録ニ係ル第百六十一條ノ罪」といいますのは、いわば従来の公文書に相当するものでございします。これらの不正作偽用罪につきましては、公文書偽造・同行使の罪と同じように、刑法二條の五号においてすべての者の国外犯を処罰することとしたのであります。

第三条の三号の關係でございしますが、これはその他の電磁記録、すなわち私文書に相当いたします電磁記録に關する不正作偽用罪でございまして、これらは現行の私文書偽造・同行使と同様にこの三条三号におきまして國民の国外犯を処罰することとしたものでございします。

なお、付加いたしますと、業務妨害罪につきましても新たな規定を設けることにいたしましたわけでございしますが、現行の威力・偽計業務妨害罪については国外犯処罰の規定がありませんので、これと同様に取り扱うこととしたしまして、国外犯処罰の中には含まなかったわけでございします。

また、電子計算機の詐欺罪を新たに設けたわけでございしますが、これは現行の詐欺罪と同様に國民の国外犯を処罰することとなるわけでございしますが、現行法の三條十四号の規定が「第二百四十

六条乃至第二百五十条ノ罪」という規定をいたしておるところでございまして、今度新設されます電子計算機の詐欺罪は二百四十六条ノ二になつておりますので、二百四十六条ないし二百五十条の罪というものの中に当然これが含まれるので、立法的な手当ての必要がない、こういうことでございします。

○坂上委員 それでは、今の改正の趣旨を具体的事例に当てはめまして御質問をいたしたいと思ひます。

例えば、国際データ通信回線を介しまして外国から日本国内のコンピュータにアクセスし、電磁的記録の不正作偽、供用、電子計算機損壊等の業務妨害などの加害行為を行った場合は、これは国内犯に当たるのか、国外犯に当たるのか、いかがでございしますか。

○岡村政府委員 御指摘のありましたような犯罪に当たる事実の一部が我が国内で生じている場合は、国内犯ということになるわけでございします。したがひまして、国外犯処罰規定の適用を待たないで、そういった場合には国内犯ということに処罰することができるとでございします。

○坂上委員 それでは今度は、第七条ノ二の定義規定の關係について御質問をいたします。

電磁的記録ということについて第七条ノ二は解説をしておりますが、しからば一体電磁的記録とは具体的にどのようなものを指すのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、七条ノ二によりまして「人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式」による記録に限定した趣旨はどういうわけでございしますか。

それから三番目に、電子計算機について定義規定を設けてないようでございしますが、その理由は何かでございしますか。

○岡村政府委員 まず、電磁的記録とは何かということについて御説明いたします。

電磁的記録につきましては、改正案の七条ノ二に記載してありますとおり、まず電子的な方式、磁気的な方式、その他の知覚をもつて認識する

ことができない方式によりつくられる記録であるということ、次に電子計算機による情報処理の用に供されるということ、これらの要件を満たす記録であるわけでございします。

現在一般的に用いられております不可視的な記録方式と記憶媒体といたしましては、電子的方式を用いる記憶集積回路、磁気的な方式を用います磁気テープ、磁気ディスク、光電的な方式を用います光ディスクなどがあるものでございします。次に、電子計算機による情報処理の用に供される記録ということ、電子計算機によって行われますところの情報処理についての演算、検索等の処理に用いられるところの記録であるということであり、電子計算機によって直接読み込まれて処理されますデータの記録に限らずに、電子計算機により検索などという情報処理の対象となるようなデータの記録も含まれるところであります。ただ、電磁的記録は、記録といたしましては程度の永続性を持つことが必要でありますので、例えば通信中のデータとか処理中のデータなどはこれに当たらないと解されるところであります。

次に、「人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式」ということについて申し上げます。

電子計算機によりまして情報処理の用に供されております記録は、磁気テープ、光ディスクのように入りの五感の作用によつて記録の存在及び状態を認識することができない方式によるものと、そのほかに電子計算機によりまして読み取りが可能な文書、例えばパンチカードのようなものやバーコードのようなものがございまして、これらは人の目でその存在を認識することができるとでございします。ところで、後者につきまして、すなわち人の目でその存在を認識することができる記録につきましては、現行の文書偽造罪なりあるいは文書毀棄罪によつて対処するのが適当と判断されたところでございします。そういう意味からいたしまして、電磁的記録といたしましては「人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式」による記録というふうに限定いたしましたところでございします。

第三番目に、電子計算機の問題であります。電子計算機とは自動的に計算やデータの処理を行います電子装置のことでありまして、汎用コンピュータを初めといたしまして、いわゆるオフィスコンピュータ、パソコンあるいは制御用コンピュータなどがその代表的なものであるわけでございします。自動的な情報処理を行います装置としての電子計算機に当たるものにはいろいろのものがあるわけでございしますが、刑罰で一般的に捕捉すべき電子計算機というものがあるわけではなくて、その対象となるべき電子計算機の範囲が適切に限定されておれば足りるというふうに考えておるところでございします。

すなわち、具体的に申し上げますと、電磁的記録の不正作偽罪におきましては、その構成要件に關します電磁的記録を使用するような規模、性能を有しております電子計算機に限定されたものであります。また、電子計算機の詐欺罪におきましては、財産権の得喪、変更に係る電磁的記録を使用するような規模、性能を有している電子計算機に限定されるのであります。それから業務妨害罪におきましては、業務に使用いたします電子計算機に限定されるのであります。おのずから構成要件との關係でその範囲が明確になるというふうに考へておるところであります。

○坂上委員 それでは、今度は具体的事例をたくさん並べまして、これがどういふふうになるかということをお聞かせをいただきたいと思つておるわけでございします。

まず一つは、コンピュータの操作というものは、キーの打ち間違ひやミスがしばしば起こると言われておりますが、そうした場合は、過失であるか、故意犯、わざとにやつたのかの区別がなかなかつけられないものでございしますから、過失行為でも故意犯として不当に捜査または処罰されるおそれ、危険があるのではなからうかと思ひます。これに対する心配はないのでございしますか。

あるいはまた、プログラムの作成に当たつては、ある程度作成段階で発見できないバグがあるのが常識であります。その結果、使用者が予定していない記録が出たり、または業務の遂行が妨げられるような場合、プログラムの作成者が処罰されるおそれがあるのではなからうか。特に、第一線に立つておるプログラマーの人たちは、この刑法改正に対してそういう点に最も危機感を持つておるわけです。殊に捜査の過程の中で、間違ひなく故意にやつたのだ、わざとにやつたのだらうと言つて、思想、信条、立場によつてそちらの方に追い込められるおそれがある、これを防衛する方法がどうもできないのじやなからうかというようなことを私も危惧しておるわけであります。立法者としてはいかがな御考えでございしますか。

○岡村政府委員 例えばコンピュータの操作を誤つて業務の妨害というふうな結果が発生したような場合でございしますが、業務妨害罪につきまして、あるいはまた電磁的記録の不正作偽罪につきましても、いずれも過失犯を処罰するものでないことは明らかでございします。故意犯に限られておるところでございします。例えばキーの打ち間違ひとお申しますか、現行のものでも操作のミス等によりまして何らかの妨害的な結果が発生する場合もあり得るかと思つてございしますが、そういう場合でもやはり現行法は故意犯の処罰ということに限られていて、どういふ点について、現行法のもとでそういったような点について何か問題があったというふうなことは、私ども特に聞いていないところでございまして、今回の改正後におきましても、業務妨害罪にせよ、電磁的記録の不正作偽罪にせよ、あくまで故意犯が処罰されるということにございまして、過失犯を含まないことは明らかであるわけでございします。

故意犯か過失犯かという認定につきましては、もちろん捜査の結果を待たなければならぬわけにございしますが、これはやはり諸般の状況を合理

的に判断して証拠によって認定すべきこととございまして、捜査というものは常に公平かつ適正に行うよう心がけておられるところでございます。

次に、プログラムの作成に当たって、ある程度作成段階で発見できないような欠陥等があった場合はどうなるかという問題でございしますが、プログラムの開発段階で発見できなかったバグといえますか、欠陥のために予定外の記録ができたとか、あるいはコンピューターの動作が阻害されて業務の遂行が結果としてまたま妨げられるというようなことはあり得ることもあろうかと思うのでございます。特に開発段階等におきましては、使用者側におきまして、このような事態に備えましていろいろなテストなりあるいは打ち合わせを行うなどした上、使用することになると思われるのでありまして、そういう経過の中でもついに発見に至らなかったような欠陥というものはやむを得ない欠陥と見られる場合もあるかと思うのでありまして、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように故意犯が処罰されるのはいは業務を妨害する故意、こういってものが認められない場合には、本改正案に基づいて処罰されることはないものであります。

○坂上委員 申されるとおりなのでございしますが、ただ、これが捜査の過程において悪用されること、乱用されることを恐れるわけであります。と申し上げることは、例えばよくあることなのであります。タクシの運転手さんが組合活動をやっております、しかも組合の中心の活動家である、うっかりタクシ料金の計算違いをして、お客さんに払うべきものを余計に払ったなどというように間違いがいろいろ、うっかりあるわけでございします。それをもって猫ばばしたというようにことで首を切られるというのを、労働事件において我々はよく知っておるわけであります。こういうようなコンピューター犯罪に関連いたしまして、こういう一線に立っておる皆様方で、

殊にこういう人たちはいろいろとまた職業病にも悩まされながら職場の改善等、労働条件の向上等を願って組合活動をしている人が多くいるわけでありまして、特に私は冒頭、本件改正の準備作業に当たりまして、第一線の皆様方の御意見はどの程度お聞きになったのかなというところの中に置きながら実は御質問申し上げたわけでございします。確かに過失犯を処罰するものでないことはもうはつきりしているものであります。うっかりしておいても、その人が思想、信条、立場によって経営者に嫌われておきますと、そちらの方にかく取り扱われがちになり、捜査がそちらの方に走って、言葉で言いますと、でっち上げされることを私は極めて危惧しておるわけでございします。そういう部分を実は聞いておるわけでございします。

本日、立法作業でございしますけれども、この立法がこういうような働く人たちに大変な危険を場合によつては及ぼすのでなかろうか、こういう意味で実は聞いておるわけでございまして、ぜひひとつ、これは私の立場としては賛成の方向なのでございします。こういう部分についての御配慮を、捜査の過程の中で、今後刑法のこの改正の運営の中で御配慮いただきたいというのが私らの強い要望なのでございします。でありますから、議論の問題でもなさそうでございしますから、要望としてお聞きをいただきまして、この立法趣旨の中にそのことを特に間違いないようにお願いをしたいなと思っておるわけであります。

さて、また具体的な事例の一つでございします。御商売なさっている人たちが脱税の目的、これははつきり脱税の目的で取引状況を記録する帳簿、ファイルに虚偽の記録を行う行為、これは一体この法律が通りますと該当するのかわるか。それからいま一つ、情報窃取の目的で電磁的記録のコピーをつくるという行為は、一体コンピューター犯罪に当たるのかどうか、どの条文に当たるのか、お聞かせをいただきたい、こう思っております。

○岡村政府委員 御指摘のような虚偽の記録をつくる場合でございします。これは現行法のもとでは、そういった帳簿が文書としての作成名義を偽ったものではないというふうにとらえられていたところでは、さきに説明いたしましたとおり、文書と同様の作成名義を偽造することが困難であるために不正作出という構成要件を定めたところでございします。ここに不正といふのは、権限がないのに、あるいは権限を乱用して、権限を実質的に逸脱して記録を作出するような場合をいうのでございまして、御指摘のありましたような虚偽の記録をつくるかという場合は、いかなる内容の電磁的記録をつくるかについての権限を有しておる者がその権限の中でつくっている場合に当たるとは思われるのでございします。そうだといたしますれば、不正につくったものには当たらないということになるわけでございします。

次に、情報窃取の目的で他人の電磁的記録を勝手にコピーしたりしたような場合でございします。これは権限がないのに記録を作出したことにはなりませんけれども、コピーいたしました電磁的記録を、それが使用されるべき他人の事務処理において用いることによりまして事務処理を誤らせる目的があるかといふと、その点はそういう目的があることは認められないことにならうかと思っております。そういたしますれば、本罪は成立しないということになるのでございします。

○坂上委員 さらに、以下五つの今までの犯罪について、これらの条文がどの構成要件に該当するのかわ、お聞きをしたいと思っております。法務省が私たちに配られました「刑法等の一部を改正する法律案関係資料」の中から引用いたしました御質問をいたします。

被告人は、K相互銀行オンラインセンターのオペレーターであるが、昭和五十六年五月十日ごろから同年十月十二日ごろまでの間、同銀行オンラインセンター等で、自己名義のキャッシュカード及び窃取に係るキャッシュカード原板の磁気ストライプ部分に、職務上知り得た他人の預金口座の口座番号、暗証番号等を印し、カード表面に預金名義人の氏名等を刻字して、同銀行の記名のあるキャッシュカード十六通を偽造し、そのころ、これをCD機に差し入れて行使し、現金合計約二千万円を引き出して窃取したという事実であり、これに基づきましては、有印私文書偽造・同行使、窃盗等で懲役四年六カ月の実刑判決がなされたわけでございします。

今度この法律が通りますと、これはどのような条文に該当することになるのでございましょうか。あるいは該当しないのでございましょうか。

○米澤説明員 お答えいたします。この事件は、既に判例集にも出ておりますけれども、先生が今おっしゃいましたように、有印私文書偽造あるいは偽造文書行使、窃盗ということと有罪になったわけでございしますが、この一連の事実の中で、磁気ストライプ部分に他人の口座番号を印し、それが使用されるべき他人の事務処理において用いることによりまして事務処理を誤らせる目的があるかといふと、その点はそういう目的があることは認められないことにならうかと思っております。そういたしますれば、本罪は成立しないということになるのでございします。

これは北海道銀行が被害者の事件でございまして、電電公社職員がCDカードを偽造したという事件でございまして。昭和五十七年一月四日から一月二十八日まででございまして。

被告人は、電電公社函館電報電話局の係長であります。昭和五十五年十二月三日ごろから同五十七年一月十三日ごろまでの間、同局で、北海道銀行の使用するオンライン通信回線から信号音を録音して解読し、同月四日ごろから二十八日ごろまでの間、テストカード等の磁気ストライプ部分に解読した他人の預金口座の口座番号、暗証番号等を印磁して、可視的部分日地のキャッシュカード三通を作成し、そのころ、これをCD機に差し入れて、現金合計百二十万円を引き出して窃取したという事実でございまして、これは窃盗罪、公衆電気通信法違反、そしてキャッシュカードの偽造行為については起訴できず、こう書いてあります。判決は懲役二年六ヶ月、四年間の執行猶予、こうなっておりますが、この場合はどうなるでしょうか。

それから、この罪数の関係はどうなるのでございましょうか。

○米澤説明員 この北海道の事件でございまして、磁気ストライプ部分だけを勝手に取り出しましたので、現行法上は文書偽造罪等に該当しないという判断で、その部分だけは起訴しないというわけですが、今度刑法改正が実現いたしますと、まさに磁気記録不正作出罪あるいは同行使といいますが、その供用罪というものが新しく適用する余地が出てまいりますので、一連の行為がそれぞれ旧公衆電気通信法、現在の電気通信事業法でございまして、その違反、それから磁気記録の不正作出、それから同行使、つまり行使と同じでございまして、それから窃盗と、こういうふうな各訴因になろうかと思うわけでございまして。

その罪数関係でございまして、旧公衆電気通信法違反、現行ですと電気通信事業法違反と、それ以下の不正作出、それからその記録の供用、それ

から窃盗との間は併合罪でございまして、なお、その併合罪関係に入ります不正作出罪以降の行為はそれぞれ牽連犯という関係に立とうかと考えております。

○坂上委員 その次に、今度は福岡銀行通帳偽造事件といわれる事実でございまして。

昭和六十年七月三日から十二月四日までの間の事実でございまして、被告人は会社社員でございまして、福岡銀行コンピュータセンターに派遣されたプログラマーであるが、昭和六十年七月三日ごろから同年十二月四日ごろまでの間に、同センターで、コンピュータから検索した他人名義の預金口座の口座番号等を自己または家族名義の預金通帳の磁気ストライプ部分に印磁し、そのころ、これをCD機に差し入れて、現金合計約一千七百七十万円を引き出して窃取した。こういう事実でございまして。罪名は窃盗罪だけの処分でございます。通帳の磁気ストライプ部分の偽造行為については起訴できなかったようでございます。懲役四年の実刑判決でございまして、これはいかがでしょうか。

○米澤説明員 このケースにつきましては、まず準備行為といましてコンピュータのテストデータから顧客のデータを検索いたしております。これはいわゆる情報ののぞき見あるいは盗みという先ほど来話題になっております事実関係になるわけですが、これは刑法改正後も不可罰でございまして、その構成要件は予定しておりますから、その準備行為には何ら構成要件に触れるものはないわけですが、それ以後の磁気ストライプ部分に他人の口座番号等を印磁し、つくり上げましたカードをCD機に差し込んで使用したこの二つの行為は、まさに先ほどの北海道銀行のCDカードの偽造といいますが、不正作出と同じような関係になりまして、磁気記録の不正作出、供用、それから窃盗という三つの一連の犯罪が成立するわけでございまして、その罪数関係は牽連犯ということになろうかと考えております。

○坂上委員 今度は馬券の偽造事件でございま

す。これは大変有名な事件であつたのですが、昭和六十一年三月二十九日に起きた事件でございまして、被告人甲、乙及び丙は、共謀の上、昭和六十一年三月二十九日、中央競馬会発売の馬券投票券の裏の払い戻し事務処理用の磁気面を的中組番号等に改ざんし、翌日、場外馬券投票券発売所の自動払い戻し機に挿入して、同払い戻し機から払戻金約二十二十万円を窃取した。被告人甲及び同丁は、共謀の上、同月二十九日、中央競馬会発売の馬券投票券の裏の払い戻し事務処理用の磁気面を的中組番号等に改ざんし、翌日、場外馬券投票券発売所の自動払い戻し機に挿入して同払い戻し機から払戻金約三十四万円を窃取しようとしたが、右投票券について注意券登録がなされ払い戻し停止措置が講じられていたため目的を遂げなかったというところで、窃盗、同未遂罪で起訴になったのであります。そして、馬券投票券裏面の偽造行為については起訴できなかったものであります。その結果は懲役十ヶ月、懲役三年六ヶ月あるいは懲役三年という処罰を各被告人が受けているわけでございまして、これはいかがでございましょうか。

もう一つ、秋田県警運転免許証不正発行事件という、とんでもないのがありました。これはちよつと古いのですが、五十七年十月二十二日から五十九年四月十六日まででございまして。被告人は運転免許の審査、登録等に從事する秋田県警事務吏員であります。昭和五十七年十月二十二日から同五十九年四月十六日までの間、同県警運転免許センターで、無免許者につき運転免許を取得している旨の虚偽の登録用原票を作成し、係員に端末装置から警察庁情報処理センターの電子計算機にその旨を送信させて磁気ファイルに登録し、その後、同県警係員に端末機で右データを出力させて、虚偽の運転免許証四十三通を作成したのであります。これには虚偽有印公文書作成、加重収賄罪ということで起訴されましたが、磁気ファイルへの虚偽の登録行為については起訴できませんでした。その結果が懲役三年十ヶ月という判決でございまして、この二つはどういうことになるのでござい

ましようか。

○米澤説明員 まず最初の馬券の偽造事件でございまして、馬券というのは、先生御承知のとおり表面に当たりの、連番ですと一五が当たりとかいうことで、普通は有価証券だと考えられておるわけでございまして。従来ですと、仮に馬券が当たりますと、払い戻し口へ差し出して現金をいただくわけでございまして、支払いを便宜にするために馬券の裏面に磁気テープ部分をつくりまして、自動支払い装置で読み取れるようにしたのが問題の馬券でございまして。

当初、法律的な検討をいたします場合に、表面の馬券と一体をなすものとして、有価証券偽造罪ということになるかならないかが法律上問題になるわけでございまして、裏面は専ら日本競馬会側の支払いの便宜のためにたまたまそこに磁気ストライプ部分をセットしておるのでございまして、表面の有価証券とは別の、支払い手段のための、文書であれば別の文書であろうというふうに理解いたしました。したがって、現行法上は、文字または記号等で書いてございまして、どうも文書には当たらないかというところで最終的に不起訴になっておるわけでございまして、今度法改正が実現いたしますと、当然のことながら磁気的記録の不正作出になり、その供用になり、そして窃盗になる、こういう一連の犯罪行為が成立することになろうかと思ひます。それは当然のことながら牽連犯という処理になろうかと思ひます。

それから秋田県警のケースでございまして、これは先生御指摘のとおり、虚偽公文書作成ともう一つの虚偽公文書作成罪、二つの虚偽公文書作成罪で起訴されておるわけでございまして、中途段階のオペレーターをして端末装置から警察庁情報処理センターに送信させていわゆる磁気ファイルにその旨の登録をした部分、これはまさに不可視的な磁気ファイルにその記録を載せたわけでございまして、現行法上は文書関係の犯罪が成立し

ないわけですが、今度法改正が成立いたしますと、ここで電磁的記録不正作出、その供用、こういうものが表に浮かび上がってくるようになるかと思ひます。全体としては牽連犯関係に入らうかと考えております。

○坂上委員 時間が迫つてまいりますので、急いでお伺いをさせていただきます。

今度は、電子計算機損壊等の業務妨害関係でございます。法第二百三十四条ノ二の関係でございます。

まず第一に、本条新設の趣旨はいかかということでございます。

その次に、次の用語についての解釈をお願いしたいのであります。

まず一つは、「人ノ業務ニ使用スル電子計算機」の意味です。二番目、「虚偽ノ情報ヲハ不正ノ指令ヲ与ヘ」の意味。三番目、「其他ノ方法。四番目、「動作」。五番目、「使用目的」。六番目、「使用目的ニ副フ可キ動作」。七番目、「使用目的ニ違フ動作」。八番目、「業務ヲ妨害シ」。この八つについて逐条解釈をお聞きいたします。

○岡村政府委員 まず業務妨害改正の趣旨でございますが、電子情報処理組織により大量迅速な情報処理に基づいて行われます業務の範囲が最近非常に拡大してきているところでございまして、従来であれば人間が行つておりました作業が、電子計算機によって行われるようになりつつあるわけでございます。また、そういった情報処理が阻害されることによりまして広範囲な、また重大な被害が生ずる事態も十分に予測されるところでございます。こういった事態に適切に対処するために本改正を行おうとするものでございます。

次に、「人ノ業務ニ使用スル電子計算機」ということでございます。先ほど来申し上げましたように、それぞれの罰条の構成要件のもとにおいてそれぞれの対象となるべき電子計算機の範囲が限定されてまいるわけでございます。業務妨害罪の

関係で申し上げますと、加害の対象が「業務ニ使用スル電子計算機」ということになっておりますので、それ自身が自動的に情報処理を行います機器としての一定の独立性を持って業務に用いられるものであるということが前提になっているのでございます。したがって、情報処理を行わないいはかの機器に組み込まれてその部品となつていようなマイクロプロセッサなどはここに言う「電子計算機」には当たらないと考えております。また、いわゆるワープロはいろいろな性能、機能を持つておるわけでございますが、それ自身が情報の保存、検索等の情報処理を行う装置でありまればここに言う「電子計算機」に当たると解されるのであります。

次に、「虚偽ノ情報ヲハ不正ノ指令ヲ与ヘ」ということでございますが、「虚偽ノ情報」とは、当該システムにおいて予定されております事務処理の目的に照らしまして、その内容が真実に反する情報のこととあります。「不正ノ指令」といふのは、当該システムで予定されております事務処理の目的に照らしまして、本来予定されていない指令のこととあります。「与ヘ」とは、これらの情報あるいは指令を電子計算機に入力することとあります。例えて申し上げますと、化学工場におきまして電子計算機によってある化学反応のため反応機を一定の温度、圧力に保つという制御が行われているような場合、その電子計算機に反応機の温度、圧力について実際と異なるデータを入力するような場合が虚偽の情報を与えるということに当たることとなります。また、その電子計算機に停止すべきでないときに停止の指令を入力するような場合が「不正ノ指令ヲ与ヘ」ということになるのであります。

次に、「其他ノ方法」でございますが、これは電子計算機に向けられた加害手段でありまして、その動作に直接影響を及ぼすような性質のものを用いわけでございます。具体的には電子計算機の電源を切断するとか温度、湿度といった動作環境を破壊するとか通信回線を切断するとか、こ

ういったことなどがこれに当たると解されるのであります。

次に、「動作」とは何かということでございますが、これは電子計算機の機械としての働き、すなわち電子計算機が情報処理のために行う入力、出力あるいは演算等の働きのこととあります。

次に、「使用目的」のこととありますが、これは、電子計算機を使用しております人が具体的な業務遂行の場面におきまして当該電子計算機によります情報処理によって実現しようとしている目的を言うのであります。

「使用目的ニ副フ可キ動作」というのは、このように目的に適合するような動作、例えば一定の条件のもとで一定の制御を行うこととされている場合に、そういった制御を行う動作を言うのであります。

「使用目的ニ違フ動作」と申しますのは、このように目的に反する、あるいは矛盾するような動作を言うのであります。例えば一定の場面、状況のもとにおいて行うべきでない制御などを行う動作を言うのであります。

最後に、「業務ヲ妨害シ」ということとありますが、これは現行刑法の偽計・威力業務妨害罪における同じものとございまして、業務、すなわち人が反復継続する意図で行う経済的、社会的な活動を妨害することとあります。

○坂上委員 それでは、本条を適用する場合の具体的な事例を二、三挙げていただきたいと思います、おわかりでしたら。

○岡村政府委員 電子計算機損壊等業務妨害罪によりまして処罰の対象となる二、三の具体的な事例について申し上げます。

例えば銀行のオンラインシステムで使用されておりますプログラムを消去、改変して、これによりましてオンラインシステムをシステムダウンさせるような行為、二つ目といたしましては、工場の製造工程のプロセス制御を行つておりますコンピュータに不正の指令を与えまして、コンピュータそれ自体は機械としては機能いたしてお

りますけれども、不正の指令を与えた結果不良製品を量産させるような行為、三つ目といたしましては、電子計算機室の空調設備を損壊いたしまして室内の温度を異常に上昇せしめて、電子計算機の動作を狂わせあるいは停止させるような行為、こういった行為が処罰の対象になると解されます。

○坂上委員 それでは、こういう場合どうなりますか。他人のパスワードを勝手に使用いたしまして情報を不正にのぞき見る、あるいは自分の情報処理のため他人の電子計算機を無権限で使用するような行為、これはどうなりますか。

○岡村政府委員 御指摘のような行為であります。例えばそういうような行為によりまして電子計算機の処理能力をオーバーさせて動作を狂わせたりあるいは停止させるといったような、業務において必要な情報処理を害することとなるような特別の事情が生ずれば別でございしますが、そういう事情のない限りは、御指摘のような行為だけでは「使用目的ニ副フ可キ動作ヲ為サシメズ又ハ使用目的ニ違フ動作ヲ為サシメ」という要件に当たらないわけでございます。また「業務ヲ妨害シ」という要件にも当たらないので、本罪は適用されないというふうに考えられるところでございます。

○坂上委員 時間がありませんので急ぎながら質問させていただきます。できるだけ簡略に御答弁賜りたいと思ひます。

今度は法律関係資料の中にある過去の事案について説明を申し上げます。これの適用についてお伺いをいたしたいと思ひます。

これはどのものでありますか、ちよつと古いものですから名前を忘れたのですが、昭和五十二年二月二十八日の事件でございまして、こういう事案であるのでございます。被告人らは過激派構成員であるが、コンピュータ室等を爆破しようとして、昭和五十二年二月二十八日、且組本社ビル九階電算部パンチテレックス室等に時限式手製爆弾を仕掛

け、これを爆発させて、同室等を破壊し、九階の大半を全焼させ、コンピューター二台を損壊するなどして、約十四億五千万円の損害を与えたという事案でございます。これは爆発物取締罰則違反、殺人未遂、そして三菱重工爆発事件とあわせて、その結果が何か死刑の判決があったようでございます。現在これは上告中でございます。ようか、この場合の本条適用についてお聞きをします。

それからいま一つでございますが、これは大阪工業大学のプログラム消去事件でございます。犯人不明でございますが、昭和五十九年三月ころ、〇工業大学中央研究所のコンピューターの磁気ディスクに記録された教授等の研究用プログラム等約千五百件が消去プログラムの入力により消去された、こういう事案でございます。

この二つについてお聞きをいたしましょうか。〇米澤説明員 ます、一つ目の日組の本社ビル爆破事件でございますが、既に最高裁で裁判が終わっております。その資料を作成しましたときにはまだ審理中でしたが、確定しております。

ところで、コンピューターを損壊いたしました業務妨害いたしておりますという事実がその事案でおわかりいただけるかと思いますが、そうだといたしますと、今回の刑法改正後の電子計算機等業務妨害罪が成立するかと考えるわけでありますが、他方爆発物取締罰則違反も当然のことながら成立いたしますので、両罪の関係が問題になるわけがあります。その両罪の関係につきましては、私どもとしては観念的競合になろうかと考えております。

それから大阪工大のプログラム消去事件でございますが、これは刑事事件として立件されております。新聞等によって事実がわかるだけでございますので、事実関係について正確性を期することとができるかどうかは少し自信がございませんけれども、プログラム等の消去ということが事実として仕事ができなくなったということが事実だと

いたしますと、今回の刑法改正後の電子計算機等損壊による業務妨害罪というものが成立することになろうかと思えます。その前に、例えばいろいろな手段を用いまして、別途器物毀棄等が成立しておりますと、これと電子計算機等損壊による業務妨害とは観念的競合になろうかと考えております。

〇坂上委員 時間がありませんので急ぎますが、今度は、公正証書原本不実記載・同行使用について、改正百五十七条及び百五十八条の関係についてでございます。

この両条文の改正の趣旨はいかかというかと、それから二番目でございますが、これに関連をいたします自動車登録ファイルはいわゆる権利義務に関する公正証書原本に当たるといふ最高裁判例でございます。五十八年十一月二十四日でございます。これとの関係はどうなるのか。

それから用語の意義でございますが、一つは「公正証書ノ原本タル可キ電磁的記録」、それから「公正証書ノ原本トシテノ用ニ供シ」、この二つの意義について。

〇岡村政府委員 御指摘のありましたように、最高裁の判例は、道路運送車両法に規定いたします電子情報処理組織によります自動車登録ファイルは公正証書の原本に当たるといふ判示をいたしているところでございます。この最高裁の決定の趣旨をめぐりましては、端的に電磁的記録一般の文書性を認めたものであるという解釈がある一方では、そうではないという反対の解釈もあるところでございます。見解が分かれているところでございます。

ところで、今回の刑法改正によりまして電磁的記録というものを文書と異なるものとしてとらえて、その特質に着目いたしました、不正作出罪を新たに設けるなど罰則の整備を行うこととしたところでございます。それに伴いまして、文書である公正証書の原本と、公正証書の原本として用いられる電磁的記録と、両方区別して規定する必要が生じたところから今回のような

改正案に至ったのでございます。

次に、「公正証書ノ原本タル可キ電磁的記録」とは何かということでございますが、これは公務員がその職務上つくる電磁的記録でありまして、それが文書であれば公正証書の原本に相当するものといいたしまして、それに基づいて利害関係人のために権利義務に関する一定の事実を公的に証明する効力を有するものをいうのでございます。具体的に申し上げますと、自動車登録ファイル、住民基本台帳ファイル等がこれに当たるところであります。

次に、「公正証書ノ原本トシテノ用ニ供シ」ということでございますが、従来の公正証書原本不実記載につきましては行使という概念を使っていたところでございます。なぜ行使という従来の表現を使わなかったかという点でございますが、電磁的記録を不正作出いたしましたしてそれを使用いたします場合、その使用方法にかんがみまして文書と違った面があるので「用ニ供シ」という表現を用いたわけでございまして、これに対応して「公正証書ノ原本トシテノ用ニ供シ」という構成要件にいたしましたところでございます。その意味するところは、本来の目的に従って公正証書の原本と同様の機能を有するものとして用いる行為を処罰することを明らかにしたものでございます。

〇坂上委員 次は、電磁的記録不正作出、供用、百六十一条ノ二の解釈についてであります。先ほどのいろいろと事例を挙げましたので、新設の趣旨は大体わかりました。それから具体的事例もわかりましたので、用語の意義だけお聞きをいたしておきたいと思えます。

まず「人ノ事務処理ヲ誤ラシムル目的」、二番目に「権利、義務又ハ事実証明ニ関スル電磁的記録」、三番目に「不正ニ作リ」、四番目に「公務所又ハ公務員ニ依リ作ラシムル可キ電磁的記録」、五番目に「人ノ事務処理ノ用ニ供シ」、その意味についてであります。

それから今度は電子計算機詐欺、二百四十六条ノ二についてでございますが、これも用語の意味

をお聞きをいたします。「前条ノ外」という意味、二番目に「虚偽ノ情報若クハ不正ノ指令ヲ与ヘテ」という意味、三番目に「財産権ノ得喪、変更ニ係ル電磁的記録」、四番目に「不実ノ電磁的記録ヲ作リ」という意味、「虚偽ノ電磁的記録ヲ人ノ事務処理ノ用ニ供シ」という意味でございます。この場合、不動産登記ファイルに不実の記録をさせ財産上不法の利益を得た場合、この事例はこれとの関係でどうなるかということをお聞きしたいと思えます。

〇岡村政府委員 お答えいたします。

「人ノ事務処理ヲ誤ラシムル目的」ということでございますが、これは不正作出されました電磁的記録が用いられることによりまして他人の事務処理を誤らせる目的のことであります。事務処理と申しますのは、例えば財産上、身分上その他の人の生活関係に影響を及ぼし得ると認められる事務の処理をいうわけでございまして、これは業務として行われるかどうか、あるいは法律的な事務かどうか、財産上の事務かどうか、こういったことは問わないわけでございます。従来は「行使ノ目的」ということで文書偽造の目的を規定いたしておったところでございます。ところが、今回の改正案につきましてはそういう表現ではなしに、「人ノ事務処理ヲ誤ラシムル目的」といたしたわけでございます。これは、例えば無権限者が作成したコピーのようにたとえ不正につくられたものであってもそこに記録されているデータが本来のものと同じでありますれば、それが当該のシステムにおいて使用されても害が生じないわけでございます。こういったような点を考えまして、処罰の範囲を適切に限定いたしますために「人ノ事務処理ヲ誤ラシムル目的」という実質的な違法目的を必要とすることにいたしましたのでございます。

次に、「権利、義務又ハ事実証明ニ関スル電磁的記録」ということでございますが、これは一定のシステムにおいて権利義務または事実証明に関するものとして用いられる情報を記録した電磁的

記録のことです。権利義務に関する電磁的記録と申しますと、権利義務の発生、変更、消滅の要件となり、あるいはまたその原因をなす事実について証明力を持つております電磁的記録をいうのであります。例えばオンライン化されました銀行の元帳ファイルなどがこれに当たります。「事実証明ニ関スル電磁的記録」とは、実社会生活に公証を持つております事項を証明するに足るものとして情報を記録した電磁的記録のことです。例えば商品台帳、顧客台帳ファイル、キャッシュカードといったようなものがこれに当たります。これはその記録の内容がコンピュータに對する指令でありまして、権利義務あるいはまた事実証明に関するものではありませんが、ここに言う「権利、義務又ハ事実証明ニ関スル電磁的記録」には当たらないのであります。しかし、プログラムを改変することによって権利義務または事実証明に関する電磁的記録を不正に作出したような場合は不正作出罪として処罰されることがあり得るわけですが、それはまた一つの別の問題であらうかと思っております。

次に、「不正ニ作リ」ということでございますが、これは違法に電磁的記録を存在するに至らしめるということでございます。行為者について申しますと、記録の作出過程に關与するそのあり方に違法があると思っております。例えばデータを入力する権限がないのにデータを入力して記録を作出するやうな行為、あるいはデータ入力権限は一応あつてもこれを乱用して虚偽のデータを入力して記録を作出する行為、こういったやうな行為がこれに当たると思っております。従来文書の偽造、変造という概念を用いながつたわけですが、電磁的記録は可視性なり可読性がないという点で文書と違うわけでございます。また、入力したデータがプログラムによってほかのデータなどとともに処理、加工されてつくり出されるなど、その作出の過程に複数の者の意思や行為がかかることが多いので

ございまして、その作成方法も文書とは異なるという点から、電磁的記録につきましては文書と同様の作成名義を觀念することが困難な点がございまして、偽造、変造という概念を用いることによつては処罰すべき不正行為の実態を的確にとらえがたいということからこれを用いながつたのであります。

次に、「公務所又ハ公務員ニ依リ作ラル可キ電磁的記録」ということでございしますが、これは、公務所または公務員の職務の遂行として作出される電磁的記録のことでございます。

次に、「人事務処理ノ用ニ供シ」ということでございしますが、これは、不正に作出された電磁的記録を他人の事務処理のために使用される電子計算機において用い得る状態に置くということでございます。

次の詐欺罪の關係につきましては、米澤参事官から御説明いたします。

○坂上委員 できるだけ簡単にいいです。

○米澤参事官 まず、コンピュータ詐欺に關する構成要件の用語を簡単に申し上げます。

二百四十六条ノ二が「前条ノ外」とした理由でございますが、伝統的な取引形態では必ず取引に人が介在いたしまして、人をだまして財産上不法の利益を得るということが行われるわけでございますが、コンピュータが自動的にそうした取引を処理いたします場合には人が介在いたしませんで、コンピュータ自体がだまされるところで、人が介在すれば前条の詐欺罪でいくということの趣旨を明らかにしたものであります。

でございます。

それから、「財産権ノ得喪、変更ニ係ル不実ノ電磁的記録」の意義でございますが、財産権の得喪、変更の事実またはその得喪、変更を生じさせるべき事実を記録した電磁的記録であつて、一定の取引場面におきまして、その作出により事実上当該財産権の得喪、変更が生じることとなるやうなものを指しております。したがつて、不動産登記ファイルのように財産権の得喪、変更の事実を専ら公証をするために記録しているにすぎないものはこれに当たりませんので、先生の御質問の具体的事例の中にございました、不動産登記ファイルに不実の記録をさせたやうな場合に本罪が適用されるかという点につきましては、これは消極でございます。

それから、「不実ノ」及び「虚偽ノ電磁的記録」という文言がこの構成要件に使われておりますが、両方ともその内容が真実に反する記録という趣旨でございます。お時間の關係もあると思ひますので、個々の具体例は省略させていただきます。

それから、「不実ノ電磁的記録ヲ作リ」という、この「作り」の意義でございますが、これは人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報または不正の指令を与えることによりまして不実の電磁的記録を存在するに至らしめることをいう、そういうふうな考えでおります。

それから、「虚偽ノ電磁的記録ヲ人事務処理ノ用ニ供シ」とは何かという点でございますが、虚偽の電磁的記録を他人の事務処理のために使用される電子計算機において用い得る状態に置くことを言ひます。例えば虚偽の電磁的記録を正規の元帳ファイルに差しかえるとか、残高数を虚偽のものに改変したテレホンカードを電話機の差し込み口に挿入する場合等がこれに当たります。

本罪ができ上がりますとそれではどのような事例が適用されることになるのかという点を最後に申し上げますが、例えば銀行のオンラインシステムにおきまして他人のキャッシュカードをATM

機で不正に使用いたしましたその預金口座から自己の口座等に振り込み送金を行う行為、あるいは銀行員が窓口端末機から虚偽の入金データ等を入力いたしました自己の口座残高を勝手に増額する行為、あるいは不正に作出された先ほどのテレホンカードのような事例というものがそれに当たると思ひます。

○坂上委員 大要時間を超過してどうも恐縮でございますが、一言だけ。

電磁的記録破壊、二百五十八条及び二百五十九条、これも質問したいのでありますが、時間がありませんのでほかの先生方からお願いいたします。それから条約締結關係、これについても時間がありますのでやめますが、一言だけ大臣、今お聞きのとおり、これは本場に社会正義の上において条文の適用がないものはいっぱいあったものですから、これをつくらうとしてこれまた大事なのでございます。また、コンピュータ犯罪というものはあるいは氷山の一角なのかもしれません。そんなやうな状況であるものですから、それはそれで必要性はわかるのでございます。しかし、これは一步運用を間違えますと無垢の人がこの犯罪の中に巻き込まれるということでございます。いつも運用上大変問題があるわけでございます。いつも私が言つておりますとおり、社会正義の実現そして基本的人権の擁護、この二つが私たちの究極の任務なのでございますが、今お話を伺ひましたし、ひとつ法務大臣としての御所見をお聞きをいたしまして私の質問を終わらせていただきます。たいと思ひます。

○遠藤国務大臣 御指摘の点についてお答え申し上げます。

人権擁護も法務省所管でございます。そのような点もございします。本改正案は御承知のとおり現行法でなかなか問題のある点をこの改正によつて補うというやうな趣旨でございます。これを乱用するとか何とかというやうな点については厳に戒めたいと思ひます。この改正案の趣旨の認識の徹底を十分図つていくという決意でございます。

ので、よろしく御了承願います。

○坂上委員 どうもありがとうございます。

○大塚委員長 小澤克介君。

○小澤(克)委員 本日は刑法等の一部改正に関する法案審議でございますが、今国会は非常に特殊な状況にありまして、一般質問の機会が非常に少なかつたといえますが、私に關してはありませんでしたので、この機会にちょっと、直接關係のないことですが、冒頭にまずお尋ねをさせていただきます。

我が国には陪審法がございまして、かつては、戦前でございますが、陪審裁判が実施されたこともあったわけでございます。ところが、昭和十八年法律第八十八号、陪審法ノ停止ニ関スル法律によりまして停止され、現在に至つていふところになつてゐるわけでございます。なぜそんなつたのか。その実質的な事柄について本日は立ち入る時間もございますので、また法案審議という原則から避けたいと思ひますが、一つだけお尋ねしたいのは、この陪審法ノ停止ニ関スル法律の附則の第三条におきまして「陪審法ハ今次ノ戦争終了後再施行スルモノトシ其ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と、こういう規定になつてゐるわけでございます。

そこでまずお尋ねするのは、ここに言う「今次ノ戦争」とは一体何を指し示しているのか、まずお願いします。

○岡村政府委員 「今次ノ戦争終了後」ということでございますが、これは戦後の昭和二十一年にこれが改正されて現在のような表現になつてゐるわけでございまして、それ以前、すなわち陪審法ノ停止ニ関スル法律が施行された当時は大東亞戦争終了後という表現になつてゐたわけでございます。

ところで、この戦争終了後とは何かということでございますが、何分古いこととございまして、当時の資料等を調査いたしませんと正確にお答えいたしかねるところもあるわけでございしますが、我が国が参戦いたしましたいわゆる第二次世界大

戦の終了後という意味であらうかと思つておるところでございます。

また、終了といふのはいつかということでございますが、陪審法は専ら国内の訴訟手続にかかわるものでございまして、各国との戦争状態が終結して国内的にも通常の状態に戻つたということをご想定してゐるものであらうかと今の段階では考へてゐるところでございます。

○小澤(克)委員 今のお話では、歴史的事実としての第二次世界大戦を指し示すのであらうというお話でしたが、この昭和二十一年改正前は大東亞戦争といふ表現であつたことからすれば、第二次大戦のうち欧州における戦争は含まない。むしろ太平洋地域あるいは中国大陸、東南アジア等における、主として我が国が戦争当事国として戦争を遂行した地域における戦争のことを指すのではなからうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○岡村政府委員 恐らくそういう趣旨であらうかと思ひますが、正確なところは少しお時間をいただきますと、何分古いこととございしますので断定的には申し上げかねる点があることを御了承いただきたいと思います。

○小澤(克)委員 そこで、この陪審法ノ停止ニ関スル法律の今の附則三条の目的論的解釈からすれば、まさに戦争状態、事実行為としての戦争といふのでしうか、それが終了して世の中が落ちついたらという趣旨だらうと思ひますが、何せ法律用語でございますので、厳密な意味での戦争の終了という意味かもしれないと思ひまして、外務省の方に來ていただいたわけでございしますが、現在我が国がどこかの国といまだ戦争状態が終結してゐない、宣戦が布告されたまま講和が結ばれてゐないといふような国が世界に一国でもございしますか。

○谷内説明員 ただいま先生御指摘のような、そういうような国はないといふふうに理解いたしております。

○小澤(克)委員 現行憲法上、外国に宣戦布告するなどということはありません、交戦権が否認さ

れておりますのであり得ないわけでございします。が、明治憲法下の我が国と現在の我が国、これは国家としての同一性があるわけでございしますから、明治憲法下で宣戦布告し、その後新憲法移行後も国際法上の戦争状態が継続してゐたといふことは当然法理上あり得るかと思つてございします。そこで、いつどのようになつてゐるの我が国が宣戦布告をした国との戦争状態が終結したのか、大まかなところと、最後がいつであつたか、どの国と、といふところを御説明願ひたいと思ひます。

○谷内説明員 第二次大戦が法的に終了した時点について、まず一般論を若干申させていただきます。その上で先生の御質問にお答えさせていただきます。さきの第二次大戦、これは日本に關してのこととございしますけれども、我が国がいわゆるポツダム宣言を受諾しまして、降伏文書に署名したことにによりまして実際の交戦状態は終結したわけでございします。しかしながら、法的にはどうかということになります。これは個別の講和条約等によりまして各連合国との間で戦争状態を終了させたところとございします。具体的に申しますと、英米等、サンフランシスコ平和条約の締結国との間では、右条約が我が国と当該連合国との間で効力を生じた日に戦争状態が終了した、こういうこととございします。さらにインドネシア、ソ連、中国等につきましましては、個別の平和条約等によりまして当該国との戦争状態が終了した、こういう關係に立つておるわけでございします。

そこで、先生の御質問の核心にございします。最後に第二次世界大戦が日本について終了したのはいつ、どの国か、この御質問でございしますけれども、厳密に、法的に申しますと、平和条約等の規定に従つてこれら条約が双方の間で発効した日が戦争状態の終了の日とされてゐることから、連合国の中で最後に我が国との間で平和条約等が発効した国及びその時期を指摘することも可能かと思ひますけれども、他方におきまして、実際の二

国間關係におきましては、平和条約の発効以前にも友好關係を基礎とした外交關係が再開されてゐるのが通常でございまして、したがつて形式的に平和条約の発効の日のうち最も遅いものを當てて考へるといふのは必ずしも実質的な議論ではないのではないかと申すわけでございします。そういうようなことを考へますと、一九七二年の日中国交正常化によりまして、日中共同声明第一項、ここでは双方の間の不正常的状態がこれをもって終了したといふ意味におきまして、このような実質的な事例としては最も遅いものであつたといふふうに考へることができるとはなからうと思つております。

いづれにいたしましても、我が国の立場からいたしますと、昭和二十七年四月二十八日のサンフランシスコ平和条約の発効は、連合軍による占領を終了させ、我が国が完全なる主權を回復したといふ意味におきまして極めて重要な意義を有したということとは申すまでもないところでございします。

○小澤(克)委員 今の御説明にありましたが、必ずしも実質的には妥協しないかもしれないが、形式的な講和条約が双方で発効したといふのですか、批准といふのですか、その意味での最終はいつになりますでしょうか。ちょっと仄聞したところでは南米の国の方が最後まで残つてゐたといふようなことを聞いております。

○谷内説明員 先生御指摘のとおり、南米のボリビア、これがこのサンフランシスコ平和条約との關係で効力を発生させたのは一九七七年八月二日、これがそういう意味では一番最後の国でございします。

○小澤(克)委員 実質的にも、それから非常に形式的な意味でも、あらゆる意味で、ここに言う、陪審法に言う「今次ノ戦争」といふのはやはり終了してゐるといふふうに理解できるかと思つてゐます。

そこでさらに伺うのですが、「戦争終了後再施行スルモノトシ」といふふうに規定されておるま

すので、この停止に関する法律がもちろん現行有効だからこそ陪審法が停止されているわけですが、そうしますとこの陪審法附則三条を有効な規定として一つの当為といえますか、法が一定の行動を我々に命じているというふうに思うわけでございます。

そこで、なぜいまだに再施行されていないのかというのが一つの不思議といえますか、のところでございますが、その辺は実質的な話になりますので今回おきまして、その附則の三条に「再施行スルモノトシ其ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と書いてあるわけですね。これについてまた法務省にお尋ねしたいのですが、勅令は現在では立法形式としては存在しない。いや、存在しない。戦前からのは憲法等に違反しない限りは存在しているわけですが、現憲法下で勅令が新たに立法されるという事はあり得ないことだろうと思えます。そういたしますと、このところはどうのように読みかえることになるわけでしょうか。

○岡村政府委員 昭和二十二年法律第七十二号、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律というものがあつたわけでございます。その二条によりまして、「他の法律中「勅令」とあるのは、「政令」と読み替へるものとす。」というふうに規定されているところでございまして。この点ももう少し調査をしてみせんと断定的には申し上げかねるわけでございますが、今のところはこの第二条の規定の適用がありまして、勅令とあるのは政令というふうに読みかえるというふうに解釈できるのではなからうかと思つております。

○小澤(克)委員 そういたしますと、これは政令でございますから、国会が関与しなくても行政府で本来ならはできることであらうかと思つたわけでございます。もちろん今停止されている陪審法がそのまま復活するということは中身のにもいろいろな問題があるかと思ひますし、訴訟法も変わりましたのでいろいろ問題があるかと思ひます。

けれども、この陪審法ノ停止ニ関スル法律の附則の三条が命じているところが全く無視されて今日に至つてゐるというところは、これはやはり非常に奇異でもありますし、まづいいことでもありませんし、しかも今お聞きしますと政令限りで開始できるといふことになりまして、これは立法府ではなく行政府のサポートージュではないかと思われまふ。この点、御注意を申し上げておきたいと思ひます。

それでは、本来の法案審議の方に入らせていただきたいと思ひます。

今回の刑法等の一部を改正する法律案、特にコンピュータ犯罪関係でございますが、全体的に眺めまして、コンピュータにまつわるいろいろな問題を特別に刑事罰の対象にしうといふことではなく、現行刑法上コンピュータの出現によつて適用がやや困難になつてゐるような、いわば穴となつてゐる部分についてのみこれを埋めていこう。端的に言ひますと、文書における文書性の問題であるとか、あるいは業務妨害における威力あるいは偽計といった概念、あるいは詐欺罪における欺罔といったような概念について、コンピュータの登場によつてそれがそのまま適用しがたい、人を対象とする行為類型がそのまま適用しがたいといふことから、そこを穴を埋める程度にとどめた法案であらうと思つたわけでございます。これ自体は、このような考え方は刑法の謙抑性といふますか、刑事罰をもつてするのは最後の手段であるといふようなことから、その姿勢自体は非常に妥当なものであらう、私としてはかように思つたわけでございます。ただ、個別的には幾つか問題点もありまふし、解釈の疑義を生ずるところがあつてはならないと思ひますので、少し細かくお尋ねをいたしたいと思ひます。坂上委員の方から既に質問がありましたので、なるべく重複は避けたいと思ひますが、あるいは重複する部分があるかもしれまふ。その点は御了解願うことにいたします。

まず、改正案の七条ノ二でございまして。

先ほどの坂上委員に対する御説明で、電磁的記録については磁気式の記録、磁気テープであるとか磁気ディスク、それから電子式に当たるものとしては集積回路等の一種の記憶装置といひますか、記録装置、それからそのほか光ディスクなど光学的方法によるものを例示として挙げられたわけでございます。そこで、現在存在するものとしましては今挙げたところだらうかと思ひますけれども、この中で光ディスクですか、光学的記録装置、これは電子式あるいは磁気式とは違ひまして、人の知覚をもつて認識することができ、目で見ることもできるのではないかなといふ気もするのですが、相当な拡大をしなさいかぬといふようなことかなと思つたのですけれども、その辺はどう考へるのでしょうか。

○米澤説明員 光ディスクにつきまして、小澤委員のおっしゃるやうに、相当拡大すれば見えるのじゃないかといふやうな御考へ、あるいは科学者がさういふやうな話をしているのを私も耳にはないたしておりますが、一般に生活におきましてその情報の内容が社会生活上深いかわりを持つてくようなものにつましまして相当拡大をしななければならぬといふ、本来五感の作用ではちよつとやそつとではわからぬといふやうなものでございまして、やはり直接認識することはできないといふ要件に当たるものとして取り扱う方が社会生活上実質的であらうかと思つたわけでありまふ。もちろんその光ディスクに関しましては、これは目で見ることはできないんだという考へ方あるいはさういふ意見の方もあらまふ。今開発中の問題でございまして、定かに私が確実には断然区別して申し上げるだけの力量はございませぬけれども、なおバイオテクノロジーなんかを使つた記憶媒体等も開発されるやに聞いておりますので、さういふものも十分取り込めるやうな定義をしたものでありまふ。

○小澤(克)委員 マイクロフィルムのような記録装置、これも相当拡大は必要でしょうけれども、一応目で見れるという解釈になるのでしょうか。

○米澤説明員 小澤委員御承知のやうに、マイクロフィルムといひますのは拡大鏡をかけて即座にその場で内容を認識できますので、もちろん拡大鏡の倍率の問題はございませぬけれども、これは五感の作用で認識できるものと自分たちは理解しております。

○小澤(克)委員 その次に、既に坂上委員の質問にもありましたけれども、電子計算機という用語が使われてゐるわけですね。これがなかなか定義規定もございませぬし、非常にわかりにくいのですが、法務総合研究所発行の「コンピュータその他各種情報処理機器の利用をめぐる犯罪の研究と捜査・処理上の問題」という冊子には一応の定義規定があつて、「入力された一定のデータを記憶して、それに基づき高速・自動的に四則演算や比較判断をなし、その結果を新たなデータとして出力する機械装置」とこのやうに定義づけられてゐると聞いているわけでございます。

そこで、このやうな形で考えますと、かなり簡単な装置、例えば切符の自動販売機、その程度のもので入つてくるのではないか。さなわち、切符の自動販売機を考えますと、これはオレシカードのようなプリペイドカードを使つたり、あるいは金銭そのものを入れることによつて一定のデータが入力されて、それを機械装置の中で記憶して、さらに幾らの切符というボタンを押すことによつてこれは一つの情報として入力される。あるいは一種の指令を与えるという、オペレーションのごく基本的なものかもしれまふ。そして、それら入力されたデータあるいは指令に基づいて一定の演算作用が行われまして、そしておつたりを判断し、さらに切符に行き先などをプリントしたものがアウトプットとして出てくる、すなわち新たなデータが出力する、こゝういふ機械装置といふことになりまふので、本場に駅にあるやうなありふれた自動販売機などでも電子計算機といふことになるのかと思つたわけでございます。

そんなふうには本場にワンチップを使ったやうな機械程度まで電子計算機といふことになりまふ。

と、余り限定的な意味がなくなるのではないだろうかという点について、この電子計算機なる概念についていまだ少し細かい御説明を願いたいと思います。

○岡村政府委員 電子計算機とは何ぞやということですが、先ほど委員からも具体的な御説明があったわけですが、要するに、自動的に計算やデータの処理を行う電子装置ということで総称できると考えておるわけでございます。

御指摘のありましたマイクロチップでございますが、ほかの機器に組み込まれておりますマイクロコンピュータも、それが自動的に情報処理を行うものとしてやはり電子計算機には当たるといふように解されるのであります。しかしながら、先ほど御説明いたしましたように、具体的な構成要件とかかわり合ひで電子計算機の範囲というものがあるに限定されてくることになるわけでございます。例えば電子計算機損壊等の業務妨害罪におきましては、業務に用いられる電子計算機という限定になっておるわけでございます。したがって、ここで加害の対象としてとらえられ業務に用いられている電子計算機に限られることになるわけでございます。単なる販売機といふのは、その中にマイクロチップ等が使用されているといいたしても、それは業務に使用する電子計算機には当たらないということになるわけでございます。

○小澤(克)委員 二百三十四条ノ二についてはまた後にお尋ねしようと思つていたのですが、「一人ノ業務ニ使用スル電子計算機」ということですが、そういう限定的な意味が果たして生じますかね。これは継続反復して行うことはすべて業務でしようから、駅頭にある自動販売機だってこれは立派に継続反復をして、いろいろな判断をして、おつくりを計算をしたり切符を吐き出したりしているわけでありまして、そうならないのではない

でしようか、どうでしょう。

○米澤説明員 ただいま局長がお答えいたしましたのは、多分業務妨害罪との絡みで電子計算機がどういふものであるかをお答えいたしましたと私聞いておりますが、今小澤先生は、今度は財産犯の方を少しお聞きのようでございます。

財産犯の場合には、確かに、つまりコンピュータ詐欺と私も俗に呼んでおります構成要件の中にあります。場合に依りましては、今おつしやいました駅の自動販売機のものが入ってくる余地はあろうかと思つております。ただ、業務妨害では、例えばそれ自体が一般的に電子計算機と称されるマイクロチップ的なものが果たして自動的にすべての情報を受け付けて情報処理を行つて、人にかわつて業務を遂行しているかどうかというところで限定が加つてまいりますので、業務妨害のときにはなかなか入りにくいのではないかと私も考えているわけでございます。つまり、一つのメルクマールを申し上げますと、プログラム可能なものであろうかどうか。いろいろな作業をさせるにつき、例えば一定の一連続の作業だけではなくて、これは使用者の目的によりまして多目的にも使えるものである。例えば三角形の鉄板をつくる機械制御をやっているコンピュータを、あしたからは正四角形の鉄板をつくらなければならぬといふときに、プログラムを組みかえて、そして使つていけるというやうな電子計算機を一応原則として考えておるわけでございますので、各罪ごとに電子計算機の範囲はそれぞれ変わつてくるだらうと思ひます。

それから、法務研究所の方で電子計算機を一般的に定義しておりますのは、それはグローバルなといひますか、抽象的に社会で電子計算機とはどういふものをおおむね言つておるかという、いわゆる電子工学的な観点からの定義規定でございますので、ちよつと刑法と必ずしも平仄が合わないのではなからうかと思つております。

○小澤(克)委員 それでは定義規定はこの程度にいたしました、次に百五十七条でございます。

これは公正証書原本不実記載に若干の変更といひますか、を加えたということにならうかと思ひますが、先ほど坂上委員が例の自動車登録ファイルの最高裁判例との関連をお尋ねしておられましたけれども、やや重複するかと思ひますが、「権利、義務ニ関スル公正証書ノ原本タル可キ電磁的記録」この「タル可キ」というのが非常にわかりにくい表現なわけですね。この条文の作成の前提としては、電磁的記録は公正証書の原本そのものではない。だから、「可キ」という一種の当為をあらわす言葉を入れたという理解なんではないか。

○米澤説明員 自動車登録ファイルにつきまして、先生御指摘のとおり、最高裁が昭和五十八年に、これは公正証書の原本に当たるとはつきり結論づけております。その理由づけにつきましてもは学説等いろいろな御意見のあるところでございますが、ここでは触れませんが、一応最高裁判例がそのように言っているにもかかわらず今回こういう規定を置きます趣旨は、一般の電磁的記録につきまして、つまり現在の私文書あるいは公文書偽造罪に見合う電磁的記録の不正作偽を断然区別することになる、その反射的な関係上、従来なら公正証書原本と言われていたものも電磁的記録は突出してくるように見られるので、誤解を避けるために最高裁の判例を確信的に書きたいといふのが初めの立法動機であるわけですね。

そこで、その場合にどう書くかといひますと、電磁的記録を用いて公正証書が調製されるやうな場合、例えば今後は登記簿もそうなるやうな場合に聞いておりますが、そういうやうなものを仮に表現いたします場合に、電磁的記録がイコール公正証書の原本であるとなかなか表現したいわけでございます。伝統的な文書の形態で公正証書が調製されている部分がまだ相当程度ございますので、それを公正証書の原本と仮に言へば、今度は電磁的記録が公正証書として調製される、公正証書として意味づけを持つてくる、そういう法的性格のあるものといふことを表現するには「公正証書ノ原本タル可キ」といふやうな、これは文語体でございますので、私も戦後の教育を受けた者にはびんとこないかもしれませんが、法制局の御審査も受けて、こういう表現がそれに一番びつたりであらう、立法動機との兼ね合いでこういふ表現がいいのではないかとということになつたわけでございます。あくまで公正証書の原本といふのは原則的には、従来、伝統的には文書形態を考へていたものでございますから、それにかえて電磁的記録で調製する、そうすると、その文書である公正証書原本と同じやうな意味合いを持つ、そういう意味でございます。

○小澤(克)委員 わかつたやうなわかりにくいやうなところがあるわけですが、まず、この電磁的記録が文書性はないという前提に今回の立法がなされたのだらうと思ひます。これは非常に明確だらうと思ひます。次に、電磁的記録は原本それ自体であるのかといふことについてはなかなか難しいところで、今御説明あつたやうに、原本といふのは伝統的には文書であるといふことから、この「原本タル可キ」といふ、大変苦心の作だらうと思ひますけれども、結論としては原本たる電磁的記録としなかつたといふことは、電磁的記録それ自体は原本ではない、しかし「可キ」といふ当為をあらわす言葉が使われていることから原本と同様に扱われるべき、そういう性格のものであるからこのやうな表現になつた、こういうことだらうと思ひます。そのやうに理解をして、次に進みたいと思ひます。

それから、先ほどの質問で既に出ましたけれども、現時点で存在する「公正証書ノ原本タル可キ電磁的記録」といふと、自動車登録ファイルと、それから事務登録ファイルですが、挙げられましたが、そのほかには現在存在しませんでしようか。それから、近い将来にこのやうなものとなり得るものがありましたら示していただきたいと思ひます。

○米澤説明員 身近なものといひましては、特

ますけれども、ここでは行使よりも概念を広げるということではなくして、行使といえますとあくまで人を対象とする行為であるから、電磁的記録として電算機の内部に記録装置としてセットする

○小澤(克)委員　そうしますと、端的に言つて行使目的のよりはなお限定されている、こういうことになりましょうか。考えようによっては、「事務処理ヲ誤ラシムル目的」といいますと、何らか事

うようなことも我々配慮をいたしたのであります。ただ、それだけでそうなるかと言われれば、いろいろなお考えがあるかと思いますが、我々としては「人ノ事務処理ヲ誤ラシムル目的」の方

まして、不正作出罪の二項のところには従来の虚偽公文書作成罪に当たるようなものも入ってくるだろう。その意味では、いわゆる伝統的な意味に

おける無形偽造は全く入らないんだという線切りにはならないかと思いますが、それは権限乱用だという事実がない限りは入らないというふうにお答えしてよろしいかと思ひます。

○小澤(克)委員 そうしますと、今つけ加えておっしゃられたことは、むしろ権限というメルクマールをいかに理解するかという問題であらうと思ふのです。権限の乱用や権限越えについてこれをどう考えるか、何人も虚偽内容の文書を作成する権限などないと言つてしまえばすべて無形偽造ということはなくなつてしまふわけではございませんから、その判断の問題だろつというふうにお聞きしまして、基本的にはこの「不正ニ」というのは内容の虚偽性を言うのではなく、権限の有無を言うのである、このようにお聞きして間違いないでしょうか。

○米澤説明員 委員のお考えのとおり御理解いただいていいと思ひます。したがひまして、前の委員の方にも御説明しましたように、虚偽の会計帳簿を自営業者がつくつてもそれは当たらないとお答えしていいところであります。

○小澤(克)委員 そうしますと、この百六十一條ノ二の保護法益は、文書偽造罪と同様に文書の内容の正確性を、あるいはここでいいますれば電磁記録の内容の正確性を担保することを直接の保護法益とするよりは、やはり結局のところ何らかアウトプットされて人間の目に見えるような、可視的な、五感で知り得るような状態になるわけですが、そのインプットされた文書のようなものの作成名義の証明作用を保護法益とするんだ、このように理解してよろしいでしょうか。

○米澤説明員 委員の御指摘のとおりであります。文書の例の保護法益と同じようにお考えただいていいかと思ひます。

○小澤(克)委員 それから三項でございしますが、これはそのように作成された電磁記録をもって「用ニ供シタル」と書いてあるわけですね。これも行使という用語を避けて「用ニ供シタル」とな

つてゐるわけですが、先ほど御説明あつた他のところと同じ趣旨だろつと思ひますが、念のため、行使という言葉を使わずに「用ニ供シタル」という言葉を使った理由を明確にしてくださいなと思ひます。

○米澤説明員 一言で申しますと、対人的に文書等を交付等いたしますと、これは行使と一般的に刑法上も考へてゐるわけでございます。今度の電磁的記録は、逆にコンピューターに用ゐられるという形が原則でございますが、当たり前のことでございまして、対物供与という感じで「用ニ供スル」という文言を使ひました。

○小澤(克)委員 これは具体的には、このように不正に権限のない者によつてつくられた磁氣的記録が電算機の記憶装置としてセットされている状況になれば、すなわちオペレーターがボタンを押せば電算機が動いてその電磁的記録に基づいて何らかのアウトプットが出る、そのボタンを押す寸前の状態になつていけば、これは「用ニ供シタル」という既遂状態になる、こう理解してよろしいでしょうか。

○米澤説明員 委員の御理解のとおりでありまして、不正に作出された電磁的記録が当該のコンピューターなりでいつでも用ゐられる状態に置かれておれば、それで既遂であると考えております。

○小澤(克)委員 それでは次、二百三十四條ノ二に移ります。

これは先ほど御説明がありまして、ここで言う「人ノ業務ニ使用スル電子計算機」というのは、多少限定的な意味がある。すなわち、自動販売機のように一定のプログラムに従つて非常に単純なことを行うような、ワンチップといひますか、マイクロチップのような機械ではなく、プログラミン

グによつていろいろに利用し得るいろいろなデータ記憶させ、それを加工して、いろいろなアウトプットとして人が使用する、そのような機能を備えた電算機を念頭に置いているという御説明だつたわけですが、字面上そこまで出るのかどうか

わからないのですが、そのような理解だといつて

とでよろしいでしょうか。

○米澤説明員 原則としてすべての場合を私自身が推測いたしましたお答えすることは非常に不能を強いられるわけですが、原則としてそういうようなものを考へておきまして、その電子計算機等いわゆる電子機器類がそれ自体として人にかわつて業務を遂行するというような場面を用ゐられてゐる電子計算機、こういうふうにお考へております。

○小澤(克)委員 これは業務妨害罪に対応する犯罪類型だろつと思ひますが、電算機を実際に操作されているプログラマーあるいはオペレーターなどからも、実は大変な御心配が寄せられてゐるわけではございませんか。

プログラマーの仕事の実態というのは、何万ス

テップというような大変複雑なプログラミン

グをする場合にどうしても虫といひますか、バグが無

数に出てくることは避けられない事象である。し

たが、実際の取引においても納入する段階で

そういう不都合が、バグがあることは双方承知の上で納入をする。そして実際に電算機に入れて使

つてみて、不都合なところを訂正していく。そして検収、納品されたプログラムでも電算機の稼働が始められた後にもなお不完全であることを予想して、一定の保守契約期間が置かれてゐる。そしてその保守期間にはさまざまな故障が生じ、手直しが行われてゐるというのがユーザーとソフト会社との取引の実態であるといふふうにも聞いておりますので、そういったしますと、故意でなくとも外形的にはこの条文に当たるようなことはむしろ日常茶飯事に起つてしまふではないか、故意か過失かというのは非常に微妙なものがありますので、そのようなものに捜査が介入するといふことになることとたまたま、商売できないところか人権問題になるかといふような非常な危惧があるわけでございます。その辺についてはどのようにお考へな

常にか動かないといふことは承知の上である、しかし納期に追われて納めざるを得ないといふことはむしろ実態である。そうしますとこれは未必の故意があつたと言われかねないわけではございまして、その辺について余り安易には解釈、運用できないのではないかと気がいたしますが、その辺の御見解を伺ひたいと思ひます。

○米澤説明員 今のソフトエンジニアがつくられるプログラム等につきまして必然的にバグを伴うものであることは十分理解しておりますし、かつ、今委員がおっしゃいましたような方法で使用者側といふか、そのプログラム作成を依頼した会社側もそれからソフトエンジニアも共同してデバッグに努めるということもよく理解しております。したがひまして、本罪についてそのような事態を対象に適用することは一切ないと私も確信いたしております。もつとも、意図的にバグをい

っぱい時限爆弾のように組み込みましてそのプログラムを講入した人の業務を妨害するといふことをやつた場合は別といたしまして、誠心誠意納入されてこられる業者の方あるいは技術者の方々に本罪が適用される余地はないと確信いたしますし、また、運用に当たつてもそのように運用する所存であります。

○小澤(克)委員 そこで、意図的にバグを生じさせるような行為といふのはあり得ないではないと思ふのですが、普通の犯罪類型であれば、故意なのか過失なのかといふのは内面的な事実とはいへ行為の外形からある程度わかるかといひますか、類型的な判断が可能なのではないかと。ところが、コンピューターのプログラムに意図的にバグを仕込む、虫食いをつくるといふことは外形的な判断がほとんど不可能じゃないかといふ気がするわけではござい

ます。そういったしますと、これは捜査あるいは訴訟法上の問題にもかかわるわけではござい

ますが、場合によつては無辜の人が非常な苦境に立たされるということがあり得ないではないわけ

で、これを非常に危惧するわけではござい

ますが、どうなんですかね、外形的な判断に頼むも

と

のなんでしょう。私、プログラミンの実態がよくわからないのでこれは率直にお尋ねするので

が……。

○米澤説明員 これはプログラムというようにものだけでございまして、一般論を申し上げますと精密機械工業に属します精密機器類、電子機器類、このハードの面でも当然起り得ることございまして、あるパーセンテージの欠陥商品がございましては当然常識的でございます。これはソフトも同じだろうと思ひます。

そこでこの構成要件を見ていただきたいのですが、例えば不正ノ指令ヲ与へ、この与えるという行為、たまたまそこに紛れ込むということではなくてやはり相当程度積極的に——正常な取引ではこんなことはやらないわけでございませぬ。技術者もそれからハードのメーカーも信用を重んじますので、通常取引では不正の指令を与えるようなことをしたりあるいは虚偽の情報を与えたりという、積極的な反社会的行為には出ないわけでございませぬ。結果において外形的にこういふふうなものに当たるように見えても、捜査官が常識で考えますとそこはこれに当たらないという判断をするのが通常だろう。そこは先生も捜査手法の問題とか手続の問題だと今御指摘されましたが、構成要件上はなかなかそこまで書き切れないうわけでございませぬ。本罪を策定するに当たりまして、ソフトエンジニアの方々がそのような危惧を持っておられるということは法制審議会が始まる前から聞いておりました。通産省の方からお聞きしたいとしておりました。それそれの辺を注意しながらつくってきたものでございませぬ。したがって、私としてはその辺の御懸念はそう大きなものでないのじやなかろうか、できるだけ慎重に運用すればそれでいけるのではないか、しかし構成要件上はなかなかそこは書き切れなうと思ひます。

○小澤(克)委員 これは運用の問題でございませぬので、ぜひこの辺は慎重な運用が必要であらうかと考えます。

念のためにお尋ねしますが、今出ました「指令ヲ与へ」というのはオペレーターがキーボードの上でいろいろ操作をする、そして最終的には、コンピュータというようすが、ボタンを押してコンピュータがランする、そういう段階での指令のほかに、プログラムの面での個々の演算の指令、インストールクションというようすが、これを当然含むということでしょうか。これは間違いないですね。

○米澤説明員 両者とも入ると理解しております。

○小澤(克)委員 それから、「業務ヲ妨害シタル者」ということで業務妨害罪とパラレルに解釈すれば、これはいわば危険犯だろと思ひますが、「電子計算機ヲ使用目的ニ違フ動作ヲ為サシメテ」という結果が生ずることを必要とするという意味では一種の結果犯というようにも理解できるかと思ひます。この意味内容なんでしょうけれども、こういふことがあるのだそうですね。私もどうもよくわからぬのですが、プログラムをつくるに当たって、プログラムというのは幾つかのブロックに分かれた論理的な構造を持つていて、幾つかのプログラム単位というのがあるのだそうですね。それを別々の会社に発注してつくる。そして全体としてワンセットのプログラムになるというようなことがあるのだそうですね。そういうしますと、そのどこかにバグをつくっておきますと、それに目につくコンピュータが誤動作をして、我々の目に見えぬ形のアウトプットが出る以前に全くコンピュータの内部で、あるプログラム単位から他のプログラム単位へまさに電子的な指令がなされる。それだけでも既に誤動作だといふふうになるのか、あるいはさらにその指令に基づいて次の演算がなされて最終的に変なアウトプットが出てきた段階で初めてこれはここに言う、先ほど言ったような結果が出たと考えるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○米澤説明員 この構成要件をつくり出す場合に明確性ということに非常に重視いたしました。この中段の「電子計算機ヲ使用目的ニ違フ動作ヲ為サシメテ」という結果、中間結果でございませぬが、生ずるように構成要件に取り込んだわけでございます。今委員のおっしゃったコンピュータ内部でのプログラム間同士それぞれの無形の人の目には見えないいろいろな作業、それ自体が間違つた方向に走っておるということでは即座には「副可キ動作ヲ為サシメズ」とは言わないと私は思ひます。

例を言いますと、「為サシメズ」というのはコンピュータそのものが所期の目的どおり動かななくなつてしまふ、システムダウンというのがありますが、そういうのが一つの例です。それから「違フ動作ヲ為サシメ」というのは、先ほど三角形の鉄板など例を申しましたが、三角形の鉄板をつくらうとしてプログラムを組み込んだはずのところ、だれかが違うプログラムを差しかえて四角形の製品をつくらすというところで「使用目的ニ違フ動作」が結果的に起こつてしまつた、そういうことを要件としているつもりであります。

○小澤(克)委員 先ほど、「不正ノ指令ヲ与へ」という意味について個々のプログラムの中のインストールクションまでも含むんだとお聞きしましたが、今度は逆にシステムエンジニアが機能仕様をつくる場合にはシステムエンジニアが機能仕様書というようなものを作成する、これは利用者からこういうふうなものをつくつてくれと言われてそれに合った機能仕様書をまづつくる、そしてそのシステムエンジニアからの指示に基づいてプログラマーがさらに細かいプログラミンをしていくという経過をたどるわけですね。そして、で上がったものをコンピュータにセットして、最終的にはオペレーターがランさせる。その最初の段階で、すなわちシステムエンジニアがプログラマーに機能仕様書において指示をする段階から、依頼者というお客の発注とは既に違った

ようなものを意図的につくらせる、こういったものも含むのでしょうか。

○米澤説明員 今おっしゃいましたような事例は、その意図的につくれた人が最終的には他人の業務を妨害してやろうという意図があつても、本罪の構成要件の前段階的行為であらうと私は思ひます。予備罪はございませぬので、単に意図的にそういうプログラムの開発をしているとかあるいは仕様書をつくり上げていく段階は、別の犯罪が成立するかどうからと定かではございませぬけれども、これには当たらないだろうと思ひます。

○小澤(克)委員 いや、そうじゃなくて、そのシステムエンジニアがプログラマーに対して利用者、依頼者の指示とは違った機能仕様書をわざと与えて、プログラマーはそれに基づいて忠実にプログラミンをして、そして最終的にで上がった動作をする、これは既述になりますかどうか。

○米澤説明員 その仕様書をつくり出した当該本人が、業務を妨害する目的で間接的にプログラマーを利用してそのようないいかげんな不正の指令をつくり上げた上で、当該本人の電子計算機に使用して、結局はその人の業務を妨害したということになれば、それは間接正犯ということになるかと思ひます。

○小澤(克)委員 今の場合は、むしろ間接正犯ということになるのでしょうか。指令そのものとはちよつと言いたいということでしょうか。わかりました。

それでは、時間も余りありませんので、二百四十六条ノ二に移ります。

これなんですけれども、「財産権ノ得喪、変更ニ係ル不実ノ電磁的記録」この意味内容がどうもはつきりしない。これは何らかの限定的な意味を持たせるためにこう書かれたのだらうと思ひますが、「財産権ノ得喪、変更ニ係ル」というのは具体的にどんな意味を持つのでしょうか。

○米澤説明員 この「係ル」という言葉は非常に

いろいろな意味合いに使いますが、私どもがここで構成要件として使っておりますのは、まさに電磁的記録の内容の変動そのものが、ある人の財産権の得喪、変更の事実を表示しているという結果を生じさせるようなといえますか、その情報をそこに作成させるような、そういう記録という意味でございます。したがって、先ほどもお答えしたかと思うのですが、登記簿が仮に磁気ファイル化されました、そんなものは入らないわけでございます。それは権利の得喪、変更それ自体をその記録で発生させるわけではございませんし、事実上の状態を発生させるわけでもないということでございます。ですから、例をいたしましては、各得意先の預金の口座元帳のような性質を持つ、そういう磁気記録といえますか、そういうものを考えておるわけでございます。

○小澤(克)委員 銀行にある預金の元帳ですか、これは典型的な例だろと思えます。まさにある人の預金高あるいは負債高がデータとしてきちんと端的に載っているわけですから、そういう典型的な例はよくわかるのですが、例えば給与支払いのための給与データファイルですね。どこかの会社にそういう給与データファイルを備えつけておいて、それに基づいて計算して即給与を払うというような場合と、さらに会社で作成した給与データファイルから銀行の電算機にデータを送りまして、それに基づいて銀行の口座のファイルの書きかえがあつて、そして最終的に支払いがなされるというような場合に、給与データファイルに不実の電磁的記録をつけた段階でこれが「財産権ノ得喪、変更ニ係ル不実ノ電磁的記録」をつけたということになるのか。それとも、そこからデータが送られて銀行にある口座ファイルですか、その数値の変更があつて初めてこれが既遂になるのか。それはどうなるのでしょうか。

○米澤(克)委員 基本的な問題でございますが、たしかある学者もそのような点について御関心を示しておられるところがありますが、私どももいたしましては、給与を今例に挙げられましたが、あ

る会社が給与の計算をしておる、しかし残業とかなんとかいろいろございまして、給与のデータファイルといひましても、基本的なもの、人間の名前とか家族関係とか、そういうものが書いてあるデータファイルはそれに入りませんで、むしろ銀行側で振替送金といひますか、払い込みをしてもうための基礎になります、まさに直にそれを銀行が利用して入金していく基礎になるファイル原則として考えておるわけであります。例えば、ある会社がそういうものをつくって持ち込みまして、これで各使用人の給与を各口座に払ってくれという要請をいたします。そのときの磁気ファイルはこれに入るといひます。

○小澤(克)委員 それから、逆に「財産権ノ得喪、変更ニ係ル不実ノ電磁的記録」といふのは、非常に簡単な、プリペイドカードみたいなものも全部含まれてくるだろうと思つてございまして。キャッシュカードは、それ自体には預金がどれだけあるとか残額というようなことは何ら記録されてないわけではございまして、暗証番号とか、要するにキーのような役割しかしないわけですね。これはここに言う「財産権ノ得喪、変更ニ係ル電磁的記録」とは言えないでしようか。

それからプリペイドカードの場合には、オレンジカードにしてもテレホンカードにしても、オレンジカードにしても、あれは何円分残っているということがまさにその電磁的記録部分に書き込まれていくわけではございまして、これは入るといふことになるのかと思つたのですが、そうでしょうか。

○米澤(克)委員 プリペイドカード等はいりまして、CDカードはむしろ身分証明書、かぎのようなどございまして、その入らないという結論においては、委員の御指摘のとおりでございます。○小澤(克)委員 これはいまだ実験段階のようですね。私も余り細かいことは知らないのですが、集積回路に電子的に預金残高等を記憶させて、それによって買い物ができる。ある人が自分の口座からICカードに一定の預金なら預金の枠を移行させて

おいて、そのICカードで買い物ができる。店舗えつけの端末機に入れて操作すると、そのICカードに示されている預金口座の残高からお店の方の口座に移るといふようなものだろうと理解しておりますが、この場合はICカードはここで言う「財産権ノ得喪、変更ニ係ル電磁的記録」といふことになるのでしょうか。

○米澤(克)委員 なると思ひます。○小澤(克)委員 その点についてはその程度にとどめまして、百六十一条ノ二、文書偽造とバラレルといひますか、一応対応する類型だろうと思つたのですが、基本的な疑問なんです。というのは、これによりますと電磁的記録それ自体に不正な記録がなされた、その段階で既に犯罪が成立するといふことになるわけではございまして、考えてみますと、電磁的記録自体は全く不可視といひますか、人間の五感ではわからないものでございまして、それ自体に意味があるのではなくて、最終的にそこから何らか人間の目に触れるようなアウトプットされてきた段階で初めて信用性を害するとかいふ結果が生じるわけですね。ですから、電磁的記録それ自体に誤った情報を書き込んだその段階で処罰しなければならぬ必然性といふことにちよつと疑問があるわけではございまして、その辺についてはどう考えるのでしょうか。

○米澤(克)委員 確かに電磁的記録がプリントアウトされまして、そのプリントアウトされたものが社会内に転々と流通するといふこともあろうかと思ひますけれども、電磁的記録の中には、相互のコンピュータ間のオンラインを利用したり、いろいろな意味合いで電磁的記録がコンピュータ内部においてそれそれ利用され合ふといふことがございまして、それを信用して利用して、いろいろな業務を遂行したり取引をしたりするといふこともございまして、必ずしも不正につくり出された電磁的記録が社会にハードコピーとして出回るといふことはないものでございまして、やはり電磁的記録作成の段階で処罰をする必要があろうかと思つております。

○小澤(克)委員 アウトプットしないまま、すなわち人間の五感ではわからない状態のままデータとして利用されるからだといふお話だったので、そうだとすると、今度はその先で、例えば業務妨害であるとか財産の異動とかいふ結果が生じた段階で処罰をすれば足りるのではないかといふ気もするのですが、そこはいかがでしょうか。

○米澤(克)委員 不正作出国については、作成過程が違法だといふことで内容が虚偽だとは必ずしも限らないわけではございまして、先方様がそれをお使いになった、それに依拠していろいろな計算をしたり何かされた場合に必ずしも財産犯が成立したり業務妨害が成立したりするわけではないたが、ハードコピーの段階でとらえたのでは不十分であらうと考えております。

○小澤(克)委員 そう言われればそうなのかなといふ感じがございまして、若干疑問がないわけでもないわけではございまして。それから二百三十四条ノ二ですけれども、「使用目的ニ違フ動作ヲ為サシメ」といふような表現が、先ほど坂上委員からの質問にも既にあったかと思ひますが、コンピュータの無断使用であるとか無権限使用のような類型に拡張されては大変まずいと思つてすけれども、そのような趣旨ではないといふことは、先ほどと重複するかも知れませんが、ぜひ明らかにしていただきたいと思つております。

○米澤(克)委員 簡単に結論だけ申し上げますと、そういうものは当てはまらないと理解しております。○小澤(克)委員 今回のコンピュータ関係の法改正は、最初に申し上げたとおり、コンピュータにまつわるものをすべて取り込んでいくといふことではなくて、現行法上や問題がある、場合によつては拡張解釈がなされることは必ずしも適当でないといふものについて、当罰性があるけれども現行法を拡張して賄うのはやはりまずいといふような判断から、その穴埋め的にこの改正がなされているといふふうに理解いたしますし、そ

これはそれで基本的には結構な態度だろうと思うわけでございます。

仄聞するところによると、この立法の議論の過程では電算機の無権限使用であるとか、あるいは情報の不正入手、あるいは情報の漏えい、こういったものも考えているというような意向もあつたやに聞いております。しかし、最終的にはそういうものは入れられなかったと聞いているわけでございます。それ自体、刑法の謙抑性ということから大変結構なことだろうと私は思うわけでございます。

もう一つの理由は、コンピュータが発達いたしますと非常に多量の情報の集積が可能であり、しかもそれをごく少数の者が管理可能であるということになりますと、逆に一般の国民からは自分たちの情報を特定の者に独占をされてしまう、むしろそのことからの解放に関心を持つという側面があるわけでございます。したがって、多量の情報を特定の者が集積し管理をするということとを、そのまま刑法によって保護することは非常に重大な問題があると思うわけでございます。その意味でもこの無権限使用あるいは情報の不正入手、いわゆる情報の窃盗ですね、あるいは情報漏えいについてどう扱うかというのは、慎重の上にも慎重になされるべきではなからうかと思うわけでございます。

そういった観点から、これは大臣にお伺いしたいと思いますが、今回の改正に盛り込まなかった電算機の無権限使用や情報の不正入手、情報の漏えいについては今後とも非常に慎重に対処すべきであるというふうに私どもは考えますが、大臣としてはいかがでしょうか。

○遠藤国務大臣 この点については、先生御指摘のとおり、情報の不正入手とか無権限使用とかという問題については、御承知のようなコンピュータの普及、情報社会がこのように進展しているのに伴って生じた大きな問題でございます。しかし、情報保護のあり方、また無権限使用の処罰の根拠等については種々議論が存するところでございます。

います。さような点で、先生御指摘のとおり、私としてもこのような議論の動向を見守りつつ、そして諸般の角度から慎重な検討が必要である、このように承知いたしております。

○小澤(克)委員 大変適切な大臣の御意見であるかと思うわけでございます。

最後に、今回の法改正部分についても、先ほどちよつと指摘しましたが、二百三十四条ノ二の電算機の使用目的にたがう動作というようなものを拡張いたしますと、無権限使用であるとかそういうものを含みかねない、そういう危険性もなくはないと思うわけでございます。したがって、法務省がこの解釈、適用の重大な権限を担うわけでございますので、そのような拡張的な適用はしない、無権限使用や情報の不正入手等を盛り込むことを見送ったという趣旨は、そういうものについて、今回のこの条文の中にそういうものを盛り込んでいって解釈するということは逆に許されないことだということを明らかに、あるいはそういう御決意を今度はこの改正案に関してお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

○遠藤国務大臣 本改正案は、さきの現行法で対応がなかなか不十分だということでございます。現行法で対応したということになると拡大、乱用という非常に危険な問題が生じる、そのような点で改正案を提出し、御審議を煩わしておるわけでございますので、さような点で私としては、本改正案によって乱用のおそれはない、しかも捜査の段階に至っては、皆さん方の御意見もございしますが、乱用の批判などを受けることのないような適正な措置を講じたい、かように考えておりますので、御了承をちょうだいいたします。

○小澤(克)委員 人質の関係あるいは国外犯でしたかの関係について残ってしまいました、時間が参りましたので、この程度で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○大塚委員長 冬柴鉄三君。
○冬柴委員 私、国際的に保護される者に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約、これを以下

国家代表等保護条約と略称させていただきますが、それと人質をとる行為に関する国際条約、これも人質条約と略称させていただきますが、これらの条約の締結に伴い、条約により処罰すべきこととされる行為にかかわる国外犯の処罰規定及び人質をとる行為についての処罰規定にかかわる部分に限定をいたしまして質問をさせていただきますと思います。

まず、両条約は多国間条約としてそれぞれいつ国連において採択をされ、また、いつ発効をしたのか。重ねて、今日までにそれぞれ何カ国が締結をしているのか、とりわけ先進国でいまだ締結をしていない国があればどういう国か、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○谷内説明員 お答え申し上げます。

まず、両条約の採択日、発効日でございますけれども、国家代表等保護条約につきましては昭和四十八年、一九七三年十二月十四日に国連総会で採択されまして、昭和五十二年、一九七七年二月二十日に効力が発生いたしました。人質条約につきましては昭和五十四年、一九七九年十二月十七日に国連総会で採択されまして、昭和五十八年、一九八三年六月三日に効力が発生しております。次に、各国の条約締結状況と先進国の締結状況につきましては簡単に御説明いたしますと、まず国家代表等保護条約につきましては、この締結国は本年五月十四日現在で六十九カ国でございます。人質条約につきましては、締結国は本年五月十四日現在で三十八カ国でございます。また、両条約とも先進国、なかんずくサミット参加国の中では我が国とフランスのみが現在までのところ未締結でございます。

○冬柴委員 我が国は、残念なダッカ事件という非常に世界じゅうを驚倒させた事件を引き起こした当事国でもありますけれども、それがなぜ、殊に人質をとる行為に関する国際条約について現在まで締結がおくれたのか、あわせて、現時点においてこれを締結する理由とその意義はどういうところにあるのか、それらの点について答弁をいた

だきたいと思ひます。

○天江説明員 お答え申し上げます。

我が国がこの条約を締結するのにおくれた理由でございますが、両条約につきましては、国連の場で我が国が各国と積極的にその作成に参加したことは事実でございます。

他方、両条約とも刑罰法規に係るものでございます。本条約がいわゆる世界主義的な刑事裁判権の設定義務を課しているという点がございします。そのためには、必要かつ適切な国内立法が必要でございます。さらに同様の義務を課す条約が、我が国として締結すべきものが今後出てまいります。そのような場合にも、国際社会の一員として遅滞なく締結できるような体制を今のうちから整備しておくということが重要になるわけでございます。したがって、そのためには各国の事情を十分調べ、我が国の国内法において何を行うべきかということを中心に、外務省及び法務省が徹底的に慎重に検討して今日に至ったということでございます。

他方、国際的に申しますと、この条約ができました後でございますが、一昨年、四十回の国連総会におきまして、本条約を含むテロ関連諸条約の当事国となることを要請するという決議案が通過いたしました。また、国連安保理におきましても、テロ行為を防止し、処罰するため国際協力をやろうじやないか、こういうような決議が通っております。各国からも日本は早くやってほしい、このような要請を受けてきた次第でございます。その両方を勘案いたしまして鋭意検討した結果、今日に至ったわけでございます。

次に、現時点で我が国が締結する理由でございますが、これは昨年の東京サミットにおきまして、御承知のとおり国際テロというものを防止しようということで東京宣言が発表されました。七年前のベネチア・サミットにおきましても非常に強いテロ防止のための呼びかけというものがございまして、今回のベネチア・サミットの機会に日本が締結するということは、やはり先進国ある

いは大國日本として当然の必要性があることと思ひまして、そこに意義を見出したわけでございませう。アメリカの國務省の統計によりますと、一九八五年、一昨年は全世界で八百件のテロ活動があり、約八百人がその犠牲になつてゐる。負傷した人はもっと多いわけだと思ひます。そのような最近の國際的なテロ活動が高まつておられますと、日本がこれを批准するという意義は高いと思ひます。

○冬柴委員 私がお尋ねするのは、むしろ遅きに失してゐるのではないかと。今日日本は、貿易摩擦等で米國のみならずEC諸國からも非常にいろいろな批判を受ける、そういうような立場にありませう。そういうようなことを考え合わせますと、このような條約の締結が非常におくられてゐる、そういうことについて私は残念に思ふわけでございまして、今後どういふことのないように努力をしていただきたい、そのように申し上げておきたいと思ひます。

次に、國家代表等保護條約に關連してお尋ねいたしますが、この七條には、「締約國は、當該容疑者を引き渡さない場合には、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遲滞することなく、自國の法令による手続を通じて訴追のため自國の権限のある當局に事件を付託する。」このように記されております。しかし、一方、我が國の刑事訴訟法は起訴便宜主義がとられておりまして、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情狀並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。」このようなことが二百四十八條に定められております。これを讀み比べますと、「事件を付託する。」という條約上の文言の解釈に係ると思ひますけれども、片や例外なしに訴追をせよ、片一方はいわゆる起訴を獨占してゐる檢察官の判斷によつて諸般の事情によつて起訴を提起しないことができる、このような差があるように思われるわけでございまして、今回提出されてゐる改正案にはもちろんこの刑事訴訟法の一部改正とかそういうことは全然考えら

れていないようございまして、その整合性と申しますか、その点についてお尋ねをしておきたい、このように思つております。

○岡村政府委員 條約は刑事手続の付託義務を定めたものではございませうが、訴追の義務までを定めたわけではないのでございませう。先ほど御指摘のありましたように、「容疑者が領域内に所在する締約國は、當該容疑者を引き渡さない場合には、自國の法令による手続を通じて訴追のため自國の権限のある當局に事件を付託する。」といふように定められてゐるところでございませう。したがひまして、この條約上の義務の履行として訴追することまでも義務づけられてゐるものではないと解されるのでございませう。したがひまして、御指摘のありました刑事訴訟法二百四十八條の起訴便宜主義を定めた規定と矛盾するものではないわけだと思ひます。そういう意味で刑事訴訟法二百四十八條の改正の必要はないといふふうに考へてゐるところでございませう。

○冬柴委員 次に、改正刑法第四條ノ二についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。現行刑法には、二條ないし四條でいわれる國外犯を定めております。二條では、何人を問はず日本國外において次の罪を犯した場合にはこれを罰する、こういうことで一號から七號までそれぞれ罪名が制限列挙されております。また、三條は、日本國外における日本國民の犯罪について、一號から十六號まで列挙をいたした罪について罰する。また四條は、日本國外における日本國の公務員が犯した罪につきまして、一から三號の制限列挙された罪については罰する。このようないわゆる各則と申しますか、そういう適用されるべき條文がそこに明確に示されてゐるわけでございませう。

今回のこの刑法第四條ノ二というものは、何人を問はず日本國外における犯罪を処罰する、こういうことになつてゐるのですが、肝心のいわゆる構成要件の列挙ということがそこになされておられません。私は非常に奇異に感ずるわけでございませう。

ここで、急なことでちよつと申しわけないのですが、犯罪事実を一つ例示してみたいと思ふのですが、後でお尋ねする罪名等にも關するのですが、外國人甲と日本人乙は、共同して、日本國外である某國において、某外國の代表者を刀劍を示して逮捕し、その際同人に傷害を負わせた。これを人質にして、第三者に対し義務のないことを要求した、このような犯罪事実があつた場合に、我が國の判決において適用されるべき罰則、これは急なことでございませうから概略で結構ですけれども、どのような條文を示せばいいのか、今の質問に關連してお尋ねしたいと思ひます。

○米澤説明員 突然事例を挙げられましたので、正確に答えられるかどうか自信がございませんけれども、まず、この資料の新旧対照表の性質による強要行為等の処罰に關する法律の現行のところを見ていただきたいでございませう。八ページでございませうが、今お尋ねの事実關係を前提にいたしますと、現行法の人質による強要行為等の処罰に關する法律第一條がまず構成要件的には当てはまるかと思ふわけでございませう。そして共犯關係は外國人と日本人でございませうが、その條文の第四條のところでは「前三條の罪は、刑法第二條の例に従ふ。」このやうなことでございませうので、すべての外國人犯の例に従ふことになつておられますから、内外人の二人の共犯者はともにこの第一條で処罰されることにならうかと思ひます。

その中で、凶器を示して云々、結果として傷害というところを一つつけ加えておられますので、傷害罪に対する擬制關係がどうなるかという問題が一つ生じます。この特別法を見ていただきますと、第一條では傷害行為は何もうたつておりませうで、第三條は人質殺害、急に殺害の方へいくわけだと思ひます。したがひまして、この傷害がどういふふうな評價されてゐるかという問題がございませうが、第一條の法定刑を見ますと「無期又は五年以上の懲役に処する。」傷害罪は十年以下の法定刑でございませうので、今私が即断します範圍内でお答えいたしますと、この第一條で傷害の部分には十分評價済みではなからうか、こういう規定をするにはよくございませう。したがひまして、傷害はまずここに吸収されるという關係でございませうので、結論を申しますと、人質強要行為等の処罰に關する法律第一條違反及び第四條を適用して、兩名とも日本國におられますれば処罰されることにならうかと思ひます。

○冬柴委員 暴力行為等処罰に關する法律の適用についてはどういふふうになるでせうか。

○米澤説明員 暴力行為の關係も吸収されると考へております。こちらが特別罪といひますか、特別類型だと考へております。

○冬柴委員 何か司法試験の口述試験みたいなのですが、外國の代表者を刀劍を示して逮捕してゐるのですが、これはどうなんですか。

○米澤説明員 外國の代表者が被害者である場合も同じでございませう。

○冬柴委員 私が聞きたいのは、その罰則の中に條約、例えは國家代表等保護條約一條というものが入るのかどうか、そこら辺が聞きたかつたわけですが、いかがでせうか。

○米澤説明員 四條ノ二の立法趣旨を長々と申し上げると時間がかつたと思ひますので省略させていただきますが、我が國が締結いたします條約上の義務を履行するに当たりまして、現行法制度で十分履行できるものは特段その四條ノ二を使う必要はないわけでございまして、その場合にはもろに人質強要行為等の処罰に關する法律で十分條約上の義務は履行できると思ひますから、このケースにつきましては四條ノ二が介入してくることはないと考へております。

○冬柴委員 突然のことですので、事例はそれぐらいにいたしますけれども、いづれにいたしまし

ても、この四条ノ二が絡んでくる規定を考える場合には、ある人の所為が罰せられるのか否かという点を判断する手続として、そのような行為を条約中において我が国の国内法により犯罪とすることを求めているのか否かという点をまず判断する、その次に四条ノ二が絡むかどうか、そして最後に我が国の刑法各則を調べてみなければならぬ、このようなことになるのじゃないかと思ひますが、そのような理解でいいでしょうか。

○米澤説明員 法律関係の適用といひますか、理解の前後関係は委員のおっしゃるとおり特段条約から入るということに決まつておるわけでございます、むしろ当該本人が、自分が罰せられるかどうか判断します場合に、四条ノ二を先に見ることになる場合もありましようし、刑法各則から見ると場合もありましようが、最終的には四条ノ二が問題になります場合には条約を参照するということにならうかと思ひます。

○冬柴委員 私、日本国憲法第三十一条は罪刑法定主義を規定しているところを、法律を定めるものでございまして、法律なければ犯罪なし、法律なければ刑罰なし、このような言葉に置きかえることができるかと思ひます。しかし、今御答弁を聞いてみますと、条約なければ犯罪なし、条約なければ刑罰なし、このようなことになるのではないかと思ひます。その点について私は、こゝで言う罪刑法定主義というのは本来我が国の国内法で簡明直截に規定されるべきものであると考えるのでございまして、けれども、憲法との関係ではどのように解釈をしておられるのか、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○岡村政府委員 今回の改正案は、現行刑法の各則におきまして既に犯罪とされている行為につきまして、条約が要請している限度でその国外犯を処罰するものであるわけでございます。したがひまして、犯罪自体は法律で定められていることにならうかと思ひます。

うことにつきましては、それを定めますのが条約でございますが、この条約はまた国会において審議されましてその承認を経ました後、条約の日本語が官報に公布されるという手続が踏まれるのでございまして、こういった点を総合いたしますと、罪刑法定主義の趣旨に反するものではないというふうな考えをしております。

○冬柴委員 このような答弁を私は是認するとして、条約と法律ではその成立経過あるいは形式その他が大きく異なっていることは事実であります。そういったしますと、二つのことが問題になると思ひます。

一つは、条約正文の明確性の問題でございます。条約正文というのは、多国間条約であれば数カ国語をひとしく正文とするのが例でありまして、本件条約においても数カ国語で表示されることになっております。したがひまして、正文における刑罰規定の内容が我が国のいわゆる刑罰法規としての観点から明確に規定されているかどうか、その点が問題の第一点であります。

第二点は、締結された条約を、ただいま刑事局長の御答弁にありましたように、日本語に訳しましてそれを官報に公告する、このようになつていくわけでございますが、このような訳文が余り文法的にやられますと刑罰法規として適当かどうかという点が、我々国民の権利義務の範囲を画する意味から非常に重要になつていくと思ひます。

その点についてお尋ねしたいのですが、今回四条ノ二というものを刑法の総論で決めてしまひますと、今回締結される条約だけに適用されるだけじゃなしに、今後未来永劫にこの条文が生きていく限りは、締結される条約の中に刑罰規定を含むものはすべてこの四条ノ二が絡んでくるのであります。そのようなことを考えますと、条約正文の明確性、訳文の正確性が非常に大事になつてくると思ひますので、その点についての配慮をまず外務省の方からお伺ひしたい。

○谷内説明員 お答え申し上げます。

の努力という点でございます。

私ももといたしましては、関係各省との連絡を非常に密にすることはもちろんでございますし、できる限り条約文としての明確性を確保するために、例えば二国間条約でございますと、条約専門家同士が実質的な事項を話し合つた後の言葉の問題については十分に協議して、この言葉あるいはこの文章の方がいいのではないかとというようなことを専門的立場から検討しますし、また多数国間条約につきましては、通常起草委員会というものが別途ございまして、これは実質問題ではなくて全言葉の問題を、今先生御指摘のとおり、明確性を担保するという観点から非常に精力的な会合を行つたという努力が重ねられてまして、条約正文の明確性を確保するということを図つておるわけでございます。

次に、条約の日本語作成の点でございます。これは、私どもの手続的な観点から申しますと、各省とももちろん協議いたしますし、それから内閣法制局を含まして数次にわたる厳密な検討を行つておるわけでございます。特に、条約文としての明確性を確保するためには、条約の作成経緯あるいは諸外国の持つおる立場、解釈等を参考にしたしまして非常に慎重に検討した上で、条約文が真に意味するところは何かであるかということと正確かつ明確に翻訳する努力を行つておる次第でございます。

○冬柴委員 非常に大事なことでございまして、法務大臣からも御答弁をちょうだいしたいと思ひますが、いわゆる罪刑法定主義の観点から、条約内容の明確性及び条約訳文の正確性を確保、担保するためにいかなる方策を法務省としてとられる所存か、その点についてお尋ねします。

○遠藤國務大臣 先生御指摘の罪刑法定主義の問題を今外務省からお答えいたしましたけれども、これは申すまでもなく刑事法の根幹をなすものなことで、その精神にかんがみて、外務省及び法務省が相互に緊密な連絡を保ちながら、条約起草段階からその内容を明確にするものであ

る。そのためには最善の努力をするともに、その訳文の作成に当たっては、これを十分正確かつ明確なものにしておかなければならぬ。罪刑法定主義の精神にもとることのないような万全の措置を講じていかなければならぬ。このような点で、先生御指摘の点は十分身に付けておきたいと思ひます。

○冬柴委員 国家代表等保護条約の締結によつて刑法四條ノ二により国外犯が処罰されることとなる刑法第二編の罪の範囲、このようなものを法務省としては将来何らかの形で明らかに示してほしいのですが、その点についてお伺ひいたします。

○米澤説明員 お答えいたします。

一応条約承認案件の外務委員会の審議資料にこのたひの国家代表等保護条約を通じて刑法が適用される範囲というのを入れておられるようでございます。それに基づきまして条約承認案件が御審議になるようでございますが、最終的には、その罪の範囲につきまして私どもが法を運用いたします場合の内部的な通達その他におきましてその範囲を明らかにするとともに、しかるべき法律雑誌等にも我々の考え方を明らかにする等、所要の措置をとりたいと考えております。

○冬柴委員 ちよつと時間がなくなりましたので、もう五分だけ。

暴力行為等処罰に関する法律の第一條ノ二の三項を改正して、刑法三條とともに四條ノ二をつけ加えられてゐる。両方とも日本人の国外犯については何かダブるような感じを受けるのですが、その点についてはどういふふうに考えていますか。

○米澤説明員 まず、第四條ノ二の精神からこれは由来するわけでございます。第四條ノ二は「前三條ノ外」と書いてございまして、原則的には二條から四條までが国外犯処罰規定の原則であり、例外的に条約との絡みで包括的国外犯処罰規定をまず置く、こういう精神を持つておるわけでございますが、この暴力行為等処罰に関する法律の第一條ノ二と申しますのは、現行法では国民の国

外犯だけでございます。それは従来の刑法の一般の傷害罪よりは法定刑を上げておりまして、「一年以上十年以下ノ懲役」になつておるわけでございます。

ところで、日本人が外国で国家代表等を傷害させまして逃げてきますと一応一年以上十年以下になるわけですが、外国人の場合に逃げてきますと一般の傷害罪になって法定刑は軽くなるわけです。そこで、その調整をとるためにこの三項に「刑法第三条及第四条ノ二ノ例ニ従フ、」こう書いてございます。日本人の場合は原則として第三条を適用するという精神になってございます。

○冬柴委員　もう一問だけ。
人質条約に関して三つの点についてお尋ねしたいと思ひます。

刑法二百二十条、単純逮捕監禁罪は未遂を罰していないのに、今回この未遂を罰することになっているのかどうか。

それから、刑法二百二十条の法定刑は「三月以上五年以下ノ懲役」ということになっていますが、本法ではこれを「六月以上十年以下」、非常に重く倍になっているわけでございまして、刑法体系全体の法定刑に照らして権衡を失うのではないかという感じを受けます。

もう一つは、刑法二百二十八条ノ二は被拐取者解放による刑罰の軽減を定めております。これはいわゆる被拐取者の人命を尊重するために、人質をとつていたけれども解放した者について刑を軽くしてやるということで、そういう犯罪から被拐取者の生命を守ろうという立場が刑法にはあるわけですが、今回の人質処罰法規にはそのような配慮がなされていません。

その三点についてお伺いして終わりたいと思いますが、簡単をお願いします。

○岡村政府委員　まず第一点でありますが、人質行為防止条約は、人質強要目的によります逮捕、監禁の未遂を国内法上の犯罪として処罰すべき義務を課しているところでございます。したがいまして、これに対処いたしますために、今回の人質

による強要行為等の処罰に関する法律一条の三項におきまして未遂犯を処罰することとしたわけでございます。

第二点は、刑法二百二十条の逮捕、監禁の法定刑に比べて今度の改正によります人質強要罪の法定刑が重いのではないかと、いう御趣旨であつたかと思ひます。

今回の人質強要行為の基本類型は逮捕、監禁といふことと強要、この二つの犯罪の結合犯であるといふふうに考えられるわけでございます。そういった点を考慮いたしましてこの法定刑を定めたわけでございますが、そのほかに現在、逮捕、監禁を基本として、その加重規定になっておるものとして特別公務員職権乱用という罪があるわけでございます。この法定刑が六月以上十年以下と

いう懲役になっているところでございます。あるいはまた、現行法で既にあります二人以上共同して人質強要を行った者については無期または五年以上の懲役ということでございます。こういつたいろいろな点を考慮した結果として六月以上十年以下の懲役という法定刑を定めることにしたものでございます。

第三点は、人質解放減輕規定が設けられなかった点でございます。

これは現在の刑法のもとにあります身の代金の扱取の場合はこの規定があるわけでございますが、この場合は、犯人が扱取した幼児などの身柄を隠匿いたしました、また自分の所在も明らかにしないで身の代金を要求するという例が多いわけでございます。あるいは中には、要求が実現されたにもかかわらず犯行隠べいのために扱取された者を殺害するという例も少なくないように思うわけでございます。こういうような実情からいたしまして、要求実現の前後を問わないで犯人に反省と悔悟の機会を与えて被扱取者を解放させその生命の安全を図るといふ、刑事政策的な配慮に基づいて必要的な減輕規定が設けられたわけでございます。

ところが、今回つくりますような人質強要の場

ところが、今回つくりますような人質強要の場

合でございますが、最近におけるこういったテロ活動としての人質強要というものの実態を見ると、犯人は建物であるとか乗り物であるとか、要

するに所在の明らかな特定の場所に人質を連れ込んで監禁して立てこもる、そして第三者に不法な

要求を行うという場合が多いのでございまして、少し実情が違ふ面があるように思われるわけでござい

ざいます。また、法定刑等から見ましても特に解放減輕規定を設けるまでの必要もないと認められ

ますし、現在ある人質強要行為等処罰法に人質の解放減輕規定というものが設けられていないわけ

でございます。そういったいろいろな点を総合いたしまして、今回この種の解放減輕規定は設ける

必要がないという判断に達した次第でございます。

○冬柴委員　終わります。

○大塚委員長　中村巖君。

〔委員長退席、井出委員長代理着席〕

○中村（巖）委員　今回、二つの国際条約の關係とそれからコンピューター犯罪に対処するために刑

法等の一部を改正する法律案が出されたわけでございませけれども、そういう意味でこの刑法の改

かと思いますが、全面改正の中の重要な柱の一つであります治療処分の新設に関しましていろいろの議論のあるところでございます。また、現在、

精神衛生法の改正作業が進められておるところでございまして、その改正後の運用等も見守る必要があると考えておるところでございまして、それはそれといたしまして、一方におきまして

は人質行為防止条約等のテロ関連の条約について、早期に締結することが国際的にも重要な情勢になってきているところでございます。また、コンピュータ犯罪について申し上げますと、コン

ピューターの著しい普及に伴いまして、これまで刑法で対処が可能でありましたいろいろな不正行

為が、現行刑法のもとでその対処が困難だという面も出てまいっておるわけでございます。そういった緊急に対処が必要となりました事態に適切に対処するという必要性も生じてまいったわけでございまして、そういう意味で刑法全面改正作業とは別個に、さしあたつて必要とされる立法については部分改正を行うというのが今回の改正の趣旨で

でございます。

○中村（藤）委員　そうすると、今後にも必要に差し

迫られた場合においては、一方で刑法の全面改正作業をにらみつつ、必要に応じて部分改正をやっていくという考え方でしょうか。

○岡村政府委員　そういう方向でございます。

○中村（憲）委員　刑法の全面改正についてはいろいろ問題点があることは私の方も十分に承知をしているところでありますが、法務省としては、ま

だ全面改正というものをあきらめたわけではなくて作業が続いている状況である、こういうふうに

言われるわけですからけれども、刑法全面改正について今後どうなさるおつもりなのか、大臣から伺いたいと思います。

○逋藤國務大臣　ただいま刑事局長から法務省の模範答弁がされております。しかし、なかなか模範答弁のように進んでおらぬというのが先生御指摘の現況でございます。しかし、これは柱ともいへば問題、法務省として一つの大きな課題であ

ります。これをぜひ解決したいということでございますが、御承知のとおり三法曹な関係省庁なり、いろいろ横縦の連絡その他を考えると、正直申し上げてまだ相当時間がかかるのではないかな、こう思います。それに、さらにまた社会情勢がこのように変化しておりますので、心にもなくその都度改正案を提出して御審議を煩わすということが現況でございますけれども、法務省としては、全面改正は我々の大きな一つの課題でありぜひ果たしたいということを、これは希望として持っていることを申し上げておきたいと思ひます。

○中村(慶)委員 とにかく昭和四十九年からたゞいままで相当の年数が経過しておる。そういう状況の中では、大體法制審議会にかけたのが昭和三十八年でありまして、そうすると今大臣が言われるように社会情勢も随分変わつてゐる。そうすると、状況の変化ということとを背景にすれば、もう一度法制審議会に刑法改正を諮問しなければならぬのではないかと、いふふうに思はれますけれども、その点、法務省はそういうお考え方はあるのかないのか、いかがですか。

○岡村政府委員 現在、引き続き全面改正の作業中であるわけですが、差し迫つてそれでは次期国会に出せるというような状況でもないわけでございます。引き続き作業中である、そういう検討の中ではあるいは委員御指摘のようなことも考える必要がある場合もあるかも知れませんけれども、まだ差し迫つてそこまでいつていないということと御理解いただきたいのでござい

ます。

○中村(慶)委員 それでは次の問題に移りますけれども、何か大臣が食事をされておられないようなので、ずっとここにございましておられるということは大変気の毒でございます。私は当分の間大臣にお尋ねすることがございませんので、どうぞ食事のために御退席いただいで結構です。

そこで、今回の部分改正の中のコンピューター犯罪関係についてお尋ねをしてまいらるわけですが、今回の改正は、言つてみれば文書偽造に

相応する部分、それから業務妨害に相応する部分、それから財産罪、詐欺罪に相応する部分、この三カ所が改正点でありますけれども、コンピューター犯罪全般についてはもっと広く処罰をすべきではないかという考え方もないわけではないわけでありまして。また、法務省御自身も法制審議会に出された骨子の中では、今申し上げた三つのほかコンピューターデータの窃用の関係、さらには無権限使用の関係というふうなものも出しておられたわけでございます。そういった中でこの三つに絞つて今回やられたということになつてゐるの

でございまして、そこに至ります経過というのか基本的な考え方、どういうわけかそういうことになつてしまつたのかということについてお尋ね申し上げます。

○岡村政府委員 コンピューター犯罪に對しては、いかに対処するかという問題がまずあるわけでありまして。その問題の中には、今回の改正案が柱といたしておりますところの電磁的記録の不正作出、業務妨害、電磁的記録によります詐欺、こういう三つの点のほかに、委員が御指摘になりました情報保護というデータ保護、あるいは無権限使用という二つの問題があるわけでございます。こういつた五つの問題についていろいろ検討をいたしましたところでございますが、本来ならば、コンピューターが普及する以前であれば現在の刑法によつて的確な処罰が可能であつたにもかかわらず、コンピューターの出現によつて事務処理の形態等が變つたことによりまして、實際は処罰が可能であるにもかかわらず処罰し得ないような空白部分と申しますか、そういう面がある程度出てきておる。そういうものに對して緊急に對処する必要がある。そうだといたしますれば、今回の改正案が取り上げました三つの点に絞つて、その点について改正を行う必要がある、こういう考えに至りましたからでございます。

○中村(慶)委員 一つの考え方は、コンピューター犯罪というものに着目すればすぐに情報処理の阻害というふうなものでまとめて物を考えてい

く、こういう考え方もあり得るわけでありましてけれども、今回の場合は情報処理阻害というか、そういう観点からの物の考え方はとつておられない、こういうこととございまいしょうか。

○米澤説明員 情報処理阻害という言葉が非常に難しいというか、意味づけが難しゅうございまして、例えば今度つくります業務妨害ですと、電子計算機による業務の遂行過程における情報処理は阻害されるわけでございます。

ただ、委員の御指摘は、多分、大きく情報処理阻害という大枠をはめてすべての情報処理阻害的な行為を捕提するようなことはしなかつたのかという御質問だと思います。それはなぜしなかつたかといふことは、一つには、コンピューターの無権限使用とか情報ののぞき見あるいは窃取といひますか、そういうものを外すということが局長が申しましたように基本的な姿勢として決まつておりますので、そうだといたしますと、伝統的な犯罪類型を基本にしつゝ、それに似通わせてつくつていくという基本的な態度をとつたわけでございます。したがういまして、情報処理阻害を頭から網をかぶせるということとはしてないわけでございます。

○中村(慶)委員 そういう観点からコンピューターデータのデータの窃用あるいは無権限使用等の関係は今回はやらないんだ、こういうことでありますけれども、これについてはとりあえず今回やらないでペンディングにしておいて、今後また何か立法を考へる、こういうことですか。

○米澤説明員 正直に申し上げますと、例えば他人のプライバシーにかかわる情報をのぞき見することが当罰性があるかないかといったことを実質的に検討する必要があるかと思ひます。一般的に申し上げますと、他人の非常に貴重なプライバシーといひますか、重大なプライバシーをのぞき見るといったことは、反社会的行為としては当罰性のある方向に動くのだらうと思ひます。

しかし、今の情報の窃用とか盗み見とかいろいろの問題は、正直なところコンピューターに直接

かかわるというのではなくて、非コンピューター化といひますか、コンピューター化されてない情報も存在いたしますし、それからプライバシーだけでなくて企業秘密とか財産価値のある情報とか、あるいは国家社会生活上必要ない情報とか、守るべき情報というのもございますので、それは実質的に非常に幅広くよく検討してみたいといふ。検討した結果、国民の大方の方々がそういうものはある意味においてある程度処罰すべきだといふふうな御意見が高まつてきた場合には、処罰規定を置くこともあり得るだらうと思ひます。

○中村(慶)委員 あるいは学者の方々、あるいは在野法曹の方々、あるいは一般国民の方々の御意見を十分検討しなければならぬ問題だらう、そういうふうにご考へてゐるわけでありまして。

○中村(慶)委員 それでは、以下条文的解釈上の問題をお伺ひいたしたいと思ひます。

まず、百五十八条の關係。これは公正証書原本不実記載罪の拡張といひます。そんな關係でありましてけれども、電磁的記録、これが公正証書になるというか、相當しているというか、そういうような現実に今電磁的記録をもつて公正証書の用に供してゐるというふうなことが行われてゐるものとして、どういふものがあるわけですか。

○米澤説明員 判例にございまして自動車登録ファイルとかあるいは特許登録ファイルあるいは住民基本台帳のようなものが、既に電磁的記録で編製されております。今後の問題といたしましては、さつきも申しましたが、登記簿、こういうものがど

んどん電磁的記録で編製されるようになるだらうと思ひます。

○中村(慶)委員 次に、百六十一条ノ二以下に入

るわけでありまして、その前に、七条ノ二において電磁的記録の定義といふものをしてゐるわけでありまして。この電磁的記録といふのは大変わかりにくい、素人わかりがなかなかないわけでありまして、電子的方式あるいは磁氣的な方式、磁気テープのようなもの、そういうものがあ

るわけでありまして、その前に、七条ノ二において電磁的記録の定義といふものをしてゐるわけでありまして。この電磁的記録といふのは大変わかりにくい、素人わかりがなかなかないわけでありまして、電子的方式あるいは磁氣的な方式、磁気テープのようなもの、そういうものがあ

るわけでありまして、その前に、七条ノ二において電磁的記録の定義といふものをしてゐるわけでありまして。この電磁的記録といふのは大変わかりにくい、素人わかりがなかなかないわけでありまして、電子的方式あるいは磁氣的な方式、磁気テープのようなもの、そういうものがあ

るわけでありまして、その前に、七条ノ二において電磁的記録の定義といふものをしてゐるわけでありまして。この電磁的記録といふのは大変わかりにくい、素人わかりがなかなかないわけでありまして、電子的方式あるいは磁氣的な方式、磁気テープのようなもの、そういうものがあ

るわけでありまして、その前に、七条ノ二において電磁的記録の定義といふものをしてゐるわけでありまして。この電磁的記録といふのは大変わかりにくい、素人わかりがなかなかないわけでありまして、電子的方式あるいは磁氣的な方式、磁気テープのようなもの、そういうものがあ

るわけでありませう。こういうもののほかに「其他」人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル」というものがあるんだ、こういうことでありますけれども、「其他」というのは一体何を意味しようとしていたわけですか。

○米澤説明員 「其他」というのにはまず例として挙げられますのは、光ディスクと申しますか、光学的な方式を使いますもの、あるいは将来におきましてはバイオテクノロジー的技術を用いるものも出てくようかと考えられております。

特に、ついででございますので申し上げますと、「其他」というのを使いました理由は、こういった先端技術は日進月歩でございますので、刑法改正をしばしば行うことはできませんので、将来の技術開発をも踏まえまして、そういった開発された結果として生じますいわゆる電磁的記録に当たるものは捕捉できるようにしたということでございます。

○中村(慶)委員 そういうことになりますと、今度は電磁的という言葉が当たらなくなってくるという、ここでは電子的方式と磁気的方式ですから電磁的、こういうことになるのでしようけれども、今のようになると電磁的という言葉がふさわしくないということにならうかと思ひますけれども、その点はいかがですか。

○米澤説明員 検討の過程におきましてそのような、委員のような御意見を表明される方もおられますし、先端技術の關係者によりまして電磁的記録というのとはちよつとフィットしない言葉だというように言う人もおられます。ただし、どうしてそういう言葉を使ったかということをお説明申し上げますと、既に判例等にも電磁的記録という用語が使われておりますし、かつ法律學者、特に刑法關係でございまして、電磁的記録というのを使っておりますので、一つの記号という言い過ぎかもしれませんが、一つの表現の方式として電磁的記録という文言を使わせていただくのが、構成要件を書く際にも非常にはつきりと明確化できる記号といひますか、暗号といひます

か、標識といひますか、そういうものとして使えますので、電磁的記録という言葉を使ったわけでございます。光ディスク等を予測しますと、必ずしも電磁的という言葉にはそのまま言葉どおりには当たらないかもしれませう。

○中村(慶)委員 電磁的記録というものの中にはいわゆるデータというものを、さらにそのほかにプログラムといわれるもの、そういうものを双方含むのだと思ひますけれども、その点はいかがですか。

○米澤説明員 一般論として申し上げますれば、電磁的記録の中にプログラムが入ります。プログラムが電磁的記録化されているものはございませう。

○中村(慶)委員 あと具体的に、今世の中で行われているキャッシュカード、CDカードというものがありますけれども、それ自体は電磁的記録ですか。

○米澤説明員 キャッシュカード等の磁気ストライプ部分にいろいろ暗証番号等が印磁されておりますが、それは電磁的記録であります。

○中村(慶)委員 知覚をもつて認識することができないということになっておりますから、バーコードみたいな、電磁的に記録してあるようであっても表から見ると、こういうものは含まない、こういうことなんですか。

○米澤説明員 そのとおりであります。

○中村(慶)委員 あと、この定義の中に「電子計算機ニ依ル」ということがあります。電子計算機というのとはかなかわかりにくいわけでありませうけれども、電子計算機の範囲というか、どういふものが範囲になるのだろうか、伺いたいわけでございます。いわゆる大きな電子計算機のはかにいろいろなものがあるわけで、先ほども何か駅の切符の販売機の話が出ておりましたけれども、そのほかに、いわゆるパソコンとかワープロあるいはまた電卓というようなのは世の中にたくさんあります。そういうようなものはそれぞれどういふことになりましようか。

○米澤説明員 先ほど来お話が出ておりますが、

電子計算機にはいろいろな形のものがございませう。汎用コンピュータ、パソコンあるいはロボットを制御しておりますコンピュータ等ございませうが、その範囲を明確に文字であらわすということは非常に難しいわけございまして、今回の立法ではもう既に明らかにしておきますと、各構成要件ごとにその電子計算機の範囲を画して、構成要件からはね返して読んでいくというふうなことにございませう。委員御指摘のワープロでございませうが、単にキーをたたきまして自分が書くという文字を表現していく、そしてそれが文字に転換されていくという単なるワープロは電子計算機ではないと思ひますが、例えばワープロもパソコンに近い機能を持つものが出てまいりまして、情報の保存とか検索、その他情報処理ができるというようなものもあつたので、そういう場合にはワープロという商標がついておりまして電子計算機だ、その機能面に着目して考えることにならうかと思ひます。

○中村(慶)委員 電卓なんかは入らないということになりますな。

○米澤説明員 単に積算、プラス・マイナス、加減乗除をやるといふようなものは入らないと思ひます。

○中村(慶)委員 いわゆるファミコンというやつはどうですか。

○米澤説明員 ファミコンもコンピュータの機能を備えておるものだと思いますので、電子計算機の範囲には入らうかと思ひますが、構成要件で排除されるようになってございませう。

○中村(慶)委員 百六十一条ノ二の關係でありませうけれども、「人ノ事務処理ヲ誤ラシムル目的ヲ以テ」、こういうふうな一つの目的罪になつていられるわけでありませうが、「人ノ事務処理」という、ここに言う「事務処理」といふのはどういふこととございませうか。

○米澤説明員 お答えいたします。

この「人ノ事務処理」とは、例えば財産上、身分上、その他の生活關係に影響を及ぼし得ると認められる事務の処理、そういうふうな理解しております。それ自身が業務として行われる事務か否か、あるいはそれが法律的な事務か否か、あるいは財産上の事務か否かは問はれないと解しております。

○中村(慶)委員 この条文の中にまた「不正ニ作リタル」ということがありまして、先ほど来の御答弁によりまして、これは権限なくしてあるいは権限を乱用して同意義であるということでありませうけれども、それは他の立法例においてもそういうことになつておるのでしょうか。

○米澤説明員 まず、偽造、変造という言葉を使わずに不正作出というふうな概念を使ひました理由は、既に御説明したかと思ひますが、本来文書は作成名義というものを前提に考えられるわけですから、電磁的記録の場合にはそれと同じような意味における作成名義を觀念することは非常に難しいございまして、電磁的記録について偽造、変造なる概念を使ひますと、逆に文書偽造罪における偽造、変造の概念をゆがめるのではないかと、こういうことが憂慮されて、むしろ電磁的に電磁的記録の作成過程を正面からとらえまして不正に作出という言葉を使つた方がびつたりするんじゃないか。その不正にいうのは、委員御指摘のとおり、権限なくあるいは権限を乱用してという、一般にそういうことを概念する。そういう場合に、不正にという言葉を使つていて国内の法令は存在いたします。むしろ権限なくとか権限を乱用してという言葉を使つてゐる方が少ないだろう、私も当時ちよつと検索いたしました。そういうふうな記憶をいたしておきます。

○中村(慶)委員 不正にということになりますと、法律的に解釈するとそういうことになるのかもしれないけれども、一般から見れば不正にというのとは正しからざるということであつて、これは、内容虚偽のものをつくれればだれがつかろうとも不正につくつたことにならんじやないか、こういうふうな読まれかねない、こういうことでございませう。

○中村(慶)委員 不正にということになりますと、法律的に解釈するとそういうことになるのかもしれないけれども、一般から見れば不正にというのとは正しからざるということであつて、これは、内容虚偽のものをつくれればだれがつかろうとも不正につくつたことにならんじやないか、こういうふうな読まれかねない、こういうことでございませう。

そこで、いわゆる偽造罪における無形偽造と申しますか、そういう内容虚偽の文書をつくり出すという点、これはこの「不正ニ作リタル」という構成要件で不処罰であるというふうにして排除できるのでしょうか。

○米澤説明員 不正の電磁的記録とでも書きますれば内容が虚偽なものが紛れ込むように誤解されるおそれがあるかと思いますが、つくるといふのにかかると、不正につくるといふわけ方ではないので、作成過程が違法な、つまり権限なくあるいは権限を乱用し、こういうふうにして読むのだからと私は理解いたしております。

ついでです。先例を刑法上から見ますと、例えば公印等不正使用罪あるいは公記号不正使用罪等々がございまして、判例でも、不正に使用することは権限なくして使用することをいうふうによつていふものもございまして、その他、商法の四百八十九条にもそういうふうな用語例がございまして、虚偽の文書的な電磁的記録を作成した場合には本罪は当てはまらないと考えております。

○中村（慶）委員 二項は「公務所又ハ公務員ニ依リ作ラレキ電磁的記録ニ係ルトキハ」ということになっておりまして、この場合は「不正ニ作リタル」といふことはどういふことになるわけですか。この場合は、先ほど来の御答弁によると公務員がつくる、あるいは公務所がつくる場合においては内容虚偽のものであつてもこれは処罰をされるんだ、こういうことのようにありますけれども、それはいかなる根拠に基づくわけですか。

○米澤説明員 誤解を恐れず端的に明らかに申し上げますと、例えば公務員が電磁的記録を職務上つくります場合に、やはり公務員としての立場から考えますと真実の記録を作成する義務を負っているのだらう、要するにそれ以外の権限は持っていないのだらう、あるいは権限を乱用した結果になるのだらうという意味におきまして、その権限なくまたは権限を乱用した意味する「不正ニ」に当たる。つまり、実質的には有形偽造の意義を持つ

のですけれども、言うなれば「不正ニ」に公務員の場合は当たり得る場合が多かるう、そういうこととでございまして。公務員の勝手気ままに、その職務の遂行上とはいへ内容虚偽のものをつくつてい

とは少なくとも考えられないからであります。○中村（慶）委員 これも御承知願つたところでありまして、データの窃用というものはこの百六十一条ノ二によつては処罰をされないんだ、こういうこととでございまして、これはデータをただ盗むといふことについては、盗むことが不処罰であるのはどこでその線りがかけられるわけですか。

○米澤説明員 まず第三者が被害者の電磁的記録をのぞき見まして、そして仮にコピーしたという例でお話し申し上げたいと思ひますが、不正につくつたという構成要件には形式的には当たりやうに見えるわけではございません。したがひまして、委員は絞りがどこでかかるかと多分おっしゃるのだからと思ひますが、むしろ人の事務処理を誤らせる目的がないといふところではねることがまず第一だろうと思ひます。もちろんコピーをつくる権限がなければ不正につくつたことになるわけでは

ございますが、それはそれといたしまして、形式的にはまず目的のところでね飛ばすことになるうかと思つております。○中村（慶）委員 この第四項目で不正作出された電磁的記録の供用罪の未遂といふものを罰することになっておりますけれども、それはどういふ場合にそういふことが想定されるのですか。

○米澤説明員 一つには携帯型の電磁的記録をお考えいただきたいと思ひますが、CDカードの磁気ストライプ部分にいろいろなことを書きまして不正作出に当たるような行為をしたと仮定いたしますと、当該不正に作出されたCDカードをCD機に差し込むまでは供用の実行着手はないわけでございます。したがひまして、差し込むとするそのときには実行着手がありますが、完全に供用といふのかどうか、その辺の境界は非常に難しゅうございまして、未遂段階的行為があることは容易

に御想像がつくと思ひます。

もう一つの方の備えつけ型のものは、これはいろいろな作成過程がございまして、大体厳格な方法で電磁的記録をつくつております会社等では、作成途中段階では完全にロックをいたしまして、第三者のアクセスを許さない、そのロックを外すまでは供用にならないわけでございます。

で、電磁的記録がロックをかけられた中ででき上がりまして、だれも使えないわけでございますから、これは供用にならない。ロックを外した段階で一応供用の実行の着手になる。それをどの段階で既遂といふかという難しい問題はございまして、事実関係でいろいろ問題が出てくるだろうと思ひます。

○中村（慶）委員 いずれも何か考えてみると極めて瞬間的に終わつてしまふ犯罪で、着手手があつて、そして結果の発生があるという間というものが時間的に余り考えられない。例えばCDカードを差し込むといひましても、差し込んだ途端にキヤッシュが出てくるわけでありまして、そこに未遂罪をつくつていふのは何か特別な意味があるのか、こういうふうにして思つていふわけでは……。

○米澤説明員 確かに我々の中で供用未遂罪を検討いたします場合にも、委員御指摘のような意見もございまして、一応既遂段階をどこでとらえるかといふ非常に難しい、法的には既遂と未遂の違いをどこに境界線を引くかという難しい問題もございまして、既遂だけにしておきますとその途中段階の飛んでしまふ可能性がございまして、一応文書偽造罪との並びで未遂を置いておこうといふことに結論的にはなつたわけでございます。瞬間的かもしれないませんが、頭の中では考えられることであると思ひます。

○中村（慶）委員 先ほど伺つたこととすけれども、あるいはまたほかの委員も聞いておられることですが、ある学者は、脱税のために脱税プログラムというかそういうようなものをつくつて、みづから自分の会社のプログラムあるいはデータを

そういうふうにしておいた場合にこれは処罰されるのだ、こういうようなことを言つていふわけですから、それは間違ひである、こういうこととなるわけですか。

○米澤説明員 間違ひた理解であると申し上げることができると思ひます。つまり、自営業者なりだれでも結構でございまして、帳簿作成権限のある者が内容虚偽の帳簿をつくつても、現在の文書偽造罪には当然なりませんが、今回の電磁的記録不正作出罪にもならないと考えております。

○中村（慶）委員 次に、二百三十四条ノ二の関係でございまして。これは構成要件がなかなか複雑でわかりにくいわけでありまして、要するに電子計算機に「使用目的ニ副フ可キ動作」をさせようといふのと、それから使用目的に反する動作をさせようといふのと、二つの行為があつて、それが人の業務を妨害した結果になつたといふものを処罰するので、その前段は要するにその二つの行為の手段といふか、そういうものである。手段としては電算機もしくは電磁的記録の損壊と、それから電子計算機に虚偽の情報もしくは不正の指令を与える、その他の方法と、三つの手段といふか方法があるのだ、こういうふうにして理解してよろしいわけですか。

○米澤説明員 そのとおりであります。○中村（慶）委員 この場合に「其他ノ方法」といふのがありますけれども、「其他ノ方法」といふのはどういふ方法があるのですか。

○米澤説明員 一番典型的な事例は、通電を遮ることとでございまして。電子計算機は電気をとめられますとCPU中にございましていろいろな情報が吹き飛んでしまつて大変なことが起こるわけでございます。そのほかの例といたしましては、電子計算機は非常に繊細な機械でございまして、室内温度を一定温度それから一定湿度に維持しない限りは機能をおかしくしてしまふわけでございます。したがひまして、異常な高温にしたり物すごく湿度を上げて、電子計算機そのものは物理的に

壊しませんが、機能障害を生ぜしめるというよう
なものがそれに入ると考えております。

○中村(慶)委員 その三つの手段それぞれが電子
計算機に「使用目的ニ副フ可キ動作」をさせない
方法であり得る、あるいはまたその三つの手段が
使用目的に反する動作をさせる方法手段であり得
る、その三つが行為二つにそれぞれ対応してい
る、対応しているというのか、それぞれあり得る
ということになるのでしょうか。あるいはその三
つの手段の中のあるものは使用目的に反する動作
をさせるというものではないということに、そう
いうふうに対応関係を持たないものがあるとい
うことになるのでしょうか。

○米澤説明員 手段の中の例えば損壊とか、ある
いは先ほど私が申し上げました「其他ノ方法」等
が果たしてどちらにひつかかっているかという問
題をお聞きだと思いますが、その程度の問題に、
程度次第によりましてどちらにもひつかかる可
能性があると私は考えております。

○中村(慶)委員 ここで「使用目的」という言葉
が使われているわけですが、この使用目的
というものはどういうことなのか、なかなか難し
い。使用目的というものを広く解すると犯罪の成
立範囲が非常に広がってしまうことになるの
うかと思えますけれども、使用目的というものは
どういふことを考えておられますか。

○米澤説明員 電子計算機を使いまして業務を遂
行している人を前提に申し上げますと、当該その
人がある自分の業務を電子計算機に遂行させるに
当たりまして、その電子計算機をどういった形で
どういふ目的で使おうということが個々具体的に
特定されるわけでございますが、そういう意味
の使用目的をここでは指しております。

○中村(慶)委員 ここでは使用目的との関連で、
無権限の使用というものは、この「使用目的ニ副
フ可キ動作ヲ為サシメズ又ハ使用目的ニ違フ動作
ヲ為サシメ」たということになるのでしょうか。
○米澤説明員 結論だけ申しますと、それは本罪
に当たらないと考えております。

○中村(慶)委員 それは、どういふわけでそうい
う解釈になるのでしょうか。

○米澤説明員 業務の妨害にまず当たらないこと
が多からうかと思えますけれども、他方、その
「使用目的ニ違フ動作」といいますのは、例えば
無権限使用の内容次第によっては、どういふこと
か私によつと具体的にお答えいたしかねるので
ございますけれども、例えば無権限で自分の何らか
の演算をさせる、勝手に使ったという場合には、
コンピュータのキャパシティの問題もたゞさ
んあるかと思いますが、おおむね、大体のコ
ンピューターは同時にいろいろなことをやりま
すので、本人の業務を妨害することはなからうと
思われますし、「使用目的ニ副フ可キ動作ヲ為サ
シメズ」といふような事態は惹起されないと考え
ております。

○中村(慶)委員 「使用目的ニ副フ可キ動作ヲ為
サシメズ又ハ使用目的ニ違フ動作ヲ為サシメ」と
いうのは電子計算機の一つの働きでございませ
けれども、そういうことになりまして、電磁的記録
を損壊をしたという場合には、それが現にそ
の電子計算機に使用されていない、例えばバック
アップ用の電磁的記録あるいはまたその運搬中と
いうか、そういう電磁的記録、こういうものを損
壊してもこの条文には当たらないわけですね。

○米澤説明員 この条文には当たりませんけれども、
も、例えばそれが器物と考えられるならば器物毀
棄にもなりまして、今度新しく文書毀棄の
ところに電磁的記録を入れておりますので、それに
該当すればその毀棄罪が成立することは、別途あ
り得るだろうと思えます。

○中村(慶)委員 この二百三十四条ノ二に当たる
ような犯罪、典型的な犯罪というものはどうい
うことですか。

○米澤説明員 例えて申しますと、過激派が銀行
の計算センターに入りまして、銀行の業務を麻痺
させてやろうということと銀行の大型コンピュ
ターを爆破した、そのために銀行は何ら仕事で
きなかったというような典型的な事例があると思
います。

○中村(慶)委員 損壊する場合はそれでわかりま
すけれども、損壊以外の、例えば「電子計算機ニ
虚偽ノ情報若クハ不正ノ指令ヲ与ヘ」これこれし
たということについては、典型的な犯罪としては
どういふものを想定をされているわけですか。

○米澤説明員 例えて申しますと、ロボット制御
のコンピュータをお考えいただきたいのです
が、ある工場でロボットを使っていますいろいろな
製品をつくっている場合に、ロボットがつくるべ
き製品とは違うような製品をロボットがつくり出
すようなプログラムを与えて、そしてどんな
ん作業をさせてしまうというようなこともこれに
当たると考えます。

○中村(慶)委員 よく問題にされるのは、オペ
レーターに対して拘束する等の加害行為をして、
電子計算機が作動できないようにしてしまう、こ
ういふ行為というのはこの条文で処罰ができるの
でしょうか。

○米澤説明員 オペレーター個人の身体に対し、
例えば威力を用いてオペレーターを拘束すること
できないようにした結果として電子計算機が作業し
なかつたというような事象を考へてみますと、そ
れはオペレーターに対する威力業務妨害、オペ
レーター業務遂行に対する妨害罪は別途成立し
ますが、本罪は、原則としては対物加害によ
る業務妨害というふうに言うことができるかと思
いますが、コンピュータに対する直接加害を考
えておりますので、必ずしもオペレーターの身体
に対する威力を加える、あるいは意思に対して威
圧を加えるというだけでは本罪は成立しにく
かろうと思えます。それも電算機の前で一生懸命
作業しておるので機械と一体になっておるとか、
事実関係が非常に微妙になってきた場合は相当程
度違つてもいいかもしれませんが、端末機等の場合はどう
なるか、それは事象ごとによって判断されること
ですが、原則としては今申し上げたように考えて
おります。

○中村(慶)委員 学者の中には、「使用目的」と
いう部分で、使用目的というのは電子計算機とし
ての機能だというふうに解釈する余地があるんじ
やないか、そうすると、使用目的に反するという
のは無権限使用や情報の不正入手もこれに入つて
しまつて、非常にこの犯罪が広がる危険性があ
る、こういうふうな指摘をしている方があられるわ
けですけれども、それに対してはどういうふうにお
考えでしょうか。

○米澤説明員 業務の遂行過程に用いられている
個々の具体的なコンピュータを前提にして構成
要件の理解をいたしますから、単にコンピュ
ターの機能、抽象的なコンピュータの機能、性
能というものが即使用目的だと理解されることは
ないと確信いたしております。

○中村(慶)委員 次に、二百四十六条ノ二の關係
でございませう。

これは詐欺罪の特別補充規定というのか、そうい
うふうには理解をされるわけでありませうけれども、
コンピュータを使って二項詐欺をするというよ
うな関係であります、二項詐欺だけではなくて
二項横領というのか、そういう関係をもこれによつ
て処罰し得るというふうには考えられるのでし
ょうか。

○米澤説明員 本罪は財産上の利益を不法に取得
する行為を処罰するものでございまして、いわゆ
る二項横領を処罰する趣旨の規定ではございませ
ん。単純横領の類型であると学者が一部指摘し
たり、いろいろ批判しておりますが、二項横領まで
拡張して本罪を適用するという趣旨でつくつた
ものではございませぬ。

○中村(慶)委員 「電子計算機ニ虚偽ノ情報若ク
ハ不正ノ指令ヲ与ヘテ財産権ノ得喪、変更ニ係ル
不実ノ電磁的記録ヲ作り」この構成要件であ
りますけれども、具体的には先ほど来のお話で、
一つは銀行の元帳、こういうものを變更させてし
まうというふうなことがあるということでありま
すが、そのほか現段階ではこういう犯罪として
はどういふものが現実想定をされております
か。

○米澤説明員 例えば、水道料金とか電気料金を水道局や電気会社等が計算して、それぞれの顧客ごとに磁気ファイルにインプットして銀行に持ち込んでそれぞれ自動引き落とし等にかかりますけれども、そういう自動引き落とし等あるいは給与の自動振り込み、そういったものに使われる持ち込み型の電磁的記録を利用して不正なことをやる場合も出てくるかと思っております。そういった関係で構成要件をつくりましたところ、その範疇に入るものとしては、携帯型のプリペイドカード等にインチキという不正の仕掛けをして財産上不法の利益を得るといふ行為も出てくるかと考えております。

○中村(慶)委員 プリペイドカードというのは、テレホンカードとかオレンジカードというものがあつたけれども、その磁気部分を壊してしまふことによって電話をかけるとか切符を買うというふうな財産上の利益を得た場合には、これに該当するといふことになるわけですね。

○米澤説明員 オレンジカードとかプリペイドカード等につきましては、磁気テープ部分を不正につくり出しますと、これはさきの不正作罪の關係も出てきますが、財産上不法の利益を得た場合には本罪が当たるといふふうに考えております。

○中村(慶)委員 拾った他人のテレホンカードを使用するといふ關係は、本罪で処罰できるのでしょうか。

○米澤説明員 テレホンカードそれ自体は正規のものでございますので、本罪の予想しないところがあります。

○中村(慶)委員 ついでに聞いておきますが、テレホンカードにしてもCDカードにしても、拾った他人のものを勝手に使うことは、今回の改正でどれかの条文に該当することになりますか。

○米澤説明員 委員のお挙げになりました例のCDカードとテレホンカードは、今度つくりまします構成要件との關係ではちよつと事柄を異にいたしますので、一つずつ分けて御説明いたします。

拾ったCDカードを自動現金引き出し機、キャ

ツシユディスペンサーに差し込んで現金を引き出す行為を仮に想定いたしました場合、CDカードというのは、いわゆる財産犯で、今度のコンピュータ詐欺で言っておるところの財産の得喪、変更に係る電磁的記録ではございませんで、身分証明書みたいな、あるいはかぎみたいなものでございまして、今度の新しい構成要件には当たらないとまず言えるわけです。ですから、CDカードとテレホンカードとちよつと質が違ひまして、テレホンカード自体は、拾ったことは別にいたしまして、まさに今度コンピュータ詐欺で考えております財産権の得喪、変更に係る電磁的記録ではあるものでございまして、今も申し上げましたようにそれ自体は不正に作出されたというか、虚偽の情報が入っているわけではございませんで、それを使つても本罪には当たらない。ただ、遺失物横領とかなんとなかには別の話でござい

ます。

○中村(慶)委員 今の財産権の得喪、変更——財産権といふのは大要広いのでよくわからないのですが、銀行の顧客台帳といふか口座といふことになると債権といふことになるのでしょうか。けれども、債権以外に何かがあるといふことで財産権といふふうに広く概念をつくらせておられるのでしょうか。

○米澤説明員 単に債権といふものに限定されるかどうかでございまして、債権以外の、例えば財産権といふのは民法にたくさんございまして、ですから、そういった財産価値ある権利を電磁的記録における記録にかけると、その得喪、変更が事実上進められていくといふようなシステムが開発されてまいります。したがらういふものも入ってくるわけでございます。したがらういふもので、財産権と一応大枠を書いておけるわけです。当面は預金、債権とかそういうものが対象になるであらうし、テレホンカードだとかに電話をする利用権みたいなものでございまして。

○中村(慶)委員 先ほどの關係で、不動産登記ファイルはここには該当しないんだ、不動産登記

というものは別にそれで財産の得喪をするわけじゃないやなくて對抗要件であるからそうなんだといふこととでありますけれども、金を請求する台帳とか例えて言えば売掛金の台帳のようなもの、そういうものの電磁的記録についてはどうなりましようか。

○米澤説明員 商人が商業帳簿としていろいろ電磁的記録を用ひましてつけますけれども、今の売掛金元帳といひますか、台帳もその一つだろうと思ひます。しかし、最終的に我々が考えております財産権の得喪、変更に係る電磁的記録というのは、その売掛金台帳が転じて自動的にそれが集積され、そしてその集積結果が相手方、得意先の預金口座の自動引き落としにかけられるような、そういう自動処理がされるような状況に置かれて

いるものならともかくといひまして、商人が専ら自分の商行為を記録していくための記録としての電磁的記録にいろいろつづいていくといふのは当たらないのではなからうかと考えております。

○中村(慶)委員 今の点でございまして、そうすると、それを誤つたものにしてしまふと實際上は相手に対する請求権を失うことになりまふけれども、あるいはまた、金額を少なくしてしまふばその少なくとも部分だけの請求権を失うような實際的效果を持つわけですが、それでも關係ないわけですか。

○米澤説明員 私が先ほど申しました例だけに限定して申し上げますれば、商人が専ら自分のためにつづけております記録を、今度は自分で積算いたしまして、この請求のための磁気ファイルをつくるだろう。その請求のための磁気ファイルが同時に銀行へ持ち込まれて、銀行が今度自動引き落としにかけられていくといふ、それぞれ段階があるのだらうと思ひます。ですから、商人がもととつづけております元帳それ自体では、財産権の得喪、変更が生じた、事実上も生じたとは考えていないわけですから対象にならないだらう、原則としてそうだらうと思つておられるわけです。

例えて言ひますと、電話の料金なんか自動的に

記録いたしますが、それ自体は今私どもが予想しますものじゃなくて、さらにその積算されたものが集約されて、そして自動引き落としにかけられるような電磁的記録になったといふ、主としてそちらの方でここに言う財産権の得喪、変更に係る電磁的記録に当たつていく可能性があらうかと考えております。

○中村(慶)委員 二百四十六条ノ二の法定刑が「十年以下ノ懲役」、こういうふうになつておりました、これは詐欺罪と同じような關係になるわけですが、例へば今のテレホンカードみたいな軽微なものについては、これは罰金刑とかを選

択刑として入れるといふようなことは考えられなかつたわけですか。

○米澤説明員 委員御指摘のとおり、詐欺の一つの同様な類型として処罰しようとしておるものでございまして、詐欺罪の法定刑と横並びで十年以下といふことにいたしました。もちろん、構成要件のかけぶりから、当然のことながら今御指摘のような犯情の軽いものも入つてまいります。そのために、一部の学説では、自動設備の不正利用と同じように罰金刑を置いてはどうか、あるいは法定刑をもつと下げてはどうかといふ御意見がございまして、構成要件で予想してあります本罪部分のものもつと重大な犯罪を想定してあります、具体的事例に即しまして、その下限は、罰金

はございませぬけれども、下の方までございまして、そういういたる処理をし、その体系でもなお過酷であれば起訴猶予処分といふ具体的、妥当な処理結果をもたすことができるかと考えておりますので、罰金はつけ加えておりません。

○中村(慶)委員 では、私は終わります。

○井出委員長代理 安倍基雄君。

○安倍(基)委員 今同僚議員がいろいろ聞いておられますので、重複しない範囲でお聞きしたいと思ひますけれども、今度の改正は、コンピュータ犯罪といふゆる国際テロの防止という關係でございまして、まず第一に、コンピュータ犯罪について、いろいろな電磁的記録とか、その損破

あるいは詐欺と、こう幾つか分類してございませうけれども、大体この関連の犯罪がそれぞれ日本においてどの程度発生しているのか。これは資料としてある程度、CDがこのくらいでございませうとか、あるいはいろいろな分類がございませうけれども、それぞれの構成要件というか、それぞれの規定に合致している犯罪の数というのは大体どのくらいになっておるのでございませうか。また、それはどの程度ふえておるのでございませうか。

○米澤説明員 正直なことを申し上げますが、これから構成要件化して処罰しようということで御審議を願っておるところでございませうので、そのものずばりの統計を手元には持ち合わせておりません。そこで、いろいろな判例とか警察庁の統計とか、そういうものを総合いたしましたとして、ラフに回答することをお許しただきたいと思ひます。

まず、総計は五十六件だというふうに報告を受けておりますが、これが果たしてすべて年度の構成要件との関係での反社会的行為かどうかというの、私よくわかつておりません。コンピュータ絡みの反社会的行為が五十六件。そして、その中でほとんどの部分がどうも財産をねらつておるといいますか、経済的利益をねらつておる犯罪のように聞いておりますので、主として不法利得罪等に当たつてくるものが多からう。キャッシュディスプレイの絡みとか、あるいはその他で行われておるためでございませう。

ただ、コンピュータ破壊の例といたしましては、表にあらわれましたのは三件でございませう。しかし、私もがこの改正作業をいたします過程でいろいろなコンピュータのユーザーの方等にお伺ひした限りでは、非常に暗数が多いと承っておりますので、数字というのは余り信用できないのではないかと自分も考えております。今度の構成要件ができました場合に摘発事例をどんどん集積していけば正確な数字が出るかと考えております。

〔井出委員長代理退席、委員長着席〕
○安倍(基)委員 これはいささかペダンチックな

議論になるのですけれども、いろいろな犯罪数というものが、一つの規定を導入した場合と導入しない場合、あるいは刑を重くした場合とそのままの場合、そういった規定を変えることによってどう犯罪防止になるのかという種類の検討というのが本来必要なんじゃないかと私は考えております。

私は、ちよつとエコノメトリックスをやつたところとございませう。計量経済でございませう。これはいろいろな変数を変へることによつて、いろいろな投資なり消費なりが、どういふ要件でどのくらい変数が変わるか。今私がこゝでちよつと各構成要件別のいわば犯罪件数をお聞きしたということによつて犯罪がどの程度抑制されるのか、抑制されないのか、これはちよつとアカデミックな話になるし、学園側になりましても、本来そういう研究が立法論においてなされるべきだという見解を私は持つてゐるのです。

例えば交通違反という件数がある。これはどういふ関数かといひますと、例えば道路の状況とか自動車のかえ方とか、いろいろな要素があるかも知れぬけれども、その中には罰則というのがある。この罰則をきつくるかしないか、それがある程度交通違反件数に影響してくるわけだと思ひますが、そういう意味の検討というのが従来全然されてない。私はジュリメトリックスという名前くらいつけたいと思ひます。

果たしてそういう研究がどれくらい思ひつてゐるか。実は、私は向こうで経済を学んできた直後に、ジュリメトリックスでもやつてみようかという気持ちがあったのですが、これはなかなか難しい話で、簡単にできるものではないけれども、これからの刑罰とかいふものを決めるとき、要するに過去の案件がこれによつてどのくらいチェックされるのかされないのかという種類を考へるべきなんだ。だから、単に従来の構成要件と似ているからこれくらゐの範囲内で決める、もちろん刑といふのは横並びがございませうから、できるだけ従来の

の範囲内でやるのが正しいわけですが、どうしてもこういった件数的な検討というものも決して怠つてはならないと思ふ。

そういう意味では、私が一件件数ほどのくらいだと聞いたときに、すぐ出てこなかった。ほかの国の件数だってなかなか出てこない。これはなかなか難しい問題かも知れませんが、この前法務委員会、借地・借家あたりで、各権利関係という面もいけれども、それが社会全体にどういふ影響を及ぼしているのだということを考へなければいけない。それと同じように、コンピュータ犯罪にしてもいろいろな犯罪にしても、これが犯罪件数にどう響いてくるのだという検討が要るんじゃないか。これはいささか学者的な話で、皆さんの耳にあれかも知れませんが、その意味で私はこの件数的な分析というものがいささか欠けているんじゃないかという気がいたしますので、この点ちよつと一言皆さんの方をお聞きしたいと思ひます。

○米澤説明員 委員御指摘のとおり、犯罪の予防、鎮圧の政策決定をいたしますに当たりましては、犯罪発生件数等の正確な統計を分析いたしまして、犯罪動向をよく見きわめる必要があろうかと思ひますが、我が国では御承知のように犯罪白書あるいはその他犯罪統計、警察の統計もございませうし裁判所の統計もございまして、一応犯罪統計としては世界の中では非常に正確な統計をとつておる国だと確信いたしております。

コンピュータに絡みましては、御承知のように最近徐々にふえてきている傾向にございませう。そして殊に構成要件がなかったということもございまして、コンピュータを中心とする統計といふのは余りたくさんはございませう。それとも一つ、犯罪は暗数が多いものでございまして、被害者が届け出る等いたさない限りはどうも正確な数字がつかめないということもございませうので、その辺を十分配慮の上、今後とも立法その他の刑事政策で統計を活用していきたいと思つております。

○安倍(基)委員 今お答えがあつたようになかなか難しい問題ですが、これからやはり一度こういつた構成要件をつくれれば、よくそれをフォローしておいていただきたいと思います。

二番目は、何年から何年という刑のいわば範囲ですね、それもいふわけでも、それが実際上どう運用されているかというのが常に問題になる。例えば、今の私文書偽造とかいろいろな犯罪がございませう。これが現実問題として大体何年以下というのだったらどの辺に収められているかという問題があるわけですね、どの辺の件数が一番多いか。コンピュータ犯罪をこれからやることに、恐らく構成要件によつて行われていくの、しうけれども、例えば私文書偽造あたりは通常は大体どの辺の刑の分が一番多いのかという点の御説明をしていただければ。

○米澤説明員 私文書偽造だけに限つて申し上げますと、現行法の私文書偽造、つまり百五十九条の一項は、法定刑は三年以上五年以下の懲役、こうなつてございませうが、量刑の事情を統計から探つてみますと、有罪人員中三年未満二年以上の懲役になつた人が十六人、二年未満一年以上の懲役になつた人が二百二十二人、一年未満六月以上の懲役になつた人が九十九人、これは昭和六十一年の統計によつておりますが、そういうふうになつております。

○安倍(基)委員 今御説明を受けましたけれども、こういつた、どこに中心部分が行くかということやはり絶えず注意しておく必要がある、特に刑を決めるときに大体この辺じゃないかということ。そこでもう一つの話ですが、罰金刑ですが、これは本当に、例えばいろいろつくつたものがほとんど意味がなくなつてしまつておるわけですね、通貨価値がほとんど変わりますから。これは罰金刑としてつくつておく必要がないくらいのものでなくなつてしまつておるわけですね。あつても本当に意味がない。しかも、あつても非常に軽い。軽いといひますか、通貨価値が変わりますから

ね。この辺は、罰金刑を残すならそれなりのちゃんとしたスライド条項というか、相当それに応じた改正を本来はしていかないと全く意味がないわけですね。だから、そのくらいの罰金なら幾らでも払う、それだったら逆に罰金にならないという話になるわけで、むしろ私は罰金刑を併科しながら、罰金刑を重くするくらいの感じでいくべきじゃないかと思うのです。その辺は、参事官でもいいし、あるいは局長でもいいし、場合によっては大臣の御意見も承りたいと思いますが、いかがでございますか。

○米澤説明員 委員御指摘のとおり、罰金刑が一見された場合には非常に安いといえますが、意味があるのかというようにお感じになる方もおられるかと思ひます。

この点につきましては、御承知のように昭和四十七年だったと思いますが、罰金等臨時措置法を改正していただきましたが、現在は法定刑に書いてあります千円単位あるいは百円単位の罰金が二百倍にまで一応はなっておりますが、それ以後の物価の上昇あるいは所得の上昇といえますが、そういったものがいろいろ事情が変わってきておりますので、内部的には今後とも慎重に検討いたしまして、やはり適正な罰金刑を策定していかなければならぬと考へております。

○安倍(基)委員 ちよつと急に大臣に申しわけないけれども、御感想を……。

○遠藤國務大臣 ただいまお答え申し上げておりますが、やはり世の中の経済情勢が変化することに相応した、罰金刑という名前自体が罰金刑でございますので、それにふさわしいような方法を講ずることが必要ではないかな、こう考へておりますので、今後十分検討したいということをお答え申し上げます。

○安倍(基)委員 いろいろ年金とかそういうことになる、すぐスライドで毎年毎年ちゃんと法律を出して上げていくわけですよ。そこまでするわけでもないにしても、罰金という制度を設けながら一遍

決めたのはたまに何倍にするというのじゃ、罰金を科する必要は全くないですな。この辺がどうも、さっき刑法の根本改正がないかというあれがございましてけれども、これは非常に日本のお役所仕事というか、そういう感じがするのです。突然のあれでございましてけれども、たまたまこうやって刑の量定あたりを読んでみますと、罰金なんか科してもしょうがないのを何で書いておくのだという気が非常にするので、これはやはりそれなりの検討課題にしたいと必要があるのじゃないかと思ひます。

それとともに、コンピュータ犯罪につきましてちよつと二、三質問いたしますと、コンピュータ犯罪は大体ほかの国と比較して要するに軽いのか重いのか。これは余り細かくどの国がどうと言つてもらう必要はないです。それを言ひ出すとすぐ時間がたつてしまふからね。大体どうなのかということが第一点。

それから、何かアメリカあたりではちよつとコンピュータ犯罪のものは別の一つのジャンルにしてやつてゐるという話も聞きますけれども、日本の場合、従来の刑罰とのいわば横並びで全部処理してゐる。今までもいろいろ議論がございましてけれども、コンピュータ犯罪というのはちよつとまた異質なもののかもしれない。その辺は従来の構成要件との横並びで見るべきものなのか、ちよつと別の見地で見ざるべきものなのか。最初の刑が重いか軽いかという点と、今の概念的な差を設けざるべきのか設けなくてもいいものなのかという点についての御意見を承りたいと思ひます。

○米澤説明員 刑罰法規は各国のそれぞれの社会的なあるいは文化的な、歴史的な事情等が考慮されますので、それぞれの国でコンピュータにまつわります反社会的行為に罰則としてどう対応するかということ、それそれ国によつて違つております。したがしまして、刑だけを単純比較いたしますことは非常に問題があらうかと思ひますけれども、委員が刑について話せとおつしやつてお

られますので、一例だけ簡単に触れてみますと、我が国は今回電磁的記録の不正作出につきまして五年以下の懲役あるいは公記録の場合は十年以下の懲役と、一番上限を言ひますとそういうふうな法定刑を決めようとしておるわけでございましてけれども、ドイツはよく似た規定を持っておりますが、その中で法定刑は五年以下の自由刑、特に重い事情がある場合には一年以上十五年以下というふうな法定刑を決めております。したがしまして、全く構成要件が一緒ではありませんので、比較するのがどこまでいいことかという点もござい

ますけれども、ドイツの方が重い。しかしながら、逆にアメリカの連邦法によりまして、記録の不正作出そのもののじやございせんが、よく類似した構成要件だけを引いてみますと、五年以下の拘禁刑、こういうふうになつておることでございます。

それから、刑法で規定することがいいかどうかということも当然のことながら法制審議會で御議論がございまして、特別法にすべきか、あるいは刑法の中に組み込んでいくべきか、ちよつと異質なもののなかのどうなのかという御議論もありました。とりあへずコンピュータの出現によつて現行刑法が秩序維持機能を失いつつある部分を早急にともかく手直しをしておく必要があるというところで、今回の法律案を出させていただくことに法制審議會も御決定があり、そういう準備をしたわけでございまして。

○安倍(基)委員 それから、外国では例えば情報の不正入手とか計算機の無権限使用とか、そういう面についても罰しているわけですね。その点、日本ではそういったことまでしなかつた理由はどのようなこととございましてか。

○米澤説明員 前の委員の方にも若干申し上げましたが、正面からお話し申し上げますと、情報の不正入手等につきましては、そのターゲットになります情報等をどういうふうに見るか、つまりプライバシーにかかわる情報か、財産価値ある情報か、企業秘密か、あるいは国家機密か、あるいはは

社会的な、公的な秘密かというような、秘密にもいろいろ種類があること。そしてもう一つは、コンピュータにかかわる秘密とコンピュータ外の秘密というのがやはり社会には存在いたしまして、その辺をどう取り扱うか非常に難しい問題がございまして、その辺の線切りやあるいは取り込み方等につきまして各界の意見を集約して、大方のコンセンサスである程度構成要件を確定していく必要もあらうかと考へて、今回は見送つていくわけでございまして。

○安倍(基)委員 ということは、これからのこの関連につきまして新しいいわば構成要件に基づく罪というものをつくつていく可能性は十分あるわけでございますね。結局、これは最終的にコンピュータ犯罪を防ぐのに十分であるかという質問に連なるわけでございましてけれども、この点についてちよつと御説明を願へませんか。

○米澤説明員 秘密が必要な限度で守らるべきであつて、それが侵害されてはならないということでは当然のこととございまして、その点につきましては何らかの秘密侵害行為があれば、探知行為も含めてあれば、当罰性のある反社会的行為に属するといふ御判断が国民の合意として形成される場合もあらうかと思ひます。そういう意味で、今後とも秘密侵害に対しまして、あるいは秘密探知に対しましていろいろの方々の御意見を総合し、一番落ちつきのあるところで解決するのが社会にとつていいのではないかと判断もございまして、刑法でそれをとらまえるべきかどうかという問題もございまして、今回は組上りのつていないということとありますから、国民の大方の合意でそういうものをつくれということになれば、そういうことも実現する余地はあると考へております。

○安倍(基)委員 ちよつとはつきりしないのですけれども、というのは結局今の状態では必ずしも十分ではない、これから要するにある程度考へていかなくちやいないのか。国民の合意といつたつて、これはちよつとわからない要素です

よ。國民としてなかなか、それはもちろん合意は必要ですけれども、こういうことがあるよということと、ある程度國民の合意というのは、非常にいいまいな言葉ですが、当局としてこれで十分だと考えているのかどうかということをむしろ聞いているわけでございますから、ちょっと國民の合意というような言葉で逃げられては困るので、これははっきり聞きたいと思えますね。

○米澤説明員 結論だけを申し上げたものでありまして、当然のことながら、法秩序の維持あるいは罰性ある反社会的行為についてどう国が対処すべきかに責任を持っております法務省の役人としてしましては、当然関係当局等とその問題についても今後とも検討を重ねていくつもりでございます。

○安倍(基)委員 大臣の御見解はいかがでございますか。

○遠藤國務大臣　情報の不正入手の問題については、今日のようなコンピュータの普及、また社会がこのような発展をしてきたときに当たって新たな問題であるということは私も承知をいたしており、ただ情報保護のあり方というような点を考えると処罰の根拠ということについてはいろいろ議論ができるところでございまして、御指摘のとおりいろいろ我々としてもその結論がつかないとい

いうところが正直なところです。例えば、率直に申し上げると三法曹界が御理解願えるか、それよりもましてや国民の世論、というよりも国会自体が御理解願えるかというような点を考えると、慎重に検討していかなければならぬということ御理解をちょうだいしたいと思います。

○安倍(基)委員　私の質問は二つあるのですよ。今の情報入手的なものをカバーしていくのかという話と、もう一つは、今度の規定でコンピュータ・犯罪全体をうまくちゃんと防止できているのかどうか、これで十分かどうかという二種類があるわけでございまして、情報の入手については、今の何が秘密であるのかとか何がプライバシーであるのかといういろいろな議論が行われ

る。それまでについてのいわば国民的コンセンサスとおっしゃったら、その辺の、大臣がお話しされたように片方を立てれば片方が立たずというよいうな話で、何が前提になる守らるべき公益であるのかということについての議論がまだ煮詰まってないという考えだと思います。

それとともに私が聞いておりますのは、今回の改正ではほゞ大体のコンピューター犯罪がうまく抑え込めるのか。それはなかなか抑え込めるといえるのか、刑罰をつくったからといって完全には防止できませんけれども、さっきのジュリメトリックスじゃないけれども、要するに相当の犯罪を抑えられるのかどうか、十分かどうかという見解についてのあれでございますね。

○遠藤國務大臣　御指摘のとおりコンピュータがこのように発達しており、現行法ではなかなか的確な対応が困難となったということは先生もよく御理解願えると思います。そのような点で、各種の不正行為に対して十分対処することができるかどうかというような点で、法務省自体が関係省庁やその他と連絡をとって今回法改正を提出したというところでございますので、私どもとしては、提出者としては十分対応できる、こういうふうな姿勢でございますので、よろしく御理解願いたいと思います。

○安倍 基 委員 提案者がこれでは不十分だと思
つたら提案しないでしょから、そこまではあれ
いたしませんけれども、いずれにいたしまして
も、コンピュータ犯罪というのは多岐にわたつ
ていると思います。そこで、さっきアメリカとの
関係でアメリカはちよつと別のアプローチをして
いると言つたわけですけれども、その辺、ちよつ
とアメリカは別なアプローチをしているというの
と、我が国と要するに考え方が違ふ、その辺のい
わば差というか、プラス・マイナスの面はどうい
うことでございますかな。

○米澤説明員 アメリカは御承知のように連邦法や州法の多くでコンピューターに対する不正アクセス罪というような形で、とにかくにもコンピ

ユータに対して、第三者が情報をもぎ見たらあるいはそれを盗んだり、あるいはいろいろなことをするというのは包括的にとらえようという形で規定を持っております。それに対して我が国は、現行刑法ではコンピュータを予想していなかったために、従来ならば当然のことながら処罰できたというような反社会的行為が抜け出てしまう、現行刑法ではどうも網の目からなくなってしまうというところを、とりあえずけずけて早急に手当てをしようという基本的な構想のもとに立法作業をしたものでございますから、いわゆる不正アクセス的な観点で大綱をかけるというふうな規定ふりはしていないわけでございます。その中において、先ほどの問題にあります情報

の探知かあるいは情報の盗みとかいう問題がどういうふうに理解されるかという問題が生じてくるわけであります。それぞれ一長一短あるうかと、思いますが、我が国の立法態度としては、現在の法律案のような行き方で確実に反社会的の行為を捕捉していくという方法で十分であろうと思ひますし、それから、いわゆるハッカーと言われております行為のほとんどは、中の情報を盗み見るだけではなくて、盗み見た上で特定の情報に対して攻撃をしかけるというのが悪質なハッカーでござります。その場合には、当然今回の構成要件で捕

捉できる部分が十分にあるかと考えております。単なるおもしろ半分の盗み見は今回はございませうけれども、例えば情報を書き変えたり壊したり、あるいは財産的な利益を得るために適宜それを悪用したりというのは、すべて今回捕捉するつもりであります。

○安倍(基)委員　では、今のところは米法的な立場をとるまでに至っていないというようなお話でございませうね。それはそれなりに理解させていただきますが、いずれにいたしましても、これは今までは把握できない要素の犯罪なわけでございますから、あるいはアメリカ的なまた別個の観点からの検討の方がいいのかもしれないね。この辺の話はこれからも十分検討課題にいただいた方が

いいのじゃないかと思っております。

次に、国際テロリズムの關係でございますが、これは今やまことに世界としては大事な問題でございまして、今回も国会が条約も早く批准するし、こちらもつくるといふことはまことにいいことだと思ひますが、こでちよつと、各国と比較したときのいわば国内法のあり方ですね、例えば、私はこれでちやつと気がついたのですけれども、アメリカあたりは脅迫なんかが刑としては日本よりも相当重いような感じでございますが、これはほかの国と比べて、それぞれの国内法というものゝが刑罰においてどういふ状況にあるのか、これも余り長くない時間の範囲内で、簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○岡村政府委員　人質行為防止条約の關係について申し上げますと、我が国では、今回の改正によりまして、人質強要罪につきましては六月以上十年以下という法定刑が設けられることになっております。また、既存のものといいたしましては、二人以上共同して凶器を示したというような加重要件が加わりました場合は、無期または五年以上の懲役ということになっているわけでございます。これと同種類の犯罪につきましてどういふふうな処罰が外国で行われるかという点でございます。が、ドイツの場合は刑法に人質強要罪というものがございます。三年以上の自由刑ということになっております。イギリスの場合は、終身刑以下の拘禁刑ということになっております。アメリカの場合は、有期または無期の拘禁刑ということになっております。

次に、國家代表等保護條約の關係でございますが、これにつきましては、我が國の場合は、現行の刑法上の各罪、例えば殺人、傷害、暴行、こういった罪が適用されることになるわけでございます。例えば殺人につきましては、その法定刑は死刑、無期または三年以上の懲役刑ということになっているわけでございます。これと横並びにドイツを見てみますと、ドイツでもやはり既にあります刑法上の罪で対応することになっておりました。

す。例えば謀殺の場合は無期の自由刑ということになっております。イギリスの場合は、謀殺につきましても終身刑でございまして、イギリスにおきましても既存の刑事罰則で対応することについておられます。アメリカの場合は、新たに国際的に保護される者に対する殺人、誘拐等の連邦犯罪というものを定めておりまして、例えば謀殺につきましても終身刑という法定刑を定めているところがございます。

○安倍(基)委員 例えは、細かい話になるのですが、けれども、横並びで見ますと、アメリカなんかの場合には脅迫について罰と厳しいのです。日本は脅迫は二年以下の懲役、アメリカは五年以下の拘禁刑または併科。人質とかこういつた国家代表に対するというのは、ある意味からいうと相当厳しくしてもいいのじゃないか。ただ、例えば人質なんかの場合、厳しくするとすぐ殺してしまうというような話になりかねない面もあるのですけれども、しかし、これから人質問題が大きな話になってくると思います。今までの犯罪の中で、恐らくこれから社会不安が起これたときに人質が一番、一番とは言わないけれども相当ふえるのではないかと。これについて相当厳正な態度をとらなければいかぬと思うのですけれども、この点について、ほかとの横並びの関連で、我が方のこういつた犯罪に対する量刑が果たして妥当であるのかどうか。これは出される以上妥当だと思うから出したに違いないのですけれども、これについて、特に実際に至らない脅迫くらいなんかについて、ドイツは罰と軽いのですが、この辺の感じはいかがでございますか。

○岡村政府委員 御指摘のとおり、脅迫につきましても、アメリカの場合は五年以下、ドイツは一年以下、日本は二年以下ということでございます。また、各国それぞればらつきと申しますか、それがあるわけでございます。ドイツとアメリカの例だけから申しまして、日本だけが特に脅迫について法定刑が軽いとは思わないのでございまして、要するに刑法上の各罪のバランスといいま

すか、そういった中でそれぞれの法定刑が定められていくところでございます。日本の場合も特に軽いわけでもございまして、また特に重いわけでもないという意味では適正なところではなからうかというふうにお思っている次第でございます。

○安倍(基)委員 これは、提出される以上適当と思っておりますので、それから、ちょっと意味のない質問かもしれませんが、

こういつたこと、それからいわれる人質行為ですね、これはほかの国と比べていささか軽いのではないですか。この判断はどうなんでしょうか。

○岡村政府委員 人質の場合でございますが、日本の現行の人質による強要行為等の処罰に関する法律というのがあるわけでございます。その場合、二人以上共同して、凶器を示して逮捕、監禁して強要行為を行ったこれらの者が「人質にされてる者」を殺したときは、死刑又は無期懲役に処する。という規定もあるわけでございます。そういう面から見ても、人質行為防止の見地から見ましても、日本の法定刑は適正妥当なところではないかと思っております。

○安倍(基)委員 二人以上という要件が入るから入らないかでしょうけれども、例えば日本の場合に六カ月以上十年以下、ドイツの場合には三年以上、イギリスの場合には終身刑以下の拘禁刑、アメリカの場合には有期または無期の拘禁刑、一般的にどうも日本の方が軽いような感じがいたしますが、いかがでございますか。

○岡村政府委員 二人以上共同して、かつ凶器を示して人を逮捕、監禁した場合の強要行為につきましても、無期または五年以上の懲役という法定刑が定められておるところでございます。特に日本の場合には軽いとは思えられないところでございます。

○安倍(基)委員 それは人質の場合には二人以上だろというふうな感じかもしれませんが、それだけでも、その辺は一人でやる場合だってあり得るし、

凶器を示して云々というふうな要件でも縛っているわけですから、一般論としては私は軽いと思わざるを得ない。その辺はちょっと将来の検討課題ではないかと思えます。二人以上、凶器を示してという構成要件をつけられれば、じゃ構成要件に入らない場合にはそうならないのかという話になるわけでございますが、これはちょっと、もう少し検討していただけないかな。どうでござい

ますか。

○岡村政府委員 法定刑が適正かどうか、あるいはまた外国等と比べて適正かどうかといううなことは、法務省としてもやはり研究はしているかなければいけないことであると思っております。

○安倍(基)委員 それから、これはちょっと突然というが、前もって余り……。お話をあつたけれども、今度の国家代表というものは、もちろんそれは国家に対する挑戦になるわけですから、それなりに一つの条約ができたのは当然で、一歩の前進なのでございまして、私どもの頭にすぐ出てくるのは、最近、若王子さんですか、あれです。ご自身の代金を渡してどうにか釈放された。日本はお金持ちのグループだ、こういうううううに世界的に定着した状況のもとでは、これは必ず第二、第三の若王子さんの話が次々と出てくる可能性があるわけですね。でございまして、今度い

わば国家代表について一応できたけれども、これから若王子さんみたいなのがどんどん出てき始めたら一体どうするんだ。これは刑法だけの問題ではない話でございまして、むしろ外務省と法務省と、捕まえたかどうかが意味がないので特に警察と、この辺をどうお考えなのか。私は、この辺がこれからの大きな課題だと思えます。

例えは、私の理解では、若王子さんの犯人が検挙されてもこつちへ引き渡してはもらえないのだらうな、要するに向こうの国で裁判するのだらうな。向こうの国で裁判する場合に、一般的には後進国はそういったものについては刑が重いのかも知れませんが、向こうの刑が非常に軽い。あるいは罰金、どうせ向こうの通貨は安いので

から、罰金が安い。恐らく六億という日本の三井が払った金なんというのは、彼らにとっては莫大な額なわけですね。要するに、幾ら罰金刑を科しても彼らとしてはちよつぱりした刑に違いはない。そういったことをいろいろ勘案しまして、私はこれは外務省の方だと思えますけれども、若王子さんのときの犯人が捕まった場合に、我が国はどういうあれを持っているのですか。向こうの裁判権の管轄内だから全く手が出せないんじゃないか。その辺はどういうことになるのでござい

ますか。

○天江説明員 お答え申し上げます。ただいま外務委員会の方で河上民雄先生からも、若王子事件と今回の人質防止条約との関係が議論されてございまして、まさにただいま先生がおっしゃるような、私も非常に大きな問題としてこの若王子事件を考えておるわけでございます。外務省といたしましては、今後民間人が多数外国に出るというこの傾向はますます大きくなるということから、まず第一に自己防衛をするといううことで、在留邦人を含め海外に進出する日本人には平素から種々のアドバイスをしていくといううことは、今までも行ってきたし、今後とも強めていくといううことでございます。

ただいまの御質問の若王子事件の際に、フィリピン当局が犯人を捕まえた場合に、その量刑が軽い場合日本としてどうするのか。これは、国家がおののの主権を持っている関係上、ここに我が日本政府当局がその量刑について云々することは内政干渉になるという観点から、その点については現地の政府あるいは法制上の判断にゆだねざるを得ない。逆の面もございまして、例えば東南アジア、マレーシアでございまして、二十グラム以上のヘロインを所持していただけで死刑になる。これはヨーロッパの国から見れば大変、現に捕まえて死刑になった人もおります。それで、マレーシアの政府に対しておかしではないかというううな声が一般にありますけれども、これはその国の方針でございまして、その国によって決めていく

国家の主権の問題でございまして、私どもはその辺はいたし方がないと思います。

最後に、若王子事件とこの人質防止条約との関係でございまして、この条約におきましては、我が国について効力を発生する以前の段階で若王子事件は終了した犯罪でございまして、この条約を適用することはできないわけでございます。仮に犯人とおぼしき人が日本に逃げてきた場合には、この条約ではなくて、犯人が二人以上共同して、かつ凶器を示して行ったというのがはつきりしておる場合には、これは現行の人質強要法にて犯人を処罰できるものと思います。

○安倍(基)委員 そうすると、今後発生する事件については犯人の引き渡しは要求できるし、また、犯人の引き渡しは行われ得るのですか。

○天江説明員 その発生した場所が日本であるとか、あるいは日本が全体としての法益が著しく侵されたかと判断する場合には、それはあり得ると思います。

○安倍(基)委員 ということは、フィリピンで行われた犯罪である場合はだめだし、それから若王子さんあたりが、あたりと言つては悪いけれども、商社の支店長あたりが人質になった場合には、必ずしも引き渡しは要求できないというのか、しても拒否されるという形でございしますか。

○天江説明員 先ほども申しましたようにケース・バイ・ケースで、果たして日本の法益がどこまで侵されたかということとの関連でございまして、具体的な点につきましてはコメントを差し控えていただきたいと思います。

○安倍(基)委員 ケース・バイ・ケースというお話でございしますけれども、ちょっとこれからの大きな検討事項かと思ひます。

本日はきょうは警察も来ていただいたらよかったのですが、これからいろいろ捜査関連のいわば協力とかいう問題もありましようが、なかなかこれは主権の問題と侵害された法益の問題、ここではつきりと、その国を代表するような人間は特別に保護しなければいかぬ、それに対して特

別規定を設けるのは正しいことでございしますし、それが国際的な慣例になつてきつたと思ひますけれども、だんだんと最近はその国を代表しなくても、本主に貿易が密になり、相互進出が密になつてきますと、特に金持ちの国の日本というものは人質にねられる可能性があらうし、今回あれだけ払つて、確かにある意味からいへばハッピーエンドだったのですが、しかし、日本人一人捕まればあんなにいらなくなるわという一つの観念が定着したとすれば、これはまた怖い話には違ひない。それはそれなりに外務と法務とあるいは警察と協力した形で、何かのことを考えていかなければいけないのじゃないかと思ひますが、これはあるいはほかの委員会でも問題になつてゐるのかもしれない。私は余りほかの委員会の聞いておりませんけれども、これについてちよつと法務大臣の、御感想で結構でございしますから。

○遠藤國務大臣 ただいま先生のお話のようによ、その国その国の主権ということもございしますので、大変いろいろ問題が出ると思ひますけれども、この若王子事件というのが発生したということとは、日本国の国民が被害者となつたという事態は大変我々として重大な問題であり、遺憾なことだ、このような感を深めておる次第でございします。今後この保護政策といひましようか、邦人の保護については、先生御指摘のとおり外務省と十分緊密な連絡をとつて邦人保護の施策を講じていかなければならぬ、このように考えており、さらにこの改正案に基づきまして、この条約を締結したということになりますと、幸い例えばフィリピンもこの条約は締結をしてゐる、そうなりますと、例えば犯罪や何かでも罪の軽重等もある程度は各国間で、その締結の中の国でございしますので、話を通じる点もあらう、こういうふうに感じておりますが、とにかく我々として、今先生御指摘のとおり、日本国が経済大国だということ、一人一人は懐には金を持っておりますけれども、何となく金持だたというふうな点でねらわれる心配はあると思ひます。そういうような点で、

今後邦人保護ということに対して相当やはり検討を重ねていかなければならぬ、こういうふうな思つております。

○安倍(基)委員 これはいろいろ考え方はあるのですけれども、それぞれの主権というのは、要するに自分らの国民が例えばほかの国に連れていかれてべらぼうに厳しい刑をかけられては困るというふうな意味もあると思ひますし、自分の国で起つた犯罪にはほかの者が入り込んできていぢやもんをつけるのはどうだというふうな意味もあるかと思ひますが、しかし、こういう人質行為のような、非常にこれからははびこるかもしれない、けしからぬようなものの犯人を、その国の国民だからといつてかばうというふうな話も果たして適当であるのかどうか。恐らく今度の条約もいろいろそういう考えが出てきてゐるのじゃないかなと思ひます。

その面、法務省もさることながら、外務省がやはり頑張る場所じゃないかな、私はそういうぐあいに考えておりますし、特に先ほどもたまたま私が聞いて、話が出て、国内法でも厳しいところもあるわけですね。そこで結局ほかの国にとつては厳し過ぎるではないかと見るところもありましようし、そうすると、厳しくないところでやればいゝわ、こういう話にもなりかねないわけですから、その辺は私はこれから外務省は大いに頑張つてもらわなければいかぬと思ひますけれども、あまた、外務省の課長さんでも、外務省を代表してひとつ、一度外務委員会でも聞いてみたいと思つていまして、御答弁申し上げますか。

○天江説明員 お答え申し上げます。

人質防止条約の第四条は、先生御案内のとおり締約国は、今の場合でございましてフィリピンと日本でございしますが、特に次の方法で犯罪防止について協力するということをうたつてございします。すなわち、犯罪が起きてからではなくて、犯罪防止にも力を入れるべきである、そのための締約国間の協力ということが第四条に詳しく載つて

いるわけでございます。その一つとして、お互いの情報を交換し、行政上の措置その他の措置を整えることというのが一つの義務になつてございします。この面、外務省は、関係国とも防止の面で十分調整してまいりたい、かように思ひます。

○安倍(基)委員 大体この法案についての大きな点は終わりました、まだまだ聞きたいことはいろいろございしますけれども、私どもは時間が少ないものですから、最後に、前回ちよつと積み残した話でございまして、借地・借家法を論議したときには、これが土地の有効利用をある程度妨げるのではないかなというふうな議論をいたしました。たまたま前回、今借地・借家法を議論している最中だとおつしやいましたから、それは貸す者、借りる者の権利義務という調整だけではなくて、土地問題が非常に大変になつてきてゐるときに、現行の借地・借家法が土地利用に対してある程度足かせになつてゐるのじゃないかなという見解を私は述べました。収用法についてはそれなりの担当官が来てお答えになつてゐるのでございしますけれども、これは遠慮なく建設省の立場というのか、考え方を聞きしたいと思ひます。

○藤田説明員 お答え申し上げます。

借地の実態を見ますと、近年特に新しい借地というものが少なくなつてきておるわけでございます。この原因を各種の近郊の地主さんなどのアンケート調査で見ますと、やはり一度その土地を貸しますと二度と返つてこないというふうな不安を持つておられるというふうなこと、あるいは地代の改定が非常に煩わしいというふうなことを御指摘をされておるわけでございます。

そもそも借地方式におきまして土地の利用を図つていくということにつきましては、近年特に土地の所有者が土地の保有志向を強めておりますので、土地の所有者が所有権を手放すことなく将来の収入を確保できるということがございしますし、また一方、借地人にとりましても当初比較的安い負担で土地を利用できるというふうな利点がござ

いますので、建設省といたしましても、その借地方式による土地の利用というものを進めていかなければならないというふうに考えておるわけでございます。このため、こういうような利用の促進を図る観点から借地・借家法の改正の幅広い御検討が必要であらうというふうに考えておる次第でございます。

○安倍(基)委員 時間もございませんからあれでございませうけれども、ひとつ現在審議中の借地・借家法の改正におきまして、私は前回申しましたようにその当事者だけじゃなくて、遠くから通わざるを得ないようなそういう法の外というか、権利義務とそこにある庶民の声というか、そういったのをひとつ勘案して借地・借家法の論議を進めていただきたいと思います。それについて、担当者及び大臣まで出していないけれども、担当者それから大臣の御感想もお聞きしたいと思えます。

○千種政府委員 先回も十分に御説明する時間がございましたが、ただいま建設省の方でお話しになったような問題も私も意識をいたしまして、そういう問題を今考えておるわけでございませう。法制審議会でもそういう問題点も出まして、新規に借地を供給促進するのにどういふことが効果的であるか、そういうことによつて庶民の住宅がどういふふうにお供給できるか、こういうことももちろん考えておるわけでございませう。例えば新しい借地契約の類型をつくりまして、それが終了したときにはどういふことにするか、建ておける建物はどういふふうなために帰属するか、そういうことを現在の制度との関係でどういふバランスをとつてやたらよろしいか。新規のものだけあるいは企業でやる場合だけ特別な法律をつくるか、いや、つくったとしても今までのものとどういふ整合性を持つか、そこでやはり借りる者、貸す者のそれぞれの利益の調整ということが再び問題になつてくる、こういうことで今議論をやつておるわけでございませう。

○遠藤国務大臣 さきにも申し上げておりました

けれども、現在大変需要が多様化している土地であり、借地・借家法の見直しが必要だと私も考えております。しかも現行の借地・借家法は貸し主と借り主の利害の調整を図ることを目的とした法律であつて、これを社会経済情勢の変化に伴つてその公正が確保されるというような法制化という希望を私は持つております。

○安倍(基)委員 もう時間がございませんからあれでございませうけれども、私も別に弱者をいじめろというのじゃなくて、我々野党というのは弱者を守る立場ではありますけれども、ただし、それが本場に社会の進展に応じて余りにも一方だけの権利保護ではないか。その権利を全く持たない連中は一体どうなるんだということでございます。私ので、ひとつ借地・借家法を広い観点から検討していただきたいということでございます。どうもありがとうございます。

○大塚委員 安藤委員。

○安藤委員 今回の刑法等の一部を改正する法律案につきまして、まず第四条ノ二の関係で御尋ねをしたいと思ひます。

これは先ほども同僚議員の方から質問がありまして、これは包括的に規定してあるわけですね。そこで、いろいろ法制審議会の刑事法部会でも列挙主義をとつたらどうかというふうな議論があつたということも聞いております。そうしないと、ここに規定してあるだけでは、そして条約の抄訳をいただいておりますけれども、これだけでは具体的にどの行為が今回さらに処罰されることになるのかということが国民にとつて明確でないと思ふのです。それで、包括的な規定にしたという理由につきましては、これを述べると長く時間がかかるという話でお述べになりますけれども、私もいろいろ聞いておりますからその点は伺ひませうけれども、少なくとも今申し上げましたように国民に対して明確にしなければならぬと思ふのです。これが罪刑法定主義の要請だと思うので

それで、先ほど伺つておりますと、内部通達ではつきりさせるとか、あるいは法律雑誌にも掲載するようにするとかいうこともおっしゃつたのですが、もつとさらにこれを明確にするということを考えていただく必要があるのではないかと。法務省の方としてはどれとそれが該当するのかということは今きちつと持つておられるのじゃないですか。持つておられるのなら示していただきたいと思います。これは法制審議会の刑事法部会でも、国会審議の場で基本的なものはちゃんと明確になるようにすると、国会審議の中でというふうな合意が得られておると理解をしているのです。だから、そういう意味で明らかにしていただきたいと思います。

○米澤説明員 委員御指摘のように、法制審議会の場で、基本的などのような刑法各則上の罪が今回の条約を介して四ノ二の関係で国外犯処罰になるかということと国会審議の場で明らかにするのと私自身も答えしきたくないのであります。その明らかにする仕方といたしまして、さきにも申し上げました、外務委員会におきましては、条約承認案件を審議なさいます場合に、外務省の事務当局から条約承認案件の審議資料といたしまして、既に当該承認を求められております条約の条約上の義務の内容及びその義務の内容を実施する国内法実施措置の内容を明らかにした資料を提供しておられるわけでありまして、その資料の中に、一応今回の条約を締結した結果として、刑法四ノ二を通じて別表のような構成要件の罪が今後国外犯処罰になりますという一覧表をその審議資料に出しておるところであります。法務委員会にお出ししておりますから、その意味では片手落ちだという御指摘があるかと思ひますが、一応そのコピーを持つてまいつてはおりますので、もし与野党の理事の先生方の合意がございましたら提出させていただきますように準備はいたしております。

○安藤委員 委員長、今の答弁のとおりですので、出していただいて、できれば議事録にくつつけるとかなんとかということを考えていただけませんか。

○大塚委員 安藤委員の御要望のように配付をさせていただきますと思ひます。

○安藤委員 それは後で配つていただければいいです。

ところで、今回はコンピューターに関する犯罪類型として電磁的記録の不正作出ですか、それと業務妨害、不正利得、こういう三つの類型を新たに制定された法案を出しておられるわけですが、先ほどお聞きしておりました、これに漏れたといひますか、あえて入れなかつた情報の探知あるいは不正入手、これは今回も入つていない。しかし、先ほどお話を伺つておりました、これは臨時に突如としてお尋ねするわけですが、コンピューターに係るそういう情報の不正入手あるいは探知を処罰する規定、刑法の一部になるのか特別法かは別にしまして、そういうのを近いうちには制定するというのを考えておられるのかどうか、お尋ねしたいのです。

○米澤説明員 近いうちにそのような内容の罰則を盛り込んだ法律あるいは刑法の一部改正を実施する予定はございませんけれども、先ほど来答弁申し上げておりますとおり、秘密事項についてゆえなくこれを探知する等につきましては、プライバシーの観点から見てもあるいはその他の観点から見ても、当然性のある反社会的行為があり得ることをおよそ予測できるところでありますので、慎重に検討を続けていくという答弁をしたわけでございませう。

○安藤委員 その関係についてさらに質問はいたしませんけれども、これはまさに国民の知る権利、情報の公開の問題等々とも絡んで非常に重要なことでございませうので、軽々なお考えはおとりにならないようにということをお願い申し上げます。

そこで、第七条ノ二の関係で、もう同僚委員の方からもいろいろ質問があつて答弁がありましたから、できるだけ重複しないようにお尋ねしたい

と思うのですが、この七条ノ二の「電子計算機」、これは簡単に言えばコンピューターということだと思ふのですが、いわゆるワープロ、ワードプロセッサは入らないが、入るものもあるというお話もありました。ところで、自動タイプライターとか、そういうのがあつたらしいです。それから今新聞社なんかでよく使つています電子植字機、こういうようなものはここに言う電子計算機に入るのですか、入らないのですか。

○米澤説明員 私今委員御指摘の機器類につきまして完全に精通してはいるわけではございませんけれども、もし当該機器類が一定の方向にのみ作業する、つまり、さきの委員の方にお答えした言葉で申し上げれば、プログラム可能なような機器類であるかどうか、つまり、ほかの方向への作業もなされ得るような機械かどうかという観点から入る入らないを決定することにならうかと思ひますので、当該機器類をよく分析してみないと正確な答えを言うわけにはいきませんけれども、自動的にはタイプライターを打つてくれないが、タイプライターと同じ機能しか発揮しないものであれば、私は入らないと思ひます。

○安藤委員 今お尋ねしたのは、アメリカ合衆国の連邦刑法の中にそういうのが入らないというのがあるものですか、どういふふうに考へておられるかと思つてお尋ねしたわけですが。

そこで、第五十七条の中の「公正証書ノ原本タル可キ電磁的記録」、これはいろいろお話がありました。そのほかに例えば外国人登録法の外国人登録簿といふようなものも入るのですか。

○米澤説明員 外国人登録簿が日本国民の住民基本台帳と法律上同じ意味を持つものであれば、公正証書原本だと私は考へます。

○安藤委員 ちょっと意地の悪い質問をしたみたいな感じですが、原本には指紋があるのです。指紋は電磁的記録にどうやって載せるのかなと思つて、だからこれは入らないのでしょうか。

○米澤説明員 お答えいたします。今の指紋が例えばある書類といひますか、記録

媒体に押捺されている場合には、それ自体が電磁的記録になるかどうかという問題が一つあるかと思ひます。ただ、御承知と思ひますけれども、指紋も声紋もすべて、例えば顔の形もコンピューターに組み込んでそれを計算させまして一定の電磁的記録化することは技術的に可能でございまして、もしそういうことが実現いたしました場合には入り得るというふうに思ひます。

○安藤委員 だから、外国人登録法の関係では指紋押捺をやめれば素直にいくのかと思つたわけですが。

ところで、電磁的記録といふのが百六十一条から三つとあるのですが、百六十一条ノ二の「電磁的記録」と二百三十四条ノ二の「電磁的記録」と二百四十六条ノ二の「電磁的記録」、普通記録といひますとデータといふことを思ふのですが、この中にはプログラムも入るのかどうか。そして、入るとすればインストラクションといひますか、プログラムの中の部分的な指令の部分、そういうようなものも入るのかどうか、お尋ねします。

○米澤説明員 七条ノ二で定義しております電磁的記録、つまり一般の意味における電磁的記録の中にはプログラムが入りますけれども、後の文書偽造罪に見合います百六十一条ノ二でございまして、その電磁的記録には制約がございまして、「権利、義務又ハ事実証明ニ関スル」といふ一定の枠はございまして、プログラムがここに入つてくることはまずなからうと考へておりますし、逆に業務妨害の方へいきますと、一定のインストラクションを載せておりますプログラムといふものはまさにその電磁的記録に入つてくるという可能性といひますか、道があるといひますか、余地がある、そういうふうに考へております。

○安藤委員 二百四十六条は。

○米澤説明員 補充して申し上げますが、財産犯の方は財産権の得喪、変更に係る電磁的記録でございまして、プログラム自体は入らないと考へます。

○安藤委員 先ほど質問の中で、脱税目的で自分の会計帳簿の何とかがという話がありました。これはいいのですが、お客さんに対する売り掛け台帳ですか、商人の人が持つておりますね、それを自分で、お客さんからたくさん代金をもらつたという魂胆がどうか知りませんが、とにかく改ざんしてたくさんあるかのごとく電磁的記録をつくつた、そしてこれをお客さんに示した、それでたくさんもらつたといふことになりまして、これはどうなりますか。

○米澤説明員 まず、当該商人がみずからの商業を遂行する上でインテキナ、内容虚偽の売掛金元帳といひますか、伝票といふものをつくつたという想定でございしますが、それは不正作罪には当たりません。ただし、その伝票なり元帳をどういふ形にいたしましたか相手方に見せまして、そして錯覚を起こさせて現金なりなんなりをもらえば、現行法の詐欺罪にならうかと思ひます。

○安藤委員 とところで、この百六十一条ノ二、二百三十四条ノ二、二百四十六条ノ二、きよう午前中からいろいろお伺ひしておたのですが、結局この保護法益といふのはどういふことになりま

○米澤説明員 まず、百六十一条ノ二でございしますが、これはまさに文書偽造罪との見合ひでつくつておりますので、その保護法益は、当該電磁的記録の社会的信用といひますか、証明機能といふものが保護法益になると自分たちは考へております。

それから、二百三十四条ノ二はまさに業務妨害罪の特別類型みたいな形でございまして、保護法益の観点からいひますと、現行の業務妨害罪と同じと御理解いただいていいと思ひます。

それから、二百四十六条ノ二はまさに詐欺類型の一つの特別類型といふふうに思ひますので、同様の趣旨で御理解いただければと思ひます。

○安藤委員 同じく先ほど来申し上げております百六十一条ノ二、二百三十四条ノ二、二百四十六条ノ二、それぞれ「不正」「不正ノ」、それから

最後がやはり「不正ノ」か、それぞれ「不正」といふふうに使つてあるのですが、これはそれぞれ

の条文によつて意味が違ひますか。

○米澤説明員 朝以来御説明いたしておりますように、同じように「不正」といふ言葉を使つておりますが、百六十一条ノ二の不正作罪は、まさに作成過程における違法性、つまり権限を有さないかあるいは権限を乱用しておるかといふことを表現するための用語でございまして、二百三十四条ノ二の「不正ノ指令」といひますのは、当該コンピューター絡みのシステムにおきまして予定されてない指令、要するにその意味では、コンピューターを使つて業務を遂行している方からは到底予期しない、そういうた趣旨のインストラクションが与えられるといふような場合を指しているわけにございまして。それから二百四十六条ノ二の「不正」といひますのは、まさに客観的眞実と違ふといふ指令を与えるわけでございまして。例えば、送金依頼をした事実がないのに振替送金をするように電子計算機に指令を与えるといふこと

でございまして。

○安藤委員 それでは、各条でお尋ねしていき

いと思ふのですが、百六十一条ノ二の関係でい

ますと、電磁的記録を不正に作出した者、つくつ

た者、そしてつくつた記録から文書を取り出し

た、だから不正につくられたものが記載された文

求める等、種々の方法があろうと思ひます。

○安藤委員 そこで「不正ニ作リタル」という行為が出てくるのですが、この行為者はいわゆるオペレーター、それから外部の全く関係のない人、あるいはプログラムをつくる人も入るのですか。

○米澤説明員 逆説的な言い方をさせていただきます。恐縮ですが、もちろん身分犯でございませんで、当該システムにかかわりを持つ者あるいはそれ以外の者、第三者、それから一般市民の方々は、この当該構成要件該当行為があればそれは行為者になり得ると思ひわけでありませう。

○安藤委員 いろいろなことが考えられるものでお尋ねするのですが、コンピューターを操作する権限のある人が間違つたものを入れるのだ、しかし、それはもともと前のものが間違つておつたので、正す意味で今までのものと違ふものを入れるのだという場合もこれは該当するのですか。

○米澤説明員 今の御質問は非常に複雑なケースをおっしゃっていただきましたので、私の答えが正確かどうかと自信がございませんけれども、例えば権限のない者がより内容の真実に近い情報を記録する電磁的記録をつくっていくという方向で、権限なく他人の電磁的記録をつくった場合にはやはり作罪に当たると考えております。

○安藤委員 今答弁されたのを先ほど聞けばよかったのです。それも聞こうと思つておりました。なるほど、それもやはり当たるとですね。

例えば今度は、人の委任を受けてコンピューターで会計処理をやつておるといふ人がおられますね。だからそのコンピューターは自分のあるいは自分が属する組織のものというふうな場合に、そのコンピューターに打ち込むべき原簿、元帳、これはどう考えても間違つておる、だから自分の判断でそれと違ふものを打ち込んだ、こっちの方が正しいのだというので入力した場合はどうなりますか。

○米澤説明員 先ほどの御答弁に際しまして若干舌足らずのところがございしますが、構成要件をこらんだいただきますとおわかりのとおり、「人ノ事

務処理ヲ誤ラシムル」という要件が一つかかりますので、その意味では先ほどの例が外れるケースも出てくると思ひます。それも事実関係いかにによりませう。

今お示しの例につきましては、まさに委任を受けて計算をしてそれを打ち込む材料をつくる、あるいはそれを打ち込むという仕事に携わつておりますので、その委任の範囲内であるらう。ですから、権限の範囲内ではなからうか。普通の場合には権限の範囲内でやつた行為になるのでありまして、本罪には当たらないことが多からうと思ひます。

○安藤委員 ちょっと前後しますが、念のためにお尋ねしたいと思ふのですが、百六十一条ノ二、二百三十四条ノ二、それから二百四十六条ノ二、それぞれ「人ノ」とあるのです。この「人ノ」といふのは、そのコンピューターを扱う権限を持つてゐる人、自然人ばかりではなくして、会社なら会社、法人、組織といふものも含むといふふう

に理解していいのですか。

○米澤説明員 「人ノ」という用語は、委員御承知のように他人性を示す構成要件でございませうが、それが法人である場合もあり得ると考えております。

○安藤委員 二百三十四条ノ二の関係でお尋ねしますけれども、冒頭に「人ノ業務ニ使用スル」といふふうにあるのですが、百六十一条ノ二あるいは二百四十六条ノ二の関係では「人ノ事務処理」といふふうにあるのです。これは言葉の問題だけかもしれないが、業務に使用といふのじやなく業務処理に使用といふのが本来の意味なのかと思ふのですが、特に「処理」といふのを二百三十四条ノ二で抜かしたといふのはどういふ理由があるのですか。

○米澤説明員 特に業務妨害罪の方は、業務遂行の全体に対する妨害といひますか、包括的な業務といふことを観念いたしておりますので、個々の業務処理といふ書き方をしていないわけでありませう。現行法の業務妨害罪と同じ立て方をしてお

ります。

○安藤委員 同じく二百三十四条ノ二ですが、「虚偽ノ情報ヲハ不正ノ指令ヲ与ヘ」といふのがあ

るのですが、この「虚偽ノ情報」といふのも、データばかりではなくてプログラムあるいはそのうちの一部、それを構成する個々の指令というインストラクションも入るのですか。

○米澤説明員 「虚偽ノ情報」と「不正ノ指令」という二つの違つた言葉を使つておりますので、前者はまさにデータそのもの、後者はインストラクションを含む、あるいはそれを含むプログラムといふものが当たると考えております。

○安藤委員 「情報若クハ不正ノ指令ヲ与ヘ」といふこの行為ですね。この行為はいわゆるオペレーターなんかに入るのだらうと思ふのですが、これにもやはりプログラマーが入るのか、そしてさらにはソフトウェアエンジニアと言われているプログラマーをつくる人も入るのか、どうですか。

○米澤説明員 プログラムが作成される前後の関係で時系列に従つて作業が流れていくのをとおらえになつて御質問と思ひますが、まさにオペレーターそのものが当該プログラムが不正のものであるという認識のもとにそれをインプットいたしました場合には、それが業務妨害その他の要件に当たりました場合でございませうが、当然そこで捕捉される。その前段階のプログラマー、これは直接にキーはたたきませんけれども、そういうったキーをたたき人を通じてその不正の指令がある人の電子計算機の中へたたき込まれる、そしてそれが業務妨害の結果を惹起するであらうという認識をしていけば、そのプログラマーも機械から離れてはお

りませうが、そのオペレーターを介しての間接正犯なり共同正犯なりになつていく可能性といふのはなかりあります。その意味において、ソフトウェアエンジニアも同じ立場にあるかと思ひます。要件次第だといふことでございませう。

はいろいろこれまでも質疑がありましたけれども、具体的に言いますと、例えばソフトウェアに對してプログラムをつくつてくれといふユーザの方から注文があつて、そういういわゆる特注といふことでつくるときは多いといふふう

に聞いているのですが、その場合にユーザの方からこういうプログラムを組んでくれといふ具体的な注文があるわけですね。そういう具体的な注文、これは私が聞いたところによると、口頭でなされる場合もあるし文書でなされる場合もあるといふ話です。それを文書でやる場合が機能仕様書、口頭でやる場合は機能仕様、こういうふうにお

るようですね。だから、その「使用目的ニ副フ可キ動作ヲ為サシメズ」といふ、だからユーザの方から注文があつたその機能仕様書どおりに動かなくてはととおかしいといふ程度でもこれになるのかどうか、これはなかなか微妙なところなのですが、そういう点はどう思ひますか。

○米澤説明員 さきにもお答えいたしておりますけれども、精密機械にかかわるものあるいは高度な先端技術にかかわるものにつきましては、ある程度の確率をもちまして不良品が出るということはその業界では常識でございませう。そういう関係のもとに契約が成立したり、受け取り側、使用者側ですね、その者が了解して納品を受けておりますから、そういう状況のもとで、万全を尽くしてつくつてみたけれども、たまたまその仕様書に完全には合致しない、その結果として依頼者が言つてきた使用目的そのものずばりの結果が生じなかつたといひますか、動作しなかつたといふ場合には、本罪は当たらないと思つております。それは過失犯でもありませう、商道徳を守つて十分な注意を以てやつてゐることが法違反にならうはずがないからであります。

○安藤委員 相当細かい注文があつて、納期の関係とか、あるいはそういうことを言うとその関係の方に失礼かも知れませうが、能力もあるのか

もしませんが、それは納期の関係との絡みの能力ということもあるかと思うのですが、そういう仕様書があるのだけれども、そこまで動くかどうかちょっとわからぬがまあ一通出しておけというところで出したという場合、認識があつてない、あるといえは、ないといえはやはりない。そして実際やってみたら違つておつた。やはり知つておつたのではないのか、故意ではないのかというようなことは起こるのではないのかという気がするのですが、先ほどおっしゃつたように、やはりソフトウェアエンジニアやプログラマーも当てはまるということになると、この点は相当きつちりとしておかぬといかぬのではないのかなという気がするのです。

例えば使用目的というのは、金利計算をするのだ、そういう使用目的だ、あるいは在庫の管理をするのだ、そういう使用目的だ、一定の規格の製品をつくるんだ、そういうようなので、三角を三角のようにつくるというのはいかぬと思うのですが、それが一ミリぐらい狂つたのが出てくるようなものになつてしまつたという場合も、そういうことを知つておつたのじゃないかということになると、やはりこれに該当するのかなという気がするのですが、その辺はどう考えてみえますか。

○米澤説明員 委員の挙げられました例のように、非常に詳細な仕様書に基づきます例えはソフトのプログラムとかあるいはコンピュータの納品に関する契約は、私の知る限りではメーカーといひますか、ソフトウェアエンジニアも含めてでございますが、製品をつくり出す側が一たん納品いたしましたけれども試用期間というのをもちまして、しかも技術者が泊まり込みで一月、二月相手方と一緒に上で最終的な納品に至るといひますか、引き渡したに至るといふに聞いておりますけれども、仮にそうでないといひましたとしても、プログラムの作成者がプログラムの中にはどこかに不可避的な欠陥があるかもしれないと思ひながらやむを得ず納

品したような場合でありまして、そのようなバグの存在、欠陥の存在を利用して特定の記録をつくつてやろうとかあるいは業務を妨害してやろうという積極的な意思の存在というのはそういう状況のもとでは認められませんが、本罪が適用される余地はないと確信しております。

○安藤委員 先ほどからお尋ねしております機能仕様書あるいは機能仕様というものは、プログラマーの人は相当細かいことまでお考えになつておられると思うのですが、注文する方はこういうものをつくつてもらへばいいんだということ、その厳密さやまるものでもないという場合が多いという話も聞いているものですか、そうするとそういう関係でそれをつくつておけばいいんだ。ところがやってみると、心の中で期待しておつたものがもつと細かいものであつて実は違つておつた。それで先ほどおっしゃつたようにそういう欠損、欠陥が出てきた場合に一定の保証期間というのがありまして、実際に使用してみたがどうも調子が悪いという場合は、修理をするとかいふことがあろうかと思うのです。ところがそういう場合は、それで何らかの損害が生じた場合は損害賠償とかそういうことにも発展することがあるかもしれない。しかし、それが仕様書の中身がその厳密でなかつたというようなことで言い争ひになつて、ああだこうだとなつて民事の方の損害賠償の方もうまくいかぬ。これはそんなもの知つておつてやつたに違ひないのだということと告発するなり告訴するなりして、この条文でいこうというところ、これはあるのじゃないのかなという感じがしてきましたので、この辺のところは大事なところな

んですから大臣も聞いておつてくださいます、その認識がなければいけません、故意がなければいけません、これは当たり前前の話です。しかし、今私が申し上げましたような心配も全くないかというところ、そうでもないと思うのです。だから、その辺のところこの条文を適用するについては慎重にしたいだかなくちやならぬのじゃないかな。乱用があつてはならぬことは当たり前前の話

ですが、その辺のところ、この条文は今私が申し上げましたように取引上のトラブルだとかいろいろ問題を含んでいるのです。だから、慎重に取り扱つていただかなくちやならぬと思うのですが、大臣いかがですか。

○遠藤国務大臣 お答え申し上げます。この改正案は、先生御承知のとおりコンピュータが非常に発達したというような点で、現行法では対応がとて困難だということをお願い申し上げたわけですが、この改正案は乱用するとか何かというようなことはございせん、しかも今先生の御指摘のような点については我々として慎重に対応してまいりたいと思つております。なおまた、捜査、処理等も乱用について批判を受けることのないような対応をしていくことを申し上げておきたいと思ひます。

○安藤委員 そこで、具体的な事例について、二お尋ねしたいのです。いろいろデータを集めてこれを提供する、いわゆるデータ提供業というのがあるのですが、そこで例えば株の見通し、何々銘柄の株が過去はどういう状況であつて今後はこういう方向だとかというデータを提供する業者が扱つていてコンピュータに対して、これでいうと「不正ノ指令」あるいは「虚偽ノ情報」を与えて間違つたデータを出させた、そしてそのデータ提供業者はそれをお客さんにそのまま渡した、渡したという格好になるのか、そういう場合はやはり虚偽のデータを与えたあるいは不正の指令を与えたということ、そして業務を妨害したということ、この二百三十四条ノ二に該当しますか。

○米澤説明員 非常に微妙な例を挙げられました。回答することは非常に困難でございますので、例を少し変えさせていただきます。例えば替え玉受験のような不正入試というのがございします。あれが偽計による業務妨害に当たるかどうかという、非常に難しい法律問題がございします。あの場合に業務妨害が成立するためには、大学側の実施する入試という仕事、業務が外形的

にある程度支障を生じてくるという状況にならなといひけないわけでございます、平穩裏に替え玉受験を見逃して入試が実施されてしまひますと業務妨害は非常に難しく考へてゐるわけでございます。それと比較して、今の情報提供業のやつている、株式の情報とおっしゃいましたが、ほんの一部の虚偽情報をインプットして虚偽の情報をお客にスムーズにどうか、円滑にどうか、提供していつて、結果的には誤つておつたわけでございますが、提供自体はなすことができたというような場合は、どうも業務妨害罪そのものの保護法益の考え方、つまり人の業務の遂行の意思決定あるいはその遂行の実現としての行動の自由と

とどまるものも出てくるわけでございます。ところが、大量に虚偽の情報をインプットして、そんなものを提供しても全く提供したことにはならないといひますか、だれも利用しようとしないうことと提供自体が業務をほとんど行ふことができないというやうな結果を惹起した場合には、業務妨害罪になるだろうと思ひます。

○安藤委員 ちょっとやうわからぬのです。だから、提供した情報がほんの少し間違つておつただけということ、いや大部分虚偽の情報を入れられてしまつて大狂いだということと、構成要件に該当するしないということになつてくるのがよくわからぬのですけれども、たとえ一部にしてもあそこからもらった情報が間違つておつた、おかげで損してしまつたとなれば、そのデータ提供業者は信用を失うわけでしょう。そういう関係では業務妨害になるのじゃないかなと思ひますが、そんなことはないですか。

○米澤説明員 なかなか境界を画したい事例であるのですから、個々具体的な事例を目的にして証拠関係を分析した上でお答えすれば御納得のいく答えができるのかと思ひますけれども、例えば二千人以上受ける一つの大学の入学試験に一人の替え玉受験生がいたからといって、そして結局は大学が判断を誤るわけでございますけれども

にある程度支障を生じてくるという状況にならなといひけないわけでございます、平穩裏に替え玉受験を見逃して入試が実施されてしまひますと業務妨害は非常に難しく考へてゐるわけでございます。それと比較して、今の情報提供業のやつている、株式の情報とおっしゃいましたが、ほんの一部の虚偽情報をインプットして虚偽の情報をお客にスムーズにどうか、円滑にどうか、提供していつて、結果的には誤つておつたわけでございますが、提供自体はなすことができたというような場合は、どうも業務妨害罪そのものの保護法益の考え方、つまり人の業務の遂行の意思決定あるいはその遂行の実現としての行動の自由と

も、そういった場合に即偽計による業務妨害だというふうには私も考えておりません。できるだけ謙抑的に物を考えておりますので、そのデータの量とか質とか、いろいろなものがかわりを持つてくるかと思ひます。ですから、成立する場合もございまして、消極に解する事例も出てくるかと思ひます。

○安藤委員 二百四十六条ノ二の関係でお尋ねします。

これは前にもここで質問があつたかと思うのですが、「不実ノ電磁的記録ヲ作り」というのと「虚偽ノ電磁的記録ヲ人ノ事務処理ノ用ニ供シテ」ということで、「虚偽ノ」不実ノ」というふうに出てくるのですが、これは中身はどう違いますか。

○米澤説明員 委員よく御承知と思ひますが、公正証書原本不実記載では、虚偽ノ申立ヲ為シ「公正証書ノ原本ニ不実ノ」と、こういうふうな一つの条文で「不実」とか「虚偽」と使つておりますが、内容的には客観的真相と異なることだということに一応なるわけでございまして。この場合のことを申しますと、そういう意味ではいずれもその内容が真相に反する記録だということに言えるわけでございまして、わざわざ二つの表現を使い出した趣旨を申し上げますと、「不実ノ電磁的記録」とは、他人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報または不正の指令を与えることによつて他人のシステムにおいて作出される真相に反する内容の記録、つまり他人のシステム内にある電磁的記録のうちそのうちか、そういうものがございまして。他方、「虚偽ノ」と書きかえしたのは、携帯型の電磁的記録を考へまして、犯人の手中にある電磁的記録のうちそのことをまず自分でつくり出す。そういうことで、若干表現を変えておるだけでございまして、公正証書原本不実記載のところの用語のやり方と同じだと理解していただければ結構かと思ひます。

○安藤委員 そこで、この条文には「財産権ノ得喪、変更ニ係ル」というふうにあるのです。二カ所あります。この「財産権ノ得喪、変更ニ係ル」電

磁的記録」というのは、普通考えられるのは銀行の預金口座の残高元帳とか、そういうものですね。

例えば不動産登記簿の原本をそのまま記録にしているもの、それからクレジット会社の信用情報ファイル、こういうのは入らないのですか。

○米澤説明員 入らないと理解しております。

○安藤委員 不動産の登記簿というものは「財産権ノ得喪、変更ニ係ル」ものじゃないかと思うのですが、違ひますか。

○米澤説明員 条文上「財産権ノ得喪、変更ニ係ル」と書いております趣旨は、今委員もおっしゃいましたように預金口座元帳の残高、そういうものでございまして、法律上権利の得喪、変更が行われなくても事実上そうした財産的利益が移転したような形をとり、そして結果としていつでもその移転された財産的価値を処分できるような状態を作出するような関係の記録というふうに理解しておりますので、確かに登記簿を見たいし、すべしと所有権が移つたような記載があるわけでございまして、まさに実態をそのまま反映しているわけでございまして、對抗要件としてそれが認められていないにすぎない。そういう場合には「係ル」という言葉には当たらない、関するとは言へるかもしれませんが、「係ル」とは言えないということでありまして。

○安藤委員 それから、この条文の関係で先ほど同僚委員の方からテレホンカードの話がありまして、テレホンカードの偽造ですか、これはこれに該当する、その関係で十年以下の懲役刑だけというのは重過ぎる、私もそう思うのですよね。罰金をどうして盛り込まなかったのかというふうに私も思ひます。

そこで、先ほど答弁をされた中で、起訴猶予というところもあるというお話だったので、これは挙げて捜査の段階になって、起訴の段階になつての話でして、今この場で、そういう軽微なものはこの条項によつて刑罰に処するに値しないものであると考へておるのだ、立案当局としてはそう

だというふうにおっしゃられるのか。おっしゃることができないのかできるのか、その辺はどうですか。

○米澤説明員 起訴猶予処分の対象になるものもあろうという予測を申し上げておりますが、構成要件に該当する行為はやはり犯罪を行ったことになりまして、国家としては当該犯罪者を処罰するという権限を放棄するわけではもちろんございせん。事情によつて、刑罰の規定に従つて起訴猶予をするわけでございまして。

そこで、この規定につきまして、テレホンカードのような委員おっしゃいますが、そういうものも入ってくるのは事実でございまして。ところで、こういうものが入ってくるというにしても、本来これ自体を主眼に構成要件をつくらなければならぬわけで、基本的には、先ほどおっしゃいました銀行側に備えつけられました預金口座元帳といふものと、残高のところ、あるいは悪い人間が考へましてすりかえる目的で部外で一応そういうものををつくりまして持ち込むこともある。ですから、備えつけのものをオートマチックに解約いたしましたして、内容を変更いたしましたして利用する場合と、外から持ち込んですりかえるやつを考へるといふことで、まず構成要件を立てるわけでございまして。その場合に、プリペイドカードとかテレホンカードというのは枝葉末節だから外せ、構成要件から何と外せぬかという話からまず出るわけでございまして、それ自体もやはり財産犯の典型的な犯罪でございまして、構成要件から括弧をして例外的にそれを外すということとは書けない。

もう一つ、罰金を設けるべきかどうかというのは非常に難しい問題でございまして、罰金をつけさえすれば犯罪者にとって非常にプラスかといひますと、逆に、罰金刑も刑でございまして、言へば軽微な事件についても罰金にしておくと、うなななことがあつてもこれまた非常に問題があらうか。したがひまして、詐欺の類型といひますか、類型として法適用を決めます場合には、や

はり詐欺罪の横並びが極端なところだということ十年以下という体刑だけにしたわけでありまして。

○安藤委員 最後に、人質による強要行為等の処罰に関する法律の改正案のことでお尋ねします。昭和五十三年の現行の第一条、これはダッカ事件との関連でできたと思うのですが、このときにも構成要件をどうしようか、例えば凶器というのは何かというふうな議論があつたはずなんです、そこで言う第三者というのはどういふ人あるいは法人が、組織にも当たるんじゃないかと思ひます、該当するものかということでお尋ねしたいのです。例えば若王子さんのお話が先ほどありました。私は違つた面からお尋ねするのですが、若王子さんは三井物産のマニラ支店長です。三井物産に対して金品の要求があつたわけですから、そうしますと、三井物産というのは、あの事件の場合、この新しい第一条の「第三者」、現行の一条でももちろん第三者なんです、この第三者になるわけですね。

○米澤説明員 委員の御意見のとおり、第三者には国とかあるいは自然人、法人、人の集団、すべて入ります。

○安藤委員 そこで、若王子さんは支店長だったので、支店長の場合もあるかもしれせん、あるいは工場長というふうな場合もあるかもしれせん。私が心配するのは、これは私がいろいろ手がけてきた事件の中でもあるのですけれども、労働組合が、例えば春闘の時期は賃上げ要求、あるいは解雇事件というふうなときには解雇撤回要求、あるいは解雇されようかというときは賃上げ要求、こういうふうなことで、憲法に保障された労働三権のうちの団体交渉権、これで工場長あるいは支店長を相手に団体交渉をする。もちろん正当な権利行使としての団体交渉なんです、割とこれはあるのですが、これが長時間にわたるが、割とだといふようなことで刑事事件をでっち上げられて、裁判、起訴されるというふうなこともあるのです。そうすると、先ほどの若王子さんの場合、

三井物産、会社が第三者ということになると、今度の改正案は二人以上共謀とか凶器を示してというのがないわけです。こうなると、非常に広いわけですよ。だからそういうような心配をせざるを得ないのですが、工場長に対してそういう要求をする、しかし正当な要求だ。しかし、でっ上げられて、第三者、会社に対して要求したではないか。賃上げを要求した、解雇を撤回しろ、これは該当する、これはでっ上げられた場合の話ですが、ということもあり得るのですか。

○米澤説明員 正当な労使の交渉である限りは、本罪の適用のないことはもう明らかでございまして、

今度の構成要件は、確かに二人以上共同して、凶器を示してという制限がございせんけれども、現行刑法に規定のございせんけれども、行為は少なくともしなければならぬ、それは要件になってございまして、確かに、強要の方は第三者というわけで、現行刑法の強要罪よりはや範囲が広がっておりますが、委員御指摘のとおりのような範囲の広がりを見せております。そこで、私どもの考えとしては、通常の労使交渉や学内交渉が本罪に該当することはないと確信いたしておりますが、ただ、団体交渉という名のもとに逮捕、監禁に当たる行為が行われた場合には、それは労使交渉の範囲を超えたものとして現行刑法でも逮捕監禁罪の適用を見る余地のあるところではございまして、今度の構成要件がそう特段に、逮捕監禁罪と比較しての語でございしますが、構成要件をあいまい化したとは考えておりません。

○安藤委員 あいまいだとは言っておらないのですが、現行の一条よりは大幅広がっておりますとは間違いない。

それで、大臣、今米澤さんの方からも答弁をいただいたのですが、そういう正当な権利の行使に対して、これができたから、会社に対して要求した、まさにこれに当てはまるということではな

らないことだと思ふのですが、そういう点で、乱用を戒めるという点でしっかりと御答弁をいただきたいと思ふのです。

○遠藤国務大臣 この保護条約については、先生御承知のように、殺人また人質の誘拐というような点の刑事手続を完成する、国際条約によって一層完璧を期していきたい。この条約は、御承知のとおり現在六十九カ国が条約締結をしている、かような点で、若王子事件といえども、やはりもっと連絡、情報を取り交わされるような方向にしていきたいというようにございまして、先生が御心配されているようなことには、捜査の面においていろいろな面において乱用の批判があるようなことは慎みたい、注意したい、このように御理解をちょうだいいたしておきたいと思ひます。

○安藤委員 時間が来ましたので、終わります。

○大塚委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○大塚委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

刑法等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大塚委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○大塚委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大塚委員長 内閣提出、参議院送付、刑事確定訴訟記録法案を議題といたします。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。遠藤法務大臣。

刑事確定訴訟記録法案

〔本号末尾に掲載〕

○遠藤国務大臣 刑事確定訴訟記録法案につきまして、その提案の趣旨を御説明いたします。

刑事被告事件が終結した後における訴訟の記録の保管等につきましては、検察官等においてこれを行つておられるところであり、刑事訴訟法第五十三条第四項が訴訟記録の保管については別に法律でこれを定める旨規定していることにもかんがみ、訴訟の記録の訴訟終結後における適正な管理を図るため、その保管並びに保管期間満了後における再審の手続のための保存及び刑事法制等に関する調査研究の重要な参考資料としての保存に ついて必要な事項を定め、あわせてその閲覧に関する規定を整備する等の必要があると認められますので、この法律案を提出することとした次第であります。

この法律案の要点は、以下のとおりであります。

その一は、刑事被告事件に係る訴訟の記録は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察官の検察官が保管することとし、その保管期間については、別表のとおり定めることとしたものであります。

その二は、検察官は、その保管する訴訟の記録（以下「保管記録」という。）について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、職権で、または再審の請求をしようとする者等の請求

により、その保管期間満了後も、これを再審保存記録として保存することとしたものであります。

その三は、保管記録について、その閲覧に関する手続を定めるとともに、刑事訴訟法第五十三条第二項の閲覧制限事由を具体化するなどし、あわせて、再審保存記録について、その閲覧に関する手続を定めることとしたものであります。

その四は、保管記録について再審保存記録として保存することを請求した者または保管記録もしくは再審保存記録の閲覧の請求をした者であつて、検察官の保存または閲覧に関する処分不服のあるものは、裁判所にその処分の取り消しまたは変更を請求することができることとし、その手続は、刑事訴訟法第四百三十条第一項に規定する検察官の処分の取り消し等の請求に係る手続の例によることとしたものであります。

その五は、法務大臣は、保管記録または再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間または保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存することとする。これを刑事参考記録として保存することとする場合には、これを閲覧させることができることとしたものであります。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○大塚委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次回は、来る二十六日火曜日午前九時三十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十六分散会

刑事確定訴訟記録法案

刑事確定訴訟記録法

(目的)

第一条 この法律は、刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後における保管、保存及び閲覧に必要事項を定めることを目的とする。

(訴訟の記録の保管)

第二条 刑事被告事件に係る訴訟の記録は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。

2 前項の規定により保管検察官が保管する記録（以下「保管記録」という。）の保管期間は、別表の上欄に掲げる保管記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

3 保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる。

(再審の手続のための保存)

第三条 保管検察官は、保管記録について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定めて、その保管期間満了後も、これを再審保存記録として保存するものとする。

2 再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百四十条第一項の規定により選任された弁護人は、保管検察官に対し、保管記録を再審保存記録として保存することを請求することができる。

3 前項の規定による請求があつたときは、保管検察官は、請求に係る保管記録を再審保存記録として保存するかどうかを決定し、請求をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、請求に係る保管記録が再審保存記録として保存することとされているものであるときは、その旨の通知をすれば足りる。

4 再審保存記録の保存期間は、延長することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

(保管記録の閲覧)

第四条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録（刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録に限る。次項において同じ。）を閲覧させなければならない。ただし、同条第一項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。

2 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第五十三条第三項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録（第二号）を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。

一 保管記録が弁論の公開を禁止した事件のものであるとき。

二 保管記録に係る被告事件が終結した後三年を経過したとき。

三 保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき。

四 保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき。

五 保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき。

3 第一項の規定は、刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録以外の保管記録について、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合に準用する。

4 保管検察官は、保管記録を閲覧させる場合において、その保存のため適当と認めるときは、原本の閲覧が必要である場合を除き、その謄本を閲覧させることができる。

(再審保存記録の閲覧)

第五条 保管検察官は、第三条第二項に規定する者から請求があつたときは、再審保存記録を閲覧させなければならない。

2 前条第一項ただし書及び第四項の規定は、前項の請求があつた場合に準用する。

3 保管検察官は、学術研究のため必要があると認められる場合その他法務省令で定める場合には、申出により、再審保存記録を閲覧させることができる。この場合においては、前条第四項の規定を準用する。

(閲覧者の義務)

第六条 保管記録又は再審保存記録を閲覧した者は、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序若しくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

(閲覧の手数料)

第七条 保管記録又は再審保存記録を閲覧する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(不服申立て)

第八条 第三条第二項の規定により保存の請求をした者（同条第四項において準用する同条第二項の規定により保存期間の延長の請求をした者を含む。）又は第四条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第一項の規定により閲覧の請求をした者であつて、当該請求に基づく保管検察官の保存又は閲覧に関する処分不服があるものは、その保管検察官が所属する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

2 前項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百三十条第一項に規定する検察官の処分の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(刑事参考記録の保存及び閲覧)

第九条 法務大臣は、保管記録又は再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間又は保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するものとする。

2 法務大臣は、学術研究のため必要があると認められる場合その他法務省令で定める場合には、申出により、刑事参考記録を閲覧させることができる。この場合においては、第四条第四項及び第六条の規定を準用する。

3 刑事参考記録について再審の手続のため保存の必要があると認められる場合におけるその保存及び閲覧については、再審保存記録の保存及び閲覧の例による。

4 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定に基づく権限を所部の職員に委任することができる。

(法務省令への委任)

第十条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律（以下「本法」という。）は、昭和六十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 刑事被告事件に係る訴訟であつて本法施行の日（以下「施行日」という。）前に終結したものの記録については、本法施行の際現に保管されているものに限り、本法の規定を適用する。

第三条 前条の場合において、大審院のした裁判の裁判書については、本法施行の際現に保管検察官が原本に代えて保有するその謄本を当該裁判書とみなし、原本は最高裁判所が保存するものとする。

第四条 附則第二条の場合において、施行日から六月を経過する日以前に第二条第二項の保管期間が満了することとなる訴訟の記録は、施行日から六月を経過する日まで保管するものとする。この場合において、当該訴訟の記録の閲覧については、第四条第二項第二号の規定は適用しない。

第五条 本法施行の際現に法務大臣が刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料として保存している刑事被告事件に係る訴訟の記録は、第九条の規定による刑事参考記録とみなす。

(略式手続による訴訟の記録等に関する特例)

第六条 刑事訴訟法第六編又は交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第百十三号)に定める手続による訴訟の記録であつて法務省令で定め

別表(第二条関係)

保管記録の区分

保管期間

一 裁判書	
1 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判書	百年
2 有期の懲役又は禁錮に処する確定裁判の裁判書	五十年
3 罰金、拘留又は科料に処する確定裁判又は刑を免除する確定裁判の裁判書	二十年(法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間)
4 無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違ひの確定裁判の裁判書	十五年
(一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの	十五年
(二) 有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの	五年
(三) 罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	三年
5 控訴又は上告の申立てについての確定裁判(1から4までの確定裁判を除く)の裁判書	控訴又は上告に係る被告事件についての1から4までの確定裁判の区分に応じて、その裁判の裁判書の保管期間と同じ期間
6 その他の裁判の裁判書	法務省令で定める期間
二 裁判書以外の保管記録	
1 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録	五十年
(一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に係るもの	五十年
(二) 十年以上の有期の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	二十年
(三) 五年以上十年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	十年

るものに係る本法の規定の適用については、当分の間、第二条第一項中「当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官」とあるのは、「法務省令で定める検察官」とする。

(刑事訴訟法施行法の一部改正)

第七条 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
第十一条を次のように改める。

もの	
四 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	五年
四 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの	三年(法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間)
2 刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違ひの裁判により終結した被告事件の保管記録	
(一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの	十五年
(二) 有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの	五年
(三) 罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	三年
3 その他の保管記録	法務省令で定める期間

理由

刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後における適正な管理を図るため、その保管並びに保管期間満了後における再審の手続のための保存及び刑事法制等に関する調査研究の重要な参考資料としての保存について必要な事項を定め、あわせてその閲覧に関する規定を整備する等の必要がある。

る。これが、この法律案を提出する理由である。

(参照)

国際的に保護される者(外交官を含む)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約の各犯罪行為に対応する刑法の基本的な処罰規定

行為類型	刑法の該当規定
殺人	百九十九条
傷害	二百四条、二百六条
暴行	二百八条
浄水等毒物混入	百四十四条、百四十六条
誘拐	二百二十四条ないし二百二十七条
遺棄	二百七条、二百八条
逮捕、監禁	二百二十条
強要	九十五条、二百二十三条
脅迫	二百二十二条
強制わいせつ、強姦	百七十六条ないし百七十八条

強盗	二百三十六条、二百三十八条、二百三十九条、二百四十一条
恐喝	二百四十九条
業務等の暴力的な妨害	九十五条、二百三十四条
放火	百八条ないし百十条
建造物等の浸害、損壊	百七条、百九条、百二十条、百二十三条、二百六十条、二百六十一條
ガス等の漏出	百十八条
汽車等の転覆	百二十六条
往來の妨害	百二十四条、百二十五条
住居侵入	百三十条

法務委員會議録第三号中正誤

八	一段行誤	正
九	一 忠	中心
一〇	一 おつては	とつては
一一	一 二月以降	二月以後
一二	一 書きまして	書きました
一三	一 書きました	書きました
一四	一 周到	周到
一五	一 周到	周到
一六	一 周到	周到
一七	一 周到	周到
一八	一 周到	周到
一九	一 周到	周到
二〇	一 周到	周到
二一	一 周到	周到
二二	一 周到	周到
二三	一 周到	周到
二四	一 周到	周到
二五	一 周到	周到
二六	一 周到	周到
二七	一 周到	周到
二八	一 周到	周到
二九	一 周到	周到
三〇	一 周到	周到
三一	一 周到	周到
三二	一 周到	周到
三三	一 周到	周到
三四	一 周到	周到
三五	一 周到	周到
三六	一 周到	周到
三七	一 周到	周到
三八	一 周到	周到
三九	一 周到	周到
四〇	一 周到	周到
四一	一 周到	周到
四二	一 周到	周到
四三	一 周到	周到
四四	一 周到	周到
四五	一 周到	周到
四六	一 周到	周到
四七	一 周到	周到
四八	一 周到	周到
四九	一 周到	周到
五〇	一 周到	周到
五一	一 周到	周到
五二	一 周到	周到
五三	一 周到	周到
五四	一 周到	周到
五五	一 周到	周到
五六	一 周到	周到
五七	一 周到	周到
五八	一 周到	周到
五九	一 周到	周到
六〇	一 周到	周到
六一	一 周到	周到
六二	一 周到	周到
六三	一 周到	周到
六四	一 周到	周到
六五	一 周到	周到
六六	一 周到	周到
六七	一 周到	周到
六八	一 周到	周到
六九	一 周到	周到
七〇	一 周到	周到
七一	一 周到	周到
七二	一 周到	周到
七三	一 周到	周到
七四	一 周到	周到
七五	一 周到	周到
七六	一 周到	周到
七七	一 周到	周到
七八	一 周到	周到
七九	一 周到	周到
八〇	一 周到	周到
八一	一 周到	周到
八二	一 周到	周到
八三	一 周到	周到
八四	一 周到	周到
八五	一 周到	周到
八六	一 周到	周到
八七	一 周到	周到
八八	一 周到	周到
八九	一 周到	周到
九〇	一 周到	周到
九一	一 周到	周到
九二	一 周到	周到
九三	一 周到	周到
九四	一 周到	周到
九五	一 周到	周到
九六	一 周到	周到
九七	一 周到	周到
九八	一 周到	周到
九九	一 周到	周到
一〇〇	一 周到	周到

昭和六十二年六月三日印刷

昭和六十二年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D